

水源開発問題全国連絡会

第23回総会資料

2016年11月13日

東京

目次

【事務局からの報告と、これからのこと】	1
【各地からの報告】	
サンルダム・平取ダム・二風谷ダム・当別ダム	9
成瀬ダム	10
鳥海ダム	11
八ッ場ダム	13
思川開発（南摩ダム）	19
砂防ダム	21
霞ヶ浦導水事業	23
太田川ダム	24
設楽ダム	25
徳山ダム	27
木曾川水系連絡導水路、長良川河口堰	29
大戸川ダム	33
丹生ダム	34
安威川ダム	35
川上ダム	37
石木ダム	39
【耐越水堤防】	
「住民を守る堤防の条件」 石崎勝義	46
「1年前何が起きたか 水と共に生きてきた常総」 古谷捷一・逆井正夫	
【ダム問題討議資料】	
I 治水問題	
鬼怒川水害で問われる国交省の責任	56
耐越水堤防をめぐる経過	59
スーパー堤防事業の虚構	63
II 利水問題	
減り続ける水需要 水余りが一層進行する時代へ	67
石木ダムに参画する佐世保市水道の架空予測	69
ダム完成後に架空予測をやめた神奈川県営水道と札幌市水道	69
厚生労働省も水道需要の大幅な減少を予測	70
暫定水利権問題（伊賀市と川上ダムを例にとって）	71
III 川の自然を取り戻すために	
荒瀬ダム撤去の現状	73
ウナギと河川環境の問題を考えるシンポジウム	76
IV ダムの費用便益比の問題（ダム推進のまやかしの根拠）	
不特定（流水の正常な機能の維持）の便益計算の虚構（思川開発を例にとって）	78
V ダム見直しの経過とダム事業の現状	
ダム検証（2010年度～）の経過	81
ダム検証の結果（推進ダムと中止ダム）	83
ダム事業見直しの経過（ダム検証の前まで）	87
全国のダム予算の推移	90
今までの中止ダム	90

事務局からの報告と、これからのこと

第1. 事務局からの報告

この一年、水源連事務局は石木ダム問題と、公共事業改革市民会議構成団体として「公共事業チェック議員の会」の後援を得た緊急集会開催等に取り組みました。

事務的には、水源連の皆さん相互の情報交換のツールである「水源連だより」、水源連 ML、水源連ホームページの発行・運営に務めました。

1. 石木ダム

特筆事項は何と言っても、石木ダム事業現地の風景がほとんど変わっていない「現地の皆さんが連日の行動で事業進捗を止めている」ことです。

石木ダムは事業認定取消訴訟と工事差止仮処分申立の法廷闘争が始まりました。

長崎県は付替道路着工再開を試みっていますが、すべて地元の皆さんの闘いが阻止しています。石木ダム建設に向けた工事は一切手つかずの状態が維持されています。

居住家屋 4 軒を含む収用裁決審理が当事者出席拒否にもかかわらず進行しています。更に長崎県は残地・残家屋すべての物件に対して収用裁決申請を長崎県収用委員会に提出しました。10 月末、長崎県は工事再開のためと称して、再開中止要請行動に対して「妨害禁止仮処分申立」を長崎地方裁判所佐世保支所に提出しました。

法廷闘争を経る中で、石木ダムの必要性に何ら根拠がないことが明らかにされています。

この 10 月 30 日には、稲刈りを終えたこうぼるの田んぼを特設会場にして、音楽と食のイベント「失われるかもしれない美しい場所で」が開かれ、県内外から大勢の若者や家族連れらが訪れました。

13 世帯居住地の地域社会と自然環境の素晴らしさが広く共有されることで、長崎県は司法の手を借りるという姑息なやり方でしか反対運動に抗することができない状態に陥っています。

長崎県と佐世保市に石木ダムを断念させる闘いは着実に前進しています。

! 2015 年 11 月 30 日、共有地権者を含む 110 人が事業認定取消し訴訟を長崎地方裁判所に提訴

! 2016 年 2 月 2 日、長崎地裁佐世保支部に 505 人が工事差止仮処分申立。「団結して闘う」を確認

! 4 月 18 日、石木ダム計画変更 工期 6 年延長

国土交通省は長崎県から提出されていた石木ダム全体計画変更（石木ダムの工期を 2016 年度から 2022 年度へ 6 年間延長する計画変更）を了承することを 4 月 18 日に長崎県に回答。佐世保市は 3 月 16 日に厚生労働省に対して「長崎県から工期変更の申入れを受けたが、本市の事業計画の見直しの必要はなく、今後も事業参画を継続する」と報告していました。

長崎県は現地住民の反対運動が強いことで付替県道工事が遅れていること、今後も反対運動が予想されることを理由にあげ、2011 年再評価では 2016 年度完成予定としていた工期を 6 年延長し、2022 年度完成としました。用地取得が見込めるので 2017 年度から本体工事着工としています。何を根拠に「用地取得が見込める」としているのでしょうか。強制収用しかありません。

この工期延長が諮問された長崎県公共事業再評価監視委員会は石木ダム建設絶対反対同盟をはじめとした多くの皆さんからの慎重審議の声を受け、「ゼロからの再評価」と言明していました。水源連事務局も同ダム事業に必要性がないことを訴える書類作成に協力しました。しかし、同委員会は「不要とは言い切れない。説明責任は果たすように」として同意を与えてしまいました。

水源連事務局はこの計画変更に際し、佐世保市にも再評価を求めるよう厚生労働省に要請しましたが、佐世保市が「その必要なし」としていることを追認するばかりでした。もし、水道水源に緊迫しているのであれば佐世保市は6年間もの工期延長を認めるわけにはいかないはずです。佐世保市が再評価することなく工期延長に同意したことは、「石木ダムは市民の悲願」がそら言であることの証です。

- ✧ 4月25日、石木ダム事業認定取消訴訟第1回口頭 弁論原告・代理人が陳述！
- ✧ 5月11日、長崎県、反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地を県収用委員会に裁決申請
- ✧ 5月16日、長崎地方裁判所佐世保支部にて工事差止仮処分第1回審尋
- ✧ 7月19日、工事差止仮処分審尋 と 事業認定取消訴訟口頭弁論
 - 第2回事業認定取消訴訟口頭弁論 長崎地方裁判所
石木ダムが治水・利水両面で必要性がないことを平山博久弁護士と高橋謙一弁護士が陳述しました。「治水・利水両面ともその目的は、「石木ダムありき」のために作り上げられたもので、事実とかけ離れた虚偽であり、石木ダムの必要性は元々全くない」ことを明解に述べました。
 - 工事差止仮処分申立第2回審尋 長崎地方裁判所佐世保支部
長崎県 と 佐世保市の対応 「石木ダムの必要性に踏み込まずに結審を」。
裁判所においても長崎県と佐世保市は石木ダムの必要性に関する説明責任を果たせませんでした。
- ✧ 付替道路工事再開中止を要請する行動が続いています。
現地では7月25日（月）から毎日、付け替え道路工事現場入り口で待機し、ダム建設事務所職員が来たときには工事再開中止要請行動を展開し、追い返しています。
- ✧ 9月8日 工事差止仮処分審尋
債務者側は事業の必要性についての審尋は不要としてこれ以上の審尋を拒んだため、裁判所は審議は尽きたとして、結審となりました。決定は年内に出されることになりました。
- ✧ 10月28日、長崎県、長崎地裁佐世保支所に「通行妨害禁止仮処分申立」提出。
- ✧ 10月30日、音楽と食のイベント「失われるかもしれない美しい場所で」開催。長崎県内外から700人が地元の食材を使ったグルメと音楽、のどかな田園風景を堪能しました。この日集まった皆さんの多くは石木ダム事業のことを始めて知った、石木ダム予定地に初めて訪れた、と思われます。その意味からも素晴らしい企画でした。
- ✧ 10月31日、事業認定取消訴訟第3回口頭弁論。石木ダムの必要性は治水・利水両面とも「石木ダムありき」のこじつけでしかなく、科学的妥当性は全くないことを立証しました。
- ✧ 12月22日、事業認定取消訴訟現地協議 裁判所が現地視察を行います。13世帯皆さんと一戸ごとの面接が予定されています。
- ✧ 2017年1月16日、事業認定取消訴訟第4回口頭弁論が予定されています。

水源連事務局は、事業認定取り消し訴訟と工事差止仮処分申立の弁護団の皆さんを専門的分野

について支援しています。あわせて、両裁判の進行について、水源連ホームページで情報共有を図っています。

2. 現地からの報告に替えて 立野ダム

「立野ダムによらない自然と生活を守る会」の皆さんが調査を重ね、白川沿川の治水対策として立野ダムは不適であることを、穴あきダムの危険性・自然破壊面から指摘し、河道整備で十分可能であることを、現地見学会、シンポジウム、知事候補者へのアンケートなどを通じて訴えてきました。

熊本地震で大規模な地盤崩壊に立野ダム予定地が見舞われました。「立野ダムによらない自然と生活を守る会」の皆さんは直ちに現地調査を繰返し、「立野ダムは中止しないと地震で大規模災害を引き起こす」と警告を繰返しています。しかし、起業者である九州地方整備局は「立野ダム建設に問題なし」としています。

- ◇ 4月28日、立野ダム工事事務所に「人命・財産を危険にさらす立野ダム建設の即時中止を求める要請書」を提出
- ◇ 4月30日、熊本地震直後、決壊の危機にあるとして、住民に対し避難勧告が出された西原村の大切畑ダムを現地調査
- ◇ 5月10日、熊本県への立野ダム中止を要請
- ◇ 5月17日、熊本市長宛に、立野ダム建設の即時中止を求める要請書を提出
- ◇ 6月3日、国土交通省「地震後の立野ダムに関わる区域の状況について（第2報）」発表し、大きな被害はなく、ダム本体の建設は可能と強弁しています。
 - 緒方紀郎さんのコメントです。“国交省の主張は、まわりがどれだけ崩れても「立野ダム本体をつくる場所は崩れていない」。すぐ近くに活断層があっても「立野ダム本体の真下は通っていない」ということです。ダム本体をどれだけ丈夫に造っても、地盤が壊れたら使えなくなるし、危険であることは現地を見れば一目瞭然。国交省の「目的」は、立野ダム本体をつくることであることが改めて分かりました。”
 - 国交省は9月から10月にかけてこの嘘で固めた情報を以て関係自治体に説明に回っています。それを報告するホームページには、それぞれの説明会終了後に、菊陽町長、大津町長、阿蘇市長、それぞれのダム推進の要望があったことを載せています。国交省はこのような虚偽の説明で「ダム推進の要望」を作りあげています。
- ◇ 6月5日、火山物理学者の須藤靖明氏（阿蘇火山博物館学術顧問）を招き、緊急学習会「熊本地震と立野ダム」開催 250名参加
- ◇ 6月15日、国交省に抗議文提出。
- ◇ 7月23日、立野ダム建設予定地である南阿蘇村の白水庁舎で開いた「熊本地震を受けて 阿蘇緊急学習会 ダムより生活道路を」開催 100名参加
- ◇ 8月3日、「立野ダムに係る技術委員会」の委員に対して要請書提出
- ◇ 8月29日、九州地整、2017年度本体着工を発表
- ◇ 9月16日、熊本市長と国交省に「立野ダム建設に係る技術委員会に関する抗議文」提出。
 1. 熊本県民の人命・財産を危険にさらす立野ダム建設を即時に中止すること。
 2. 住民も含めた「立野ダム建設に係る技術委員会」を再結成し、立野ダム建設予定地周辺の岩盤や活断層、地すべりなどについての十分な再調査・再検討を行うこと。
 3. 立野ダム建設に関して住民の疑問に直接答える説明会を開くなど、流域住民に対し説明責任をきちんと果たすこと。

- ◇ 9月30日、財務大臣宛に「国営立野ダムに予算をつけないことを求める要請書」を提出。
- ◇ 10月15日、緊急学習会パート2「熊本地震と立野ダム」開催。120名参加。
- ◇ 11月6日、熊本市サンロード新市街（アーケード内）で「熊本地震と立野峡谷写真展」

3. 公共事業改革市民会議

- ◇ 「4.5 参院選挙前 緊急行動 『公共事業の暴走ストップ! ～ 人権破壊・自治権剥奪を許さない!!～』」

安倍内閣のもと、全国各地で「必要性がまったくない公共事業」が強権的に推進され、人権破壊・自治権剥が進行しています。

公共事業改革市民会議は「公共事業チェック議員の会」の後援を得て、4月5日12時半から、「4.5 公共事業の暴走ストップ! 人権破壊・自治権剥奪を許さない!!」行動を持ちました。

集会に先立って石木ダム、江戸川スーパー堤防、横浜環状南・東京外環道、辺野古、諫早開門、リニア新幹線の6事業について、それぞれの関係省（厚生労働省・農林水産省・国土交通省）に対して、人権破壊・自治権剥奪が深刻な状況にあることへの抗議と、その解決策を提示した「抗議文」を手渡しました。

15時半からは、衆議院第一議員会館大会議室で、“4.5 参院選挙前 緊急院内集会「公共事業の暴走ストップ! ～人権破壊・自治権剥奪を許さない!!～”を開催しました。

上記6事業の現地からの報告とそれを受けた金子勝慶応大学教授の講演、民進党・共産党・社民党の11名の国会議員からの挨拶を受けるなどしました。

集会には160人を超える参加があり、安倍内閣が安保法制と同様に強権的に進める公共事業に対してストップを求める集会宣言を採択して終了しました。

4. 「公共事業チェック議員の会」との連携

- ◇ 参議院議員選挙の結果など

水源連は国会対策・政府対策として、超党派の国会議員グループ「公共事業チェック議員の会」との連携を図ってきました。水源連は、各公共事業の問題と取り組んでいるそれぞれの市民団体とともに「公共事業改革市民会議」を結成し、無駄な大型公共事業中止に向けて力を合わせています。公共事業改革市民会議は、ダム建設・スーパー堤防・公有水面埋立・高速道路・リニア新幹線・整備新幹線など、不要な大型公共事業を中止させて、地域社会・地域自然環境を守り、将来への負の遺産を残さないことを目的に、連帯した活動に取り組んできています。

2012年、2013年の国政選挙で人権派国会議員の大半が落選し、「公共事業チェック議員の会」は活動が停止してしまい、水源連と政界を結ぶ手立てが喪失していました。

何とか「公共事業チェック議員の会」の活動再開をと念じていたところ、初鹿明博衆議院議員が同会の事務局長を引き受けました。市民運動あつての「公共事業チェック議員の会」であることを確認し、市民運動側も「公共事業チェック議員の会」強化に向けて取り組むこととしました。

その最初の取組みが前項に挙げた「4.5 参院選挙前 緊急行動 『公共事業の暴走ストップ! ～ 人権破壊・自治権剥奪を許さない!!～』」です。

参議院選にあたっては、現・元を含めた「公共事業チェック議員の会」関係者の当選を目指すことにしました。しかし、現職であった林久美子（民進党）氏が議席喪失、元職の大河原雅子さん（民進党）の復帰ならず、という残念な結果に終わりました。

第2. この1年を振り返る－弊害しかないダム事業推進を支えている構造

1. 経過

各地の状況に共通していることは、緻密な現地調査、データ解析等に基づいて「ダム事業の必要性は作り上げられたものであり、災害誘発の危険性をつくり出し、地域社会と自然を破壊し後生にツケを残す」と警鐘を鳴らして、ダム事業の中止を求めても、中止にはつながらない、というなんとも歯がゆい現実です。何故、この状況が何十年も続いているのでしょうか。とりわけ安倍政権は大規模公共事業をなりふり構わず進めるとしています。全国至る所で共通しているのは、必要性は勿論、住民意見を無視、人権も顧みないという安倍政権の強引な手法です。

現在のダム事業は、数十年前に計画決定されています。それらのダム計画は1997年改正の河川法により、上位計画となった河川整備計画に位置づけられてきています。河川整備計画策定段階では本来は流域住民の意見が反映される仕組みになっています。ダム計画については再評価制度があります。この再評価においても流域住民の意見を聴く仕組みにはなっています。

これらの仕組み・手順に応じた手続きとして、説明会、公聴会、パブリックコメント、流域委員会など様々な手法がとられていますが、行政目的に合わない意見はすべて無視されているのが現実です。

民主党政権が公約「コンクリートから人へ」を具現することを目指し、ダム見直しを表明しました。しかし、2009年11月20日に設置された「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」はダム推進の御用学者で構成されました。この有識者会議が作成したダム検証の手順と基準により、2010年10月からダム検証が開始されました。国交省官僚たちは民主党政権の思惑をはずす仕組みを作り上げ、各地で問題になっていたダムすべてが「推進」になってしまいました。この一連の仕組みに対して私たちは撤回を求め続けてきましたが、民主党政権がまったく聞く耳を持たなかったのは驚きです。その結果として無駄なダム事業が強権的に推進されている現実に責任をとるべきは当時の民主党政権です。「コンクリートから人へ」を具現できる政権樹立を私たちは目指さざるを得ない状況にあります。

2. 事業者、起業者が用いる手法とその問題点

事業計画策定段階、再評価段階、事業実施段階の3段階各々にチェックを入れる法的システムがあるものの、その運用は事実上、事業者・起業者のフリーハンド状態に陥っています。何故それが罷り通ってしまうのでしょうか。

1) 実質的な住民参加が閉ざされている。

① 各級議会が「事業の必要性」を検証できていない。異論を聞く耳を持っていない。

- 国会レベル、地方議会レベルそれぞれが、ダム事業等の必要性について行政の言い分をそのまま容認してしまう。
- 異論が提起されても、抜本的審議は拒否される。
- 議会への請願は採択されない。

◎ 各級議会への対応策

- 各党派へ真摯な情報・意見交換申入れ。
- 各議会に超党派「公共事業チェック議員の会」発足・強化
- 住民投票

② 審議会・委員会の公開は？

- 全面公開になっていない。

- 市民の発言権がない。
 - 傍聴者の発言権がない。
- ◎ 審議会・委員会対策
- 各委員へ情報提供
 - 各委員との意見交換
 - 超党派「公共事業チェック議員の会」の活用
 - 法改正しかないのか？
- 2) 土地収用法
- ① 土地収用法の性格
- 起業者が事業認定申請を出すことで強制収用が約束されている。
 - 収用委員会では事業認定の是非を取り扱わない。補償額の算定のみなので、地権者は不服申立ができないまま、収用裁決が下される。
 - 事業認定取消訴訟中でも強制収用がなされる。
 - 補償金を受け取らないと供託され、売買が成立したとみなされて、課税される。
 - 説明責任が果たされていない状態で事業認定申請が受理されている。
 - 事業認定を判断する第 20 条に説明責任履行は盛られていない。
 - 同第 20 条には人権擁護が盛られていない。
- ◎ 土地収用法対策
- 事業認定申請を許さない状況づくり。
 - 収用委員会開催に抗議が出された場合の受け皿として、「事業認定そのものの再評価」。
 - 強制収用ができない状況づくり。
 - 超党派「公共事業チェック議員の会」の活用
 - 法撤廃もしくは法改正しかないのか。
- 3) 司法が機能しない。
- 事業者・起業者の裁量権を全面的に認めてしまう。
 - 原告側に全面的な立証責任を課している。
 - 係争中でも事業は停止しない。
 - 高齢化などで提訴・訴訟維持ができない場合の救済がない。
- ◎ 司法対策
- 「裁量権」を持つ者への説明責任追求
 - 説明責任履行の義務付け
 - 司法改革

第 3. 私たちの課題 新年度の活動方針

- 1) 石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利すること。進行中のダム事業の中止獲得を目指します。
- ① 石木ダム中止に向けての取り組みを強化し、石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く。長崎県・佐世保市が来年にもやりかねない 4 軒住居の収用裁決を許さない、行政代執行による取壊しを絶対に許さない状況造りを全国の仲間と共に展開する。
- ② 立野ダム、安威川ダム、川上ダム、木曾川連絡導水路、設楽ダム、八ッ場ダム、思川開発（南摩ダム）、霞ヶ浦導水事業、成瀬ダム、城原川ダム、鳥海ダム、平取ダム、サンルダム、最上小国川ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダムなどの建設事業反対運動と連携を取り合い、中止に向け

て取り組む。

2) 下記課題克服を目指します。

- 実質的な住民参加が閉ざされている。
- 土地収用法 事業認定申請が強制収用に直結している実態
- 司法が機能しない
- 「住民不在の公共事業を排除する」キャンペーンを展開

3) 河川行政の抜本的な改善

昨年 9 月の鬼怒川水害を繰り返さないため、安価な堤防強化法による耐越水堤防の実現等、河川行政の抜本的な改善を求めます。

- ① 鬼怒川水害の実態を把握し、堤防決壊を引き起こした河川行政の問題を追及する。
- ② ダム等の大規模河川事業に河川予算の大半を投入する河川行政をあらため、安価な堤防強化法による耐越水堤防の実現を求めていく。
- ③ 金食い虫で点の整備しかできず、治水対策として意味がなく、地元住民の立ち退きを強制するスーパー堤防計画の中止を求めていく。

4) ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す。

- ① とりわけ不要が明確で地域社会・自然環境に弊害をもたらすことも明白な、路木ダム、新内海ダム、太田川ダム等について、建設間もないことから撤去は難しいと思われるので、水抜き空っぽ運用を目指す。
- ② 瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、霞ヶ浦常陸川水門の開門など、河川の遮断によって自然環境が破壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。
- ③ 自然環境の回復を目指すために、必要性が希薄となったダムリストを作成し、公表する。
- ④ もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を入れる時代であることをパタゴニアなどと連携して、広くわかりやすくキャンペーンする。

5) 国会、政府対応

- ① 「公共事業チェック議員の会」等と連携して国会議員との情報共有を図るとともに、国にあたる。
- ② ダム中止後の生活再建支援法の成立をめざす。

6) ダム問題を広く知っていただくために

ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用、水源連ホームページの充実を図っていきます。水源連ホームページは水源連仲間だけではなく全国の皆さんへの情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願いします。

これからもパタゴニアと連携して、ダム問題と川の望ましい姿について多くの方と語り合えるよう努めます。

7) 今年度の運営体制

顧問	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之 遠藤保男
事務局長	遠藤保男
会計	和波一夫
会計監査	川合利恵子

石木ダムを中止させるための水源連の取り組み

2016年11月13日水源連第23回総会

1. 石木ダム建設絶対反対同盟からの要請に応える。

2. 事業認定取消訴訟・執行停止申立、工事差止め仮処分申立ての支援

- ① 工事差止め仮処分申立ての申立人募集が再開されたならば、募集に取り組む。
石木ダム事業によって侵害される権利（人格権）の防衛が目的
石木ダム事業が許されるならば、下記事項をまねく。
 - ◇ 無駄な事業による人権侵害。
 - ◇ 無駄な事業による環境破壊。
 - ◇ 無駄な事業への税金支出。
 - ◇ 本来優先されるべき事業の停滞
- ② 準備書面等の作成を支援する。
- ③ 弁護士会議に参加（スカイプ参加も含めて）
- ④ 口頭弁論・審尋に参加
- ⑤ 進行状況について水源連ホームページに掲載し、全国への共有化を図る。
- ⑥ 共有地運動に協力いただいた皆さんには「こうばるからこんにちは」で情報共有を図る。

3. 国会対策

- ① 「公共事業チェック議員の会」等を通じて、国会内に石木ダム問題の周知を図る。
- ② 「公共事業チェック議員の会」による、事業認定庁を含めた関係省庁からのヒアリング、長崎県・佐世保市への指導要請などの実現。
- ③ 真島省三衆議院議員による国交省・厚労省等へのヒアリング継続
- ④ 石木ダム対策議員の会（仮称）の立ち上げ。

4. 公共事業改革市民会議等との連携

土地収用法を適用した横浜環状道路、家屋撤去を強行した江戸川スーパー堤防とあわせて、人権を無視した「事業ありき」の強権的事業推進を止めさせる。

- ① 連携して、院内集会を開催する。
- ② 連携して、国土交通委員会への取組みを試みる。

5. 広範な視点からの世論形成

- ◇ 水源連の3ツール（ML、ホームページ、水源連だより）を通じての情報共有と呼びかけ。
- ◇ アースデイなど催しへの参加。
- ◇ 機会あるごとに、石木ダム中止に向けた世論形成を図る。
 - ミニ集会参加
 - 映画「ほたるのかわのまもりびと」鑑賞呼びかけ、上映会開催

水源連第 23 回総会「石木ダム問題に関する特別決議」

石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯 60 名の皆さんは、「石木ダムは不要。不要なダムに生活の場を明け渡すことはあくまで拒否する」「長崎県は覚書をかかわしているのだから、収用法適用は違反」「事業認定は長崎県と佐世保市が提出した間違っただけによる間違っただけの判断。認定庁は取り消せ」「田畑を収用されようとも手渡した覚えはない。田植えも続ける。」「家屋が取り壊されようとも小屋を建てる。小屋も取り壊されればテントを張って暮らす。どんなことがあっても明け渡すことはない」と徹底抗戦を決意しています。その決意は支援の皆さんにも共有され、付替道路工事を阻止し続けています。「こうばる」に行っても、ダムに関連する工事は一切手が付けられていません。「**こうばる**」の風景と地域社会は守り抜かれています。

収用委員会にかけられていた 4 軒の家屋を含む第 2 次収用裁決申請の審議は地権者当事者の出席拒否のままで審理が終了し、決定が出るのは時間の問題となっています。残地すべてを対象とした収用委員会も開かれています。「事業認定が前提。土地等の補償額を評価するのが役割」としている収用委員会審理に出席する意味はないとして**地権者の皆さんは出席拒否を続けていますが、「収用委員会審理」は進んでいます。許しがたいことです。**

起業者、長崎県と佐世保市がこのままの姿勢を続けるならば、13 世帯住居取壊しという蛮行が現実のこととなってしまいます。**私たちはそのような蛮行は絶対に食止めます。**13 世帯の皆さんと連帯して長崎県の暴走を阻止し、皆さんが育ててきた地域社会と生活、ホタルの里、貴重な生態系を持つすばらしい自然環境を守り抜きます。

私たちは石木ダム事業がもたらす 4 つの負の遺産、

- ◇ 無駄な事業による人権侵害
- ◇ 無駄な事業による環境破壊
- ◇ 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出
- ◇ 本来優先されるべき事業の停滞

を看過することができません。

水源連は全国の仲間とともに石木ダム建設絶対反対同盟を支援し、石木ダム建設中止実現を目指します。

2016 年度会計報告と 2017 年度予算方針

2016年度会計		会計年度は2015年11月1日から2016年10月31日まで	
水源連2016年度会計報告		2016年度	
		単位:円	内訳
収入の部	前年度繰越金	2,084,393	このうち切手分16878円
	年会費個人	315,000	
	年会費団体	180,000	
	会員カンパ	64,000	
	雑収入	1,148	資料売上1120、普通預金利子28
	2016年度収入小計	560,148	前年度繰越金を除く収入
	合計(繰越金+収入小計)	2,644,541	
支出の部	水源連だより印刷代	292,696	水源連だより73号～75号、総会資料集、封筒印刷
	水源連だより送料	99,286	ヤマト運輸便、封筒発送
	HP経費	217,317	ホームページ維持管理費
	事務費	248,165	ソフト代2本分87447円、情報公開請求、宛名シール、コピー代ほか
	会議費	39,096	会議室代
	行動費	120,220	交通費等
	備品費	44,800	ドキュメントスキャナー
	振り込み手数料分担	12,810	会費納入振込水源連負担分
	切手使用	332	郵便による資料発送
	合計	1,074,722	
	収入-支出	次年度繰越金	1,569,819

水源開発問題全国連絡会（水源連）の会計年度は、11月1月から10月31日の一年間となっています。2016年度の収入小計は560,148円で、収入小計のうち49万5千円が年会費（個人31万5千円、団体18万円）でした。前年度に比べ会費は3万3千円の減となりました。

支出額は107万4,722円で、支出額のうち36%を「水源連だより」等の印刷・発送費に使用しました。また、20%を水源連ホームページの維持管理に使用しました。このように支出額の56%が広報関係でした。その他には、石木ダム建設反対運動関係の行動費等が約12万円で支出額の11%、資料作成用のソフト代と備品購入が約13万円で支出額の12%でした。

収入合計（前年度繰越金と収入小計の合計）は264万4,541円であり、これから支出107万4,722円を引いた156万9,819円が次年度繰越金となります。なお、繰越金のうち約83万円は「石木ダム支援プロジェクト」用の予算です。2017年度は、これまでと同様に「水源連だより」の発行や広報を中心に予算執行していきます。全国各地との連携をさらに強化し、特に石木ダム予定地の状況逼迫対応として現地支援活動を強化していきます。水源連活動の継続・発展のために助成金申請も行っていく予定です。

各地からの報告

サンルダム・平取ダム・二風谷ダム・当別ダム	9
成瀬ダム	10
鳥海ダム	11
八ッ場ダム	13
思川開発（南摩ダム）	19
砂防ダム	21
霞ヶ浦導水事業	23
太田川ダム	24
設楽ダム	25
徳山ダム	27
木曾川水系連絡導水路、長良川河口堰	29
大戸川ダム	33
丹生ダム	34
安威川ダム	35
川上ダム	37
石木ダム	39

活動報告用紙

団体名	北海道自然保護協会		
対象事業名	サンルダム・平取ダム・二風谷ダム・当別ダム		
事業地名	下川町・平取町・当別町	事業者	北海道開発局・北海道

この一年の活動報告

サンルダム：堤体工事が始まり、ダム建設阻止の闘いは困難。サンル川がサクラマス重要な河川のため、サクラマス保護が重要な争点となっている。9月中旬にサクラマス産卵観察会がもたれて、50名が参加。開発局は、ダム堤体沿いに高さ約30mの階段魚道を作り（未完成）、さらにダムに沿ってサンル川上流結合点まで7kmの魚道を計画している。写真はダム湖下流から撮った完成した魚道。右側がダム湖になる。上から丸見えで、鳥や動物に捕食されるのではないかとというのが皆の感想。（完成時に当然対策をとるのでは？という意見が出されたが遡上試験の報告ではその点は触れられていない）



今後は、魚道問題に絞って、開発局を糺す活動を進める予定。

平取ダム・二風谷ダム：8月にダム現場を見に行ったら、堤体工事が進められていて、写真は堤体の場所の右岸崖で、岩場が塗り固められている。この岩場は、アイヌの人たちが大切にしているチノミシリ（神の声を聴く場）なので、それが穢されていることになる。

工事によって失われる動物の保護、植物の移植がなされているが、我々は手がまわらず、対応できていない。水源連の嶋津さんの協力も得て、二風谷ダムの堆砂問題に取り組んでいるが、2009年以降堆砂が止まっている。今年は台風が日高地方も襲ったので、その影響を今後見ていきたい。



当別ダム：当別ダムはすでに完成して、当別町・石狩市・小樽市に水道水が供給されている。その結果、石狩市や当別町では水道料金が値上げとなり、住民に不満の声がある。札幌市は当初、2025年度から水道水が不足するとし、当別ダムから取水する計画であったが、ダムが完成すると、水道水は不足しないとし、札幌市で災害があったときに当別ダムから取水するという目的に変更して、あくまで当別ダムにこだわっている。札幌市は、豊平川水道水源水質保全事業を立ち上げて、札幌市の水利権を減らすことによって水が足りないとして当別ダムに参画した。この事業は、日本の水道水のヒ素の基準(0.01 mg/L)をさらに半分(0.005 mg/L)にするための事業であるが、調べてみると、2008年度以降ヒ素濃度が0.005 mg/Lを越えていない。そこで、北海道選出の国会議員の協力を得て、水源連とともに総務省に無駄な事業をやめるべき、と申し入れた。総務省担当官は、この事業には疑問点もあるが、再評価するにはしっかりとした根拠が必要として、応じなかった。そこで、札幌市議会の議員の協力も得て、札幌市議会で質問をしてもらい、根拠をさらに明確にすることを検討している。

9月25日、NHKが高齢化社会を見据えて、「縮小日本の衝撃」を放映し、今後、例えば水道管の更新など日本社会を維持していかなければならない厳しい現実を突きつけた。どうしても必要な事業を厳密に精査・峻別しなければならないことを市民に訴え、協力して無駄な事業を無くさなければならぬ。

問い合わせ先：

氏名	佐々木克之	電話	011-532-5851	メールアドレス	katusa@dia-net.ne.jp
-----------	-------	-----------	--------------	----------------	----------------------

活動報告用紙

団体名	成瀬ダムをストップさせる会		
対象事業名	成瀬ダム		
事業地名	秋田県東成瀬村 (雄物川水系成瀬川)	事業者	国土交通省東北地方整備局

成瀬ダム計画とは

- 事業費： 約1530億円
- 完成予定年度： 平成36年
- 経緯： 昭和48年4月 秋田県が予備調査開始
平成3年 国の直轄事業へ移行
平成12年 事業計画 堤体高さ113m、長さ690m、総貯水容量7870万^m³
平成28年 設計変更 (ロックフィル⇒ 台形CSG)
- 問題点：① 農業用水
減反、農業人口減少による需要減
費用便益比1.09は架空の便益を計上
- ② 治水
ダムがカバーするのは流域のわずか1%
費用便益比1.16の計算方法に治水マニュアル違反
- ③ 水道用水
横手市等流域市町村は普及率増加等を見込んでダムに参加
湯沢市はダム検証の際に使用権2分の1を返上
- ④ 耐震性
秋田県が想定する規模の地震を前提とした耐震設計を行わず
- ⑤ 自然環境
世界遺産白神山地に匹敵する貴重な自然
法アセス実施されず (アセス法成立前に閣議アセス実施)
- ⑥ ダム検証
便益の異なる案 (ダムなし7000^m³/秒の堤防かさあげ案とダムなし6800^m³/秒の成瀬ダム案の費用だけを比較し、成瀬ダム案が「安い」として事業継続)

成瀬ダムをストップさせる会の活動

- 住民訴訟： 2009年より秋田県・横手市に対し住民訴訟運動を続けてきた。今年10月に言い渡された対横手市の秋田地裁判決「既存水源を維持してその限度で水量を確保するか、それとも成瀬ダムからの給水に依存するかを選択は、その結論によって日常生活に影響を受けかねない住民の意思に委ねるのが相当であり、既存水源を維持し、成瀬ダムからの給水に依存しないと住民の意思が明確になっているとはいえない現状においては」横手市のダムへの公金支出が違法とは言えない、「既存水源等を更新したほうが横手市の財政的負担が少なくなるとしても、このことによって」成瀬ダムへの公金支出を取りやめなければ違法とはいえないなどとして住民敗訴したため高裁へ控訴。
 - 自然環境調査： 昨年12月より、パタゴニアの助成を受けて環境調査、クマゲラの巣を発見するなどの成果をあげた。来年春にも調査継続を予定。
- シンポジウム： 11月24日(木)に自然環境調査の結果を報告するシンポジウムを開催予定。

文責 西島 和 成瀬ダム住民訴訟弁護団 電話 070-6642-9014

団体連絡先	奥州幸吉	電話	090-66235279	メールアドレス	masako_o@rnac.ne.jp
--------------	-------------	-----------	--------------	----------------	---------------------

活動報告

団体名	鳥海ダムと市民生活を考える会		
対象事業名	鳥海ダム		
事業地名	由利本荘市	事業者	国土交通省東北地方整備局

昨年の活動報告では以下のことを報告した。

- ① 「子吉川水系鳥海ダム建設事業に係わる環境影響評価方法書説明会」の席(3/16)で、「環境影響評価の手続きの流れ」が説明されたが、「改正環境影響調査法(2011年成立 2013年施行)」の「計画段階配慮書の作成」の部分が省かれていること。そしてその省略の根拠として挙げた書類へ疑問を呈したこと。そしてこの説明会の様子が新聞報道されたこと。(※尚、上記2点の問題点については第22回総会資料「環境アセスメントとダム」(P80 - 81)において詳しく解説して頂いた)
- ② 説明会の後、「改正法」に基づいた「環境影響評価」を行うようにと、意見書の提出や県・市議会への請願をしたこと(いずれも不採択)。

実は今回の「活動報告」は、同じ2015年のその後についてであるので、まず、お断りしておきたい。

私たちが少々「騒いだ」結果なのか、当局は3月に行った「方法書説明会」と全く同じ内容に追加の資料(※参照)を添付して10月に再び「説明会」を開いた。しかしその主張は3月の繰り返しであり、単なる「アリバイ」に過ぎなかった。

私はその際、追加資料「書類の指定」中の「平成25年(2013年)3月29日」という日付けが「改正法」の全面施行が2013年の4月なので、その数日前であることに気付いた。そこで「微妙な日付けですね」と述べたところ、当局の説明官は「微妙なとは・・・」とくり返し、明らかに不快感を示した。

鳥海ダムの「計画段階配慮書作成」省略の根拠として「子吉川河川整備計画」(今回の追加資料に添付)を持ち出すために、この短期間に当局間でどのようなやりとりがなされたかはわからない。しかし結果として、“到底根拠とはなり得ない書類”を挙げてしまうという、「法」をも無視するやり方に、自分達の利益のみを優先させる姿勢の表れであるような気がする。

今年度は、私たちは何の活動もしていない。これまでの活動にしても、ほんの数人の有志が当局主催の会を傍聴し、説明会や、パブコメ、意見書などの機会に反対の意思を述べるだけのもので、余り「力」とはなっていないと自覚をしている。もし、鳥海ダム予定地の当事者の反対運動がまずあり、同じ市に住んではいるが外部者である私たちが支援をする形であれば理想的であり、そして、このような現地と結びついた運動を当局は最も嫌い、恐れるところだろうなどと仲間内で話題にしたことがある。

では、鳥海ダム予定地の現地ではどんなことが起きているのか。

ある新聞報道(魁「ダムに沈むといわれて―百宅集落の15年」2011年11/24～30)は突然持ち込まれたダム話に当惑し、翻弄されてきた住民の様子をよく伝えている。

その報道からは国がダムのような大型公共工事を現地に持ち出す時の典型的な戦略の「手口」と、それに見事にはまってしまう住民達の過程がよく見えてくる。

その「手口」の第一にして重要なことは、反対運動を拮げないためにまず地元の批判、反対を封じ込むことであろう。国は「ここにダムが出来る」とまず一方的に告げ、実現には実際は長期間を要するにも拘わらず、ダムを確信させる。先例地視察は22回にも及んだ。子吉川の支流の洪水被害写真をぞろりと見せつけ、治水対策のためにはダムが必要と思込ませ、ダムが最も低コストであると説明をする。住民の多くは農業従事者であり、後継者不足などの農業を巡る時代の状況も重なり、ダム話に浮き足立った住民がダム建設はむしろ「渡りに船」と考えても不思議はない。もはや、今更後には戻れないまでに「追い込まれた」彼らは積極的なダム建設推進者へとなくなっていった。

以上のような事情を知り、また、住民の身になって考えてみると一層、現地で反対の声を挙げるのがいかに難しいかが想像でき、軽々しく地元からの反対運動を期待すべきではないだろうと思う。従って今いるところで、自分で何ができるのかを考え、実行してみることはないだろうか。以下に少し考えてみた。

鳥海ダム問題に接する中で、「改正環境影響調査法」の存在を知ったことは大きい。世界的に自然環境の重要性が叫ばれる時代にあって、国などがいつまでもこの法の支配を逃れ続けることはできないはずである。そのためにも私たちがまずこの法の精神を学び、周りに伝えていくことなども運動の一つになるだろう。

また、2014年以來、由利本荘市を含む秋田、山形4市町の市長などは官民挙げての「鳥海山・飛島ジオパーク」認定を目指す運動の先頭に立ってきたが、今年9月、目出度く日本ジオパーク委員会の指定を受けた。しかし、その推進運動者達、特に由利本荘市長などは、ジオパーク運動と鳥海山の自然破壊に繋がるダム建設の早期実現とを並行して推進するという事に矛盾を感じないのだろうか。この「おかしさ」を語り合うことも運動の一つとなり得るだろう。

(*参照) 第4章 計画段階環境配慮書に関する内容 ※第4章を新たに追加

○ 方法書に記載する計画段階環境配慮書に関する内容

方法書における計画段階環境影響配慮書についての記載内容は、次のとおり(法第五条より)

- ・計画段階環境配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
(法第三条の三第一項第四号)
- ・主務大臣の意見
(法第三条の六)
- ・主務大臣の意見についての事業者の見解

○ 経過措置に関する規定

○法第五十三条、附則第六条第一項
この法律の施行の際、条例又は行政指導等の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ各号に定める書類と見なす。
一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行った結果を記載したと認められる書類 第三条の三第一項の配慮書
二 主務大臣が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第三条の六の書面

○附則第六条第二項
前項に掲げる種類は、主務大臣が環境大臣に協議し指定するものとする。

○ 書類の指定

○国土交通大臣が環境大臣に協議した結果以下の書類が指定され、公表されている(平成25年3月29日国土交通省告示第三百二十四号)

- 一 法附則第六条第一項第一号に掲げる書類
河川法の一部を改正する法律等の運用について(平成十年一月二十三日付通達)二の2の③により作成された河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を含む書類
- 二 法附則第六条第一項第二号に掲げる書類
河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第一項の規定により定められた河川整備計画

全面施行(期)の区前

活動報告用紙

団体名	ハッ場あしたの会		
対象事業名	ハッ場ダム		
事業地名	群馬県長野原町	事業者	国土交通省関東地方整備局

国交省関東地方整備局は8月、ハッ場ダムの事業費を4,600億円から5,320億円に増額することを明らかにしました。今回の増額は2004年に次ぐ二度目の増額で、工期延長を含む基本計画の変更は、これで5度目です。

増額の理由について、国交省は「現地の地質状況が明らかになるなど、残る工事の内容がおおむね確定できたことから、今後の増額を明らかにすることができた」（10/25衆議院総務委員会）と説明していますが、今回の増額の内容を見る限り、更なる増額と工期延長が行われる可能性が極めて高く、ハッ場ダム事業の見通しは依然として不透明です。

ハッ場ダムの本体工事は、昨年1月から始まった基礎岩盤の掘削工事が9月に終了し、コンクリート打設が始まろうとしています。今年4月、事業認定が告示され、水没予定地では最後に残った住民が契約を余儀なくされ、今年度中の移転を迫られています。

今回の増額によっても、ダム湛水による地すべりの危険性、ダム本体の岩盤の安全性などの問題は不安を払拭できたとは言えません。ハッ場ダム湖予定地の周辺はもともと住宅が多い上、水没住民の移転代替地が30～50メートルの高盛り土で人工造成されています。安全性をないがしろにしたまま強引に進めるダム事業を今後さらに厳しく監視していく必要があります。

この一年の活動報告

事業者はハッ場ダムの工事が順調に進んでいるとアピールし、マスコミも踏み込んだ報道をしていますが、実際には現地で様々な問題が起きています。

当会では、主に以下の問題の具体的な内容を情報公開請求や公開質問、現地での定点観測などによって把握し、ホームページ、メーリングリスト、ツイッター、フェイスブック、記者会見等を通して発信してきました。

- ・ 本体工事の遅れ
- ・ 付け替え国道の地すべり
- ・ 事業費再増額の中身
- ・ 関連工事で大量に使用された有害な鉄鋼スラグ問題
- ・ ダム予定地域における自然・文化遺産・住民の居住環境の破壊

また、上記の問題を議会で取り上げてもらうよう、ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会などに働きかけ、議員への情報提供、現地案内等を積極的に行ってきました。

ダムサイトの基礎岩盤、地すべりの問題をテーマに、1月に集会「ハッ場ダム このままつくって大丈夫なのか」を開催し、ダム予定地の自然をより身近に感じてもらえるよう、3月にハッ場カフェを開きました。

問い合わせ先：

氏名	田中 清子	電話	0424-67-2861	メールアドレス	info@yamba-net.org
-----------	-------	-----------	--------------	----------------	--------------------

7月の参院選では、群馬選挙区の立候補者へ公開質問書を送り、その回答を公開しました。今夏の利根川の濁水に際し、ダム必要性をPRする国交省の濁水キャンペーンに対抗し、「濁水報道の真相」をホームページに掲載しました。(11/2現在、8000ヒット超)

ハツ場ダムの事業費増額については、増額に同意しないよう求める請願を群馬県議会へ提出し、ハツ場ダムを推進する自民党も増額には反発があることから、請願は継続審議となりました。

当会主催の現地見学会を4回開催。今春は「真田道」をテーマにダム予定地域の歴史に親しむ企画のほか、名勝・吾妻渓谷での軽登山により、ダム本体工事による自然破壊の惨さを感じ取ってもらうコースを設定しました。このほか、東京水道労働組合、大学生、下流都県の市民グループや議員等、100名以上の方々を現地に案内しました。

一ハツ場ダム 国変更案不同意、県議会に求める 反対市民 /群馬一

2016年9月21日 毎日新聞群馬版

ハツ場ダム(長野原町)の建設中止を求める市民団体「ハツ場あしたの会」は、20日開会した第3回定例県議会に対し、国土交通省が提示した基本計画変更案への条件付きの不同意などを求める請願を提出した。

同団体は「増額を含む変更案の受け入れについて、県の態度は最初から結論ありきの印象を受ける」として、県議会での詳細な審議を求めている。

国交省による同ダム事業計画の変更は5回目。実現すれば、事業費は当初計画(約2110億円)の2・5倍の約5320億円に膨れあがる。

同団体によると、県は第4回の計画変更時に追加増額に反対の意向を明らかにしており、「増額を含む変更案への同意案は、これまでの県の態度との整合性が取れない」と指摘している。

また、同団体は20日までに、国交省に対して公開質問書を送った。

一事業費増額は無責任 ハツ場ダム 梅村氏が中止求める一

2016年10月30日 しんぶん赤旗

日本共産党の梅村さえこ議員は25日の衆院総務委員会で、ハツ場(やんば)ダム(群馬県)の事業費増額と自治体負担についてただしました。

事業費を約720億円増額して5320億円にすることに対して自治体から「絶対に増やしてほしくない」と厳しい声が出ていると指摘。41億円増額した本体掘削について野村正史・国土交通省水管理・国土保全局次長は「地質構造など掘削進展で明らかになったものなどによる」増額だと弁明しました。

梅村氏は、地層部の脆弱(ぜいじゃく)性は指摘されていたことであり、「国はかつて地層が『良好』だとして工事費を大幅に圧縮した。今度は掘削して分かったから増額するというのは通らない」と述べました。

梅村氏は、6億円弱から約96億円に増えた地滑り対策費についても質問。吾妻渓谷で危険性が指摘される11カ所のうち5カ所を対策不要としたことについて、根拠があいまいで無責任だと述べ、危険性を検証する第三者機関の設置や十分な住民説明を求めました。

今後の事業費増加の可能性について野村氏は「(増額など)事業に関する不確実性は小さくなっている」と述べるだけでした。梅村氏は、ダムと切り離して住民の生活再建を国が責任をもって進め、本体事業の速やかな中止を求めました。

活動報告用紙

団体名	ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会		
対象事業名	ハッ場ダム		
事業地名	群馬県長野原町	事業者	国土交通省関東地方整備局

この一年の活動報告

本年は、2015年9月の最高裁決定(棄却)を受け、裁判のない初めての一年だった。

当会は2004年11月に提訴したハッ場ダム住民訴訟を支えるために、1都5県がそれぞれにストップさせる会をつくり、その連絡会として運動を続けてきたものだ。したがって裁判が終わった後、当連絡会を継続するか否かは当然のことながら検討課題となった。結論は「存続」となった。何故なら、ハッ場ダムストップの運動は住民訴訟以前からのものであり、何よりハッ場ダムはまだ完成を見ていないからだ。その上、ダム湖周辺や地元住民が移転した代替地の地すべりの危険、本体(堤体)を支える不安定な岩盤など、事業費の増額、工期の延長など基本計画の変更要因は山積され、ただ先送りされているに過ぎないことを、私たち市民を含め当事者なら周知のことだったからだ。

各都県のストップさせる会は、東京の会がその前身であった「東京の水連絡会」に呼称変更をした他は5県のストップさせる会は存続。これまで通りハッ場ダム問題を核に水問題に取り組んで行くことを決意した。

1 ハッ場ダム基本計画の変更への対応

本年8月、想定通り国土交通省はこれまでの事業費4600億円を5320億円に増額する基本計画変更案を各都県に示した。なんと720億円もの増額である。

ちなみにハッ場ダム基本計画の変更は今回で5回目にあたり、その経緯は以下になる。

1986年：ハッ場ダム基本計画告示。事業費2110億円 完成年度2000年度

2001年：第1回基本計画変更。完成年度2010年度に延長。

2004年：第2回基本計画変更。事業費4600億円に増額。

2008年：第3回基本計画変更。完成年度2015年度に延長。

2013年：第4回基本計画変更。完成年度2019年度に延長。

2016年：第5回基本計画変更。事業費5320億円に増額。

事業費は当初計画2110億円の2.5倍、工期は19年の延長になる。しかし、留意すべきは2004年の4600億円への増額時に、国交省は「559億円のコスト縮減を図った上での4600億円である」と大見えを切ったことである。今回の720億円の増額の内559億円は2004年の時点で見込まれていたと見るのが自然であろう。

まずは720億円の内訳と主な項目をもって虚偽を明らかにしたい。

ハッ場ダム事業費増額の内訳(単位:億円)

1. 地すべり等安全対策に係わる変更	141
2. 地質条件の明確化等による変更	202
3. 用地取得難航等による変更	13
4. 耐震化による変更	3
5. 埋蔵文化財対応等による変更	88
6. 洪水や大雪対応等による変更	8
7. 公共工事調達単価の変化等による変更	233
8. 消費税率の変更	32
合 計	720

問い合わせ先：

氏名	神原 禮二	電話	090-4527-7768	メールアドレス	garyoan@tiara.ocn.ne.jp
----	-------	----	---------------	---------	-------------------------

地すべり等の安全対策に係る変更

上記 141 億円の内、湛水にともなう地すべり等の対策は 96 億円になる。当初国は地すべり危険箇所は 22 ヶ所 49.5 億円になるとしていた。しかし 2008 年の基本計画変更時に対策は 3 ヶ所で十分とし費用は 5.82 億円とした。コスト縮減による事業費変更なしの目玉だった。まさに目眩しのような減額だった。しかし今回その化けの皮がはがれ対策箇所は 6 ヶ所に増え 96 億円の増額になった。これでも国は 47 億円節減した上のことだという。それは 2011 年民主党政権時代の「八ッ場ダム検証」で明らかになった対策箇所 8 ヶ所を 6 ヶ所に抑えたからというのが理由だ。節減分 47 億円 + α が次なる増額に繋がることは間違いないだろう。

地すべり等安全対策 141 億円には、代替地の安全対策費 44 億円も含まれる。これも 2011 年の八ッ場ダム検証で 40 億円と示されながら隠されていたものだ。

地質条件の明確化等による変更

上記 202 億円増額の内 41 億円は本体掘削工事費用の増額だ。これも“まやかし”だ。八ッ場ダム事業は関連工事費が膨張し本体工事費を圧縮して見せる必要に迫られ、2008 年にダム本体基盤の掘削の深さを 18 メートルから 3 メートルに設計変更をした。今回の“想定外の軟弱な岩盤を取り除く”はシナリオに沿って復活したものでしかない。

埋蔵文化財対応等による変更

上記 88 億円の大半を占める発掘費用の増額は 67 億円になる。同調査費用は群馬県の開示資料であり、早くから明らかになっていたものである。

公共工事調達単価の変化等による変更

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会の河登氏は「積算資料のベースとなる経済調査会の建築・土木総合指数(東京地区)を見ると、2010 年度を 100 (基準年)として、土木では 2011 年度 102.3→2016 年 8 月 97.4
建築では 2011 年度 101.6→2016 年 8 月 101.1
建築・土木総合では 2011 年度 101.9→2016 年 8 月 99.6 とわずかとはいえ逆に物価指数はマイナスになっていると指摘している。

以上示すように、事業費の増額はすでに明らかになっているものを小出しにしているに過ぎない。それと言うのも増額にしる工期延長にしる基本計画変更のたび繰り返される 6 都県知事の“大騒ぎ”に対処する必要があるからだ。それとても茶番に過ぎない。何故なら、2004 年の変更以来、以下の文言が一言一句変わらず「同意文書」に添えられているからだ。

1. 早期完成に向けて工期短縮に努めること。
2. 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

今回、6 都県の知事は“大騒ぎ”することもなく早々に受け入れを表明。それぞれの 9 月議会へ同意する旨提案された。栃木の会を除く都県のストップさせる会（群馬は八ッ場あしたの会）は「基本計画変更案『不同意』請願」を都県議会に提出。増額の不当性、そもそも八ッ場ダムは不要であることを訴えた。

残念ながら、6 都県の議会は「変更案に同意」決議した。

2 ハッ場ダム裁判報告の刊行

法廷闘争の後、最初に取り組んだのは「八ッ場ダム・思川開発・湯西川ダム裁判報告」の刊行だった。11 年に亘る 1 都 5 県の市民と弁護団の闘いの記録を、全国で同じ闘いをする仲間、後に続く人たちと共有する責任があると考えたからだ。市民・弁護士から成る編集会議は 1 月から 9 月まで侃侃諤諤議論を重ね完成した。過去の記録に留めず、次なる一歩への礎となることを願っている。

発行部数：1000 部 A-4 版 200 頁 1 部：1000 円(原価)。

裁判を発起し裁判費用基金をくださった全国オンブズマン、手べ弁当で闘ってくださった弁護士各位、意見書・証言をくださった学者・専門家の方々には謹んでお贈りした。

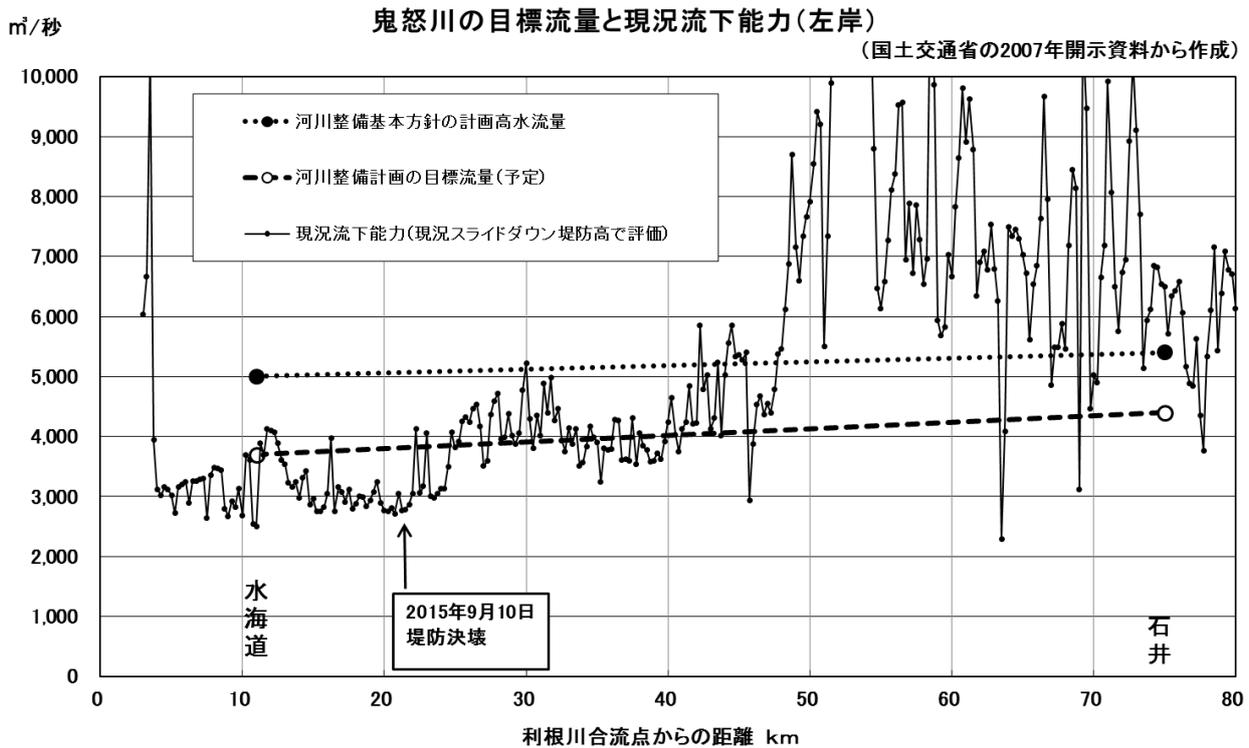
3 常総(鬼怒川)水害との取り組み

2015年9月10日鬼怒川が決壊した。奇しくも八ッ場ダム上告に対し上告棄却の最高裁決定通知が送られてきた日だった。12月、常総水害被害者の会立ち上げに際し市民運動とするための支援の依頼があった。嶋津暉之、梶原健嗣、高橋比呂志、まさのあつこ、神原禮二等が呼応した。

鬼怒川水害は利根川の合流点から20km~25kmにある若宮戸の自然堤防の溢水と上三坂地区の堤防決壊などで惹き起されたものだが、すでに想定されていたものだった。

2009年8月、嶋津暉之氏は湯西川ダム裁判に下の図を添えて次のような意見書を提出していたからだ。

「鬼怒川中流部はほとんどの所ですでに十分な流下能力を有しているのに対して、下流部は状況ががらりと変わる。必要な流下能力を大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨額な河川予算(1840億円)が投ぜられる湯西川ダムを中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備をすみやかに進めるべきである」。



嶋津氏の語る中流部(栃木県)と下流部(茨城県)の流下能力=堤防整備率は次のようになる。湯西川ダムの治水負担金と合わせ示す

- ・鬼怒川の茨城県内の堤防整備率：17.4% ・栃木県内の整備率：62.7%
- ・茨城県の治水負担金：111億円。 ・栃木県の治水負担金：87億円。

言うまでもなく鬼怒川は一級河川であり国の管轄下にある。すべては国の責任であるが、茨城県の自治体としての責任も免れるものではない。

常総水害被害者の会は、国と県の責任を問い補償を求める交渉を運動の柱としている。すでに県とは2回。国とは5回に亘って行っている。私たちは、国に情報開示を求め手にした資料を分析、国(県)の責任を明らかにし質問項目の立案を担っている。

4 隠されていた耐越水堤防(アーチャーレビー=フロンティア堤防)の浮上

市民連絡会の茨城の会員である石崎勝義氏は、常総市に隣接するつくばみらい市に住まう人だが、元建設省土木研究所の次長を務めた人だ。

石崎氏は鬼怒川の堤防決壊後ただちに「国は耐越水堤防の技術を確立していた。鬼怒川堤防の決壊は国の不作為である」と声をあげ、土木研究所が開発した技術資料を集め、行政に働きかけ、集

会を開き、同技術の採用こそが河川整備の中核に据えるべきと精力的に活動している。当会は嶋津氏を中心に、技術資料の開示収集解析などフォローしている。

川辺川ダム反対運動と消えたフロンティア堤防。

土木研究所が耐越水堤防の開発に着手したのは、1967年の加古川水害の経験による。1984年には最終報告書が上げられ、1988年加古川堤防に試験的に採用。1998年国はフロンティア堤防と命名、河川整備の重点施策とした。

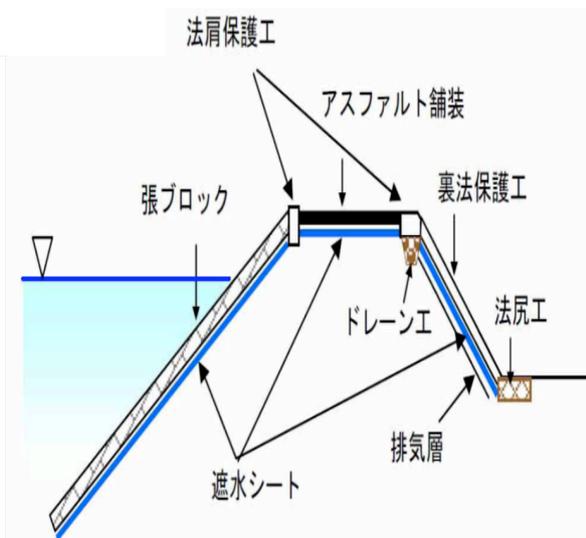
ここからは川辺川ダム反対運動に携わった人たちには周知のことになるが、耐越水堤防＝フロンティア堤防隠ぺいの経緯はこうだ。川辺川ダムの目的は球磨川下流の八代市などを洪水から守ることだった。国は川辺川にダムを造る一方で、八代市の萩原堤防をフロンティア堤防にする計画を持っていた。2001年、住民討論集会で住民側が萩原堤防をフロンティア堤防にするなら川辺川ダムは不要ではないかと追及。追い詰められた国は資料の中からフロンティア堤防を削除。以降フロンティア堤防は存在しないものとなった。

石崎氏は活動を促進する手段として堤防研究会を立ち上げ、裁判を睨みながら行政に働きかけている。その成果は早々に現れた。上三坂の復旧堤防は不完全ながらフロンティア堤防に近いものになり、当初土盛りだけの予定だった若宮戸の堤防も同様のものになった。あくまでも不完全であり、耐越水堤防とは言い難いが、国を動かした事実は重い。嶋津氏など当会のメンバーは堤防研究会に参加しているが、こうした動きを常総市、鬼怒川に留めることなく、利根川流域、さらには全国へと広げるべきと考えている。

比較的低コストの耐越水堤防の工法

● 鎧型堤防(アーマーレビー armor levee)

雲出川の耐越水堤防 (淀川流域委員会の資料より)



活動報告用紙

団体名	思川開発事業を考える流域の会・ムダなダムをストップさせる栃木の会		
対象事業名	思川開発事業（南摩ダム）		
事業地名	栃木県鹿沼市上南摩町	事業者	独立行政法人水資源機構

1 事業及び活動の経緯

2004年11月 栃木県民が3ダム（南摩、湯西川、八ッ場）への公金支出を巡り知事を相手に住民訴訟提起

2008年6月 南摩ダム関係の移転世帯の全80世帯の移転を完了

2009年3月 国土交通大臣が事業実施計画（第3回変更）認可（容量配分変更）

2010年12月 「検討の場」（第1回幹事会）

2012年6月 同（第3回幹事会）栃木県が県全体の需要予測しか行っておらず、用水供給事業の認可も得ていないことを検討主体が問題視

2013年3月 栃木県が事業認可に代わるものとして「栃木県南地域の水道水源確保に関する検討報告書」を検討主体に提出

2015年9月 3ダム住民訴訟最高裁決定（住民側敗訴確定）

2015年11月 「検討の場」（第4回幹事会）栃木県の事業認可未取得を問題なしと検討主体が承認

2015年12月 「検討の場」（第5回幹事会）

2016年3月 「検討の場」（第6回幹事会）

2016年4月12日～5月11日 「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」についてパブリックコメント実施

2016年6月 「第1回検討の場兼第7回幹事会」（事業継続が妥当との対応方針に全首長が賛成）

2016年7月 関東地方整備局事業評価監視委員会（継続が妥当と評価）

2016年8月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議（継続を了承）

2016年8月 国土交通省が事業継続を決定

2 この1年の活動報告

2015年11月14日 栃木県知事に抗議書送付（地盤沈下について）

12月13日 八ッ場ダム等住民訴訟最高裁決定抗議集会共催

2016年2月6日 集会「思川開発事業（南摩ダム）と県南市町～マズくて高い水はごめんだ～」共催

3月9日 検討主体への抗議書及び請願書送付（検証作業について）

3月26日 「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」発足集会（栃木市内）参加

4月23日 南摩ダム予定地での自然観察会開催

6月30日 ムダなダムをストップさせる栃木の会総会開催

6月30日 宇都宮市議会議員への情報提供（湯西川ダムの不要性について）

10月22日 南摩ダム予定地での自然観察会開催

- ・流域の会定例会開催（月1回）、流域の会会報「思川通信」発行（3回）
- ・「ムダなダムをストップさせる栃木の会事務局だより」発行（3回）

問い合わせ先：

氏名	高橋比呂志	電話		メールアドレス	
-----------	-------	-----------	--	----------------	--

3 問題点

1) 国土交通省は、合理性のない検証が終了したことを根拠に、民意も有識者の意見も無視して事業をゴリ押ししようとしており、パブリックコメントでの提出意見を「十分に考慮しなければならない」(行政手続法第42条)という義務に違反する違法を犯している。

①検討報告書素案についてのパブリックコメント43件の内訳は、反対36、賛成6、その他1であり、84%を占める反対意見の多くには合理的な理由が付されている一方で、14%にすぎない賛成意見には合理的な理由が付されていない。

②事業評価監視委員会の委員も次のように述べ、検討主体が提出意見に真摯に対応していないことを指摘した。

「パブリックコメントに対する検討主体の考え方という資料…にはかなり批判的な意見もたくさんいただいている…水需要予測が過大なのではないかという意見をいただいている…、特に鹿沼と小山については、その実態、この最新の実際の給水量まで踏まえて、意見をいただいているんですけども、それに対する検討主体の考え方というのを読ませていただくと、…「きちんと考えています」という通り一遍の答えをしているだけで、もうちょっとこれは丁寧にお答えしないと、コメントした側としては、市民感覚でいくと答えていただいた気には多分ならないと思います。こういうことを通して、…パブリックコメント…がセレモニーにすぎないという批判を受けることにもなるので、少なくとも鹿沼とか小山では、実際の最新のデータも示していただいているわけですので、それでもやはりこういう理由で必要なんだというような説明をもう少ししていただきたいというふうに、これは要望です。お願いいたします。」(2016年7月14日、小野良平委員)

2) 暫定水利権を利用している利水予定者は、「暫定水利権の安定化」というドグマから逃れられないように思える。

3) 利水予定者の水需要予測が各自治体の「人口ビジョン」と整合しておらず、水道施設設計指針に違反して事業が進められている。(国民が理由を述べて批判しても、事業者は、理由を述べずに反論するという構図がある。)

4) 特に栃木県における利水計画には重大な瑕疵がある。

①栃木県が経営するはずの水道用水供給事業の認可は得られておらず、栃木県確保分の開発水(0.403m³/秒)が利用されるかは不透明なままである。かなりの確率で「永遠の遊休化」が懸念される。

②地下水源100%の栃木県南市町(栃木市、下野市、壬生町)は、撤退はしないが要望水量を明言しないので、県が市町の利用水量を試算し、押し付ける構図になっている。

③栃木県南市町に新規需要はなく、県は水源転換を参画の理由としている。水源転換が必要な理由は、渇水、地盤沈下、地下水汚染への対策であるとするが、表流水確保が渇水対策にならないことは明らか、地盤沈下は1997年から沈静化している一方で水源転換の効果が検証されていない、地下水汚染のおそれは家庭用井戸で毎年のように汚染事故が発生していることと水道水源井戸の汚染事故とをすり替えている。

④鹿沼市長は、「表流水は確保するが、水道水源は今後できるだけ地下水で賄う」と議会で宣言している。

5) 治水については、2015年9月にほぼ計画規模の降雨が実際にあったのに、それによる洪水被害に対する南摩ダムの効果が検証されず、机上の費用対効果がまかり通っている。

4 今後の活動方針

2016年3月に栃木市に「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」が発足し、市民への啓発活動を行うとともに、栃木市が事業から撤退するよう市に求めている。

この動きを下野市及び壬生町にも広めていきたい。

栃木県内の利水予定者を利水事業から撤退させることにより、計画を変更させることが今後の目標になると思われる。

団体名	溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える		
対象事業名	裾花川県治山ダムスリット化要望など、北信森林管理署裾花川治山ダムスリット化要望。県白沢砂防ダムスリット化改修実施事例		
事業地名	長野市裾花川、大町市乳川	事業者	長野県、北信森林管理署(国)

1、裾花川県治山ダムスリット化要望

私たちは県に新たな治山ダム建設の見直しとともに、今までに造られた既設ダムのスリット化改修を優先するよう要望している。ちなみに長野県では治山ダムへのスリット化改修はまだ1基も行われていない。

県営治山ダムの魚道は平成 25～27 年に造られたがうまく機能していない。私たちはこの治山ダムのスリット化を要望しているが、県林務課は写真(左、中、2016.6 現在)のような魚道を作った。このような魚道のタイプは全国各地に建造されているが、いずれも水取り入れ口の詰まり、登り口への魚の誘導、および洗堀などで、機能していない例が圧倒的に多い。機能しない魚道に多大のお金をかけるよりは(この場合は約 4000 万円)、治山ダム本体にスリットを開く方が費用も安く機能性も高まると考えている(写真右)。



今回造られた魚道



機能しない魚道



V字型スリット(北海道)

2、北信森林管理署(国)への裾花川治山ダムスリット化要望、

2011年に治山ダム建設の見直しを4団体(ロック&ブッシュ、長野県自然保護連盟、水と緑の会、溪流ネット、)連名で要望したのだが、計画通り建設されてしまった。しかし、その時の話し合いの中で明らかになったことは、環境に配慮して景観や流れの連続性などを考慮する鉄骨型ダムにするから問題ないという話だった。しかし、私たちの調査では写真左のように流木が完全に隙間をふさぎ流れの連続性は無くなり、ダム上流側に堆砂が進み、溪流環境も大きく変貌していた。その後の再質問書によって森林管理署はこれまでに1回の徐木をやったそうだが、1年を過ぎないうちに流木が詰まり写真のようになってしまったことも分かった。



もともとのこのダムの建設理由は、2kmくらい上流側で大きな山腹崩壊が起こり、高さ20mくらいの天然ダムが生じた。国側はこのダムが決壊することで生じる土石流の害を防ぐためのものであるという

説明をした。私たちはこの天然ダムの推移を調査し続けた結果、現在ではダムは完全に埋まり普通の溪流状態になっていることもわかった。谷の中はこんな現象は普通にあることだが、国側はそれを考慮できない認識で工事を進めた。従って会として次のような要望書を再提出した。それはこの谷は「長野県名勝指定、奥裾花峡谷」に指定されており、ダム等の人工構造物は造るべきではない場所であり、流れの連続性を阻害するような鉄骨部を撤去すべきである、というような内容である。今後さらに要望を強めていきたい。

問い合わせ先：

氏名	田口康夫、三井明高	電話	0263-32-1511 090-1615-7328	メールアドレス	taguchi@matsumoto.ne.jp akitaka@m.email.ne.jp
----	-----------	----	-------------------------------	---------	--

3、県白沢砂防ダムスリット化改修実施事例

現在、長野県大町市の乳川白沢砂防ダム（高さ 15m、幅 120m、竣工昭和 55 年）のスリット化工事が終了した。この既存ダムのスリット化にどんな意味があるのかを簡単に報告する。砂防行政は明治時代から始まり百数十年ほど経つが、全国に砂防ダムが 9 万基超と流路工（連続的に並び護岸が固められた堰堤群）が約 8,800 km など、ほぼ全国の川に造られている。みなさんもお存知のように砂防ダムのない川は殆どない。しかし、この状態で砂防の整備率は全国平均で約 22% であるという。仮に整備率を 40% に持っていくには今後百年近くの年月と膨大なお金を必要とする。しかし、コンクリートの寿命は 50～100 年と言われ、老朽化により壊れる数を差し引けば相変わらず 22% の数字だけが残ることになる。百年余の砂防行政の教訓は、この整備率の中で防災を考えて行くしかないということを表し、ハード対策の限界を示していると考えらるべきだろう。また百数十年造られ続けてきたことで、源頭部からの土砂の供給量が減少し様々な問題が生じていることは知っての通りだ。これまでの川環境の変遷を振り返ってみれば、土砂供給を積極的に進めるような施策が必要になっているのが今の状況である。このことは国交省でも認めていることである。環境面から見れば、堰堤に河床まで開口部を入れることで、今まで溜まっていた土砂が流出して落差が解消され、流れの連続性が回復し、水生生物などの移動も可能となる。また土砂に埋まった景観も復活する。大事なことがもう一つある、高度成長期に造られた大きな砂防ダムの老朽化だ。大きなダムが壊れればそれだけで大災害につながる。スリット化で溜まった土砂が減れば決壊時のリスクも軽減される。なお新設に比べ予算は約 10 分の 1 以下で済む。つまりスリット化は一石何鳥ものメリットがあるということである。厳しい財政事情から考えると、ダムの新設を止め既存ダムのスリット化を優先させることが賢い選択になると確信する。

写真下は乳川白沢砂防ダム（高さ 15m、幅 120m）を 4 回に分け段階的に切り下げての最後の状態。



写真右側上は 3 回目切り下げ時。同下側はダム下流側、洗堀防止のための石組工法。スリット幅やスリットの形には課題が残るが、この大きさのダムに河床までスリットを入れたことは評価できる。既設ダムへの河床までスリットを入れる改修は始まったばかりだが、この動きを全国に広げるべきだと考えている。

私たちの思いとしては、問題の多いダムの新設を見直し、今まで造ってしまった既存のダムのスリット化改修を優先的に進め、その上で土砂の移動状況を見ながら砂防ダムの働きや効果を見つめ直しても遅くはないと思っている。特に土砂災害に関しては、明らかにハード対策の限界が災害規模を大きくしている事例が多いことは知っての通りだ。同時に土砂災害防止法の理念を重視しながら、危険地域への土地利用の縮小に向けて市町村レベルで考えることも必要だと感じている。

活動報告用紙

団体名	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議		
対象事業名	霞ヶ浦導水事業		
事業地名	茨城県	事業者	国土交通省関東地方整備局

この一年の活動報告

1 霞ヶ浦導水差止裁判支援活動（水戸地裁）

2009年からの水戸地方裁判所における法廷闘争は、2015年7月17日「原告の請求棄却」で敗訴となった（原告：茨城・栃木那珂川関係漁業協同組合協議会、両県全8漁協）。

判決の要旨

物権的妨害予防請求権の成立要件を満たす具体的な危険はない。水質浄化効果があり、水利権確保の必要を満たすもので公共性ないし公益上の必要性があり一般社会生活上の受忍限度を超える違法で差止請求を許すべきものとまではいうことができない。

2 東京高裁における控訴審

- (1) 控訴審へ向けた戦略会議（弁護団会議への参加）
地裁判決を踏まえた証拠・意見書の準備
漁業権侵害の具体的検討、特にアユへの被害率の算定
生物多様性損傷への意見
霞ヶ浦湖水の那珂川・涸沼の水質への影響算定
- (2) 意見書作成
上記各項目に関する意見書等の作成
- (2) 東京高裁における控訴審参加
第1回 2016年1月26日
第2回 2016年4月19日
第3回 2016年8月23日

3 集会・広報活動

- (1) 集会（講演会、シンポジウム）
2015年11月、2016年4月、5月および7月開催
霞ヶ浦導水事業の水道料金、水質浄化、生物多様性への影響について実施。
- (2) 広報
 - ① 「霞ヶ浦導水事業で霞ヶ浦はホントに浄化されるのか」海夫通信 23. 2016. 5. 15.
数式モデルをわかりやすく解説、国の調査で浄化が報償されていないことを紹介した。
 - ② 海はだれのもの？ ～辺野古と霞ヶ浦～ 海夫通信 22. 2016. 2. 1
霞ヶ浦導水事業による漁業権侵害について 石嶋久男（元栃木水試）
霞ヶ浦導水事業の種別被害率推定他 浜田篤信（元茨城県内水面水試）

4 水資源開発事業の生物多様性影響調査研究

霞ヶ浦開発事業・霞ヶ浦導水事業の生物多様性、特にニホンウナギへの影響について実施

問い合わせ先：

氏名	浜田 篤信	電話	0.90-3591-1253	メールアドレス	kaseco@y5.dion.ne.jp
-----------	-------	-----------	----------------	----------------	----------------------

活動報告用紙

団体名	ネットワーク「安全な水をこどもたちに グループ太田川水未来 太田川ダム研究会		
対象事業名	太田川ダム		
事業地名	静岡県	事業者	静岡県

ダム運用開始以来7年が経過し、漸くかつては建設に賛成してきた地元漁協や、現地天方地区の住民からダムが出来た事による河川環境の悪化について悲鳴が上がり、陳情が行なわれる事態となった。洪水ののちダムから放流される濁水がいつまでもつづき、川底の石がシルトにおおわれる現象が下流の袋井市にまでおよび、アユ漁の質の低下と川の濁りの為に観光客の減少が経済にひびくところまできたためである。

静岡県も地元の声に押されて漸く「太田川ダム濁水対策検討会」なる組織を発足させた（学識経験者4名、地元代表（町内会）3名、関係機関（漁協、森林組合その他）3名、行政関係者（町長、企業局、河川砂防局、袋井土木事務所など）5名）。

15年11月14日の第2回検討会での県からの報告で、濁水の原因として二つの要因があげられた。

① 貯水に含まれる土粒子の大きさ（直径10μ以下が80%）が他のダム（40～50%）に較べて著しく小さい。

② ダムの水回転率の低さ（7.6回/年）から季節による成層の形成が起こる。

つぎに対策試案として、1. 運用を変える 2. 濁水防止フェンス 3. 清水バイパス

4. 濁水バイパスが考えられることと、それぞれの費用と効果のシュミレーションが報告された。

我々市民団体はこの報告を批判し、問題を濁水だけに限定せず、安全問題を中心に据えた一石三鳥の提案を翌年1月に提案、全委員に送付した。

第一次提案

○ 今回の事態は建設当初から、年平均流量僅か1m³/秒の太田川に常時貯水容量480万m³のダムを建設するという基本計画から予測されてきたことで、「そのような事態は起こらない」と主張して来た県が今更数億から100億円もの県民の税金を失敗の償いに平然と投入するのは倫理的におかしい。まずは運用の変更など、費用のかからぬ方法から検討を始めるべきではないか

○ そのために先ずダムの貯水位を出来るだけ下げておく事を提案する。

提案理由1：太田川ダムに水道事業の為に水を貯めておく必要は既になくなっていく。（資料1）。

同 上 2：堤体には修理の完了が確認されていない幅0.2mm以上の亀裂が39カ所存在する。その中には長さ29mの縦クラック、深さ3.8m幅2.7mmの水平クラックまで含まれる。

また総貯水容量1,000万m³を超えるダムで、きたるべきM9クラスの南海トラフ地震の震源面が直下26kmに存在する様なサイトは全国でここしかない。

ダムの貯水位を出来るだけ下げておくことは次の効果をもつ。

1. 水の回転率は6倍に上がり、濁水問題の解決を難しくしている成層の形成がなくなる（委員によると回転率10回/年を超えると成層は起きない）。

問い合わせ先：

氏名	岡本 尚	電話		メールアドレス	okmt@k3.dion.ne.jp
----	------	----	--	---------	--

団体名	設楽ダムの建設中止を求める会		
対象事業名	豊川水系 設楽ダム建設事業		
事業地名	愛知県設楽町	事業者	国土交通省中部地方整備局
<p>(1) ダムサイト予定地周辺の地質地盤調査関係の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 活断層の専門家から助言を受けつつ市民による現地調査および事業者の地質調査報告（開示書類）の読み込み、分析（随時） 中部地整に対して、地質調査報告書（2014, 15年度）関係の情報開示請求 露頭調査・巡検（2015年11月28・29日、国土問題研究会の地質地盤専門家2人参加） 露頭調査・巡検（2016年3月26・27日、当地域を研究している地質の専門家3人参加） この巡検で東西走向の断層露頭を発見した。 高木市民科学基金の2015年度助成成果発表（2016.6.11 京都） 報告「設楽町田口地区西部の道路工事で現れた活断層と推定される断層について」公表（2016年7月26日、ホームページ、および印刷版） 大判リーフレット「設楽ダム予定地周辺の地質ガイドⅡ」を作成、広報を始める（8月～） <p>(2) 立木トラスト関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 立木トラスト5周年行事、マイクロバスにて立木山めぐりと交流会（2015年11月28日） 山主（一部）からの撤退の申し出に対応（2016年2月～） <p>(3) 第10回総会で今後の活動方針を検討</p> <p>7月23日新城市内で第10回総会を開いた。地質調査結果、立木トラストをめぐる状況について、また、基本計画の変更案が出されてきたダム事業の進行状況などについて、報告・議論し、今後の方針を検討した。</p> <p>(4) 事業者への要請</p> <p>事業者（中部地整、ならびに設楽ダム工事事務所）宛に、①基本計画の変更案についての住民説明会開催と、②推定活断層の発見に伴い、本体工事の前に活断層についての詳細調査を実施することを求める要請書を送付した（2016年9月1日）。この件について、9月16日に設楽ダム工事事務所（新城）で建設専門官に資料を手渡して、要請内容の説明と遅滞ない回答の要請を行った。その後、電話による回答の督促をしているが、10月17日現在回答はない。</p> <p>(5) 愛知県、および県議会への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 県議会各会派へ、本体工事に直結する転流工の予算が含まれる2016年度予算を認めないよう要請（2016年2月19日） 愛知県知事に対して、上記と同趣旨の申し入れ（4月1日） “いっせい行動”の参加団体として知事に要請行動（2016年10月11日） 中部地整から愛知県に対して、設楽ダム基本計画の増額および工期延伸の変更案への同意の申し入れ（5月）、愛知県は、設楽町長への意見聴取、6月県議会への提示、振興委員会で質疑を経て県議会承認のもと、7月6日に中部地整に同意を回答。 県議会へ、①基本計画変更案への同意撤回、②転流工の工事中止と地質地盤調査のやり直し、および、③費用を持続可能な地域振興に振り向けること、を陳情（9月27日、10月4日） <p>(6) 関係団体の行事に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 「愛知県民の森を歩く」豊川流域自然学校（7月24日、新城市門谷） 「豊川の天然アユ再生プロジェクト」豊川を守る住民連絡会議（8月28日、10月10日） 			
問い合わせ先：			
氏名	市野 和夫	電話	0532-88-4358
		メールアドレス	ichinok7@mx3.tees.ne.jp

国土交通省中部地方整備局による設楽ダム基本計画の変更（案）について

設楽ダムの建設中止を求める会

代表 市野 和夫

事務局 豊橋市御園町 1-3

連絡先 E-mail: ichinok7@mx3.tees.ne.jp

本年 5 月に中部地整から愛知県に示された設楽ダム基本計画（第 1 回変更）（案）は、中部地整事業評価監視委員会の資料^(注1)によれば、以下のとおりである。

■ ダム検証に要した期間等の追加に伴い、工期を延伸する。

工期 2020（H32）年度 → 2026（H38）年度

■ 物価変動や消費税改正などを反映し、事業費を変更する。

総事業費 約 2,070 億円 → 約 2,400 億円

ダム検証で設楽ダムの必要性は確認されていない

中部地整が 2014 年 3 月に報告書をまとめたいわゆる「ダム検証」は、設楽ダムの特ダム法上の根拠となる愛知県東部の水道用水源の必要性を検証することが課題であったはずだが、愛知県に対して計画の変更がないかどうか書面で回答を求めたのみであった。

ダム検証と同時期に、豊川水系水資源開発基本計画（フルプラン：2006 年 2 月全部見直し）の中間点検のための国土審議会水資源分科会豊川部会の第一回会合が 2012 年 3 月に召集された。豊川総合用水事業完成（2002 年）後の利水状況のデータに基づく点検が初めて実施されるはずであったが、その後数回予定された会合は開かれず、設楽ダムの利水目的が妥当か否かの検討はフルプランの目標年である 2015 年を過ぎた今も実施されていない。

この間、愛知県が実施した設楽ダム連続講座でも報告した富樫幸一岐阜大学教授の分析によれば、東三河の水供給の実績は需要を十分満たしており、新規水源開発の必要はないと結論されている^(注2)。ダムの必要性に係わるこの問題は、設楽ダム住民訴訟の名古屋地裁判決でも「水道用水の供給実績からみれば愛知県の需要予測は過大である」と指摘されている。

ダム事業のコスト問題

中部地整の設楽ダム検証過程では、コスト比較で 20 億円程度の差しかない複数のダム抜き案が示されている^(注3)ことから、今回の 330 億円もの増額案は、市民常識からかけ離れたものであり、とうてい認められるものではない。

以上のとおり、設楽ダム事業は必要性・根拠を欠いており、コスト面でもダム抜きの治水代替案の方が安くなる可能性がある。中部地整は、ダム検証でもやるべきことをやっておらず、大幅増額の基本計画変更案を撤回し、設楽ダム建設事業を中止するべきである。

注 1： 中部地整事業評価監視委員会（平成 28 年度第 1 回）（平成 28 年 8 月 1 日）、資料 10

注 2：「豊川水系における水資源開発と設楽ダム計画」岐阜大学地域科学部研究報告第 35 号 101-126、富樫幸一（2014 年 9 月）。

注 3：「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書」中部地整（平成 26 年 3 月）、4-126。

（愛知県政記者クラブにて、2016 年 10 月 11 日）

活動報告用紙

団体名	徳山ダム建設中止を求める会		
対象事業名	徳山ダム		
事業地名	岐阜県揖斐川町	事業者	(独) 水資源機構

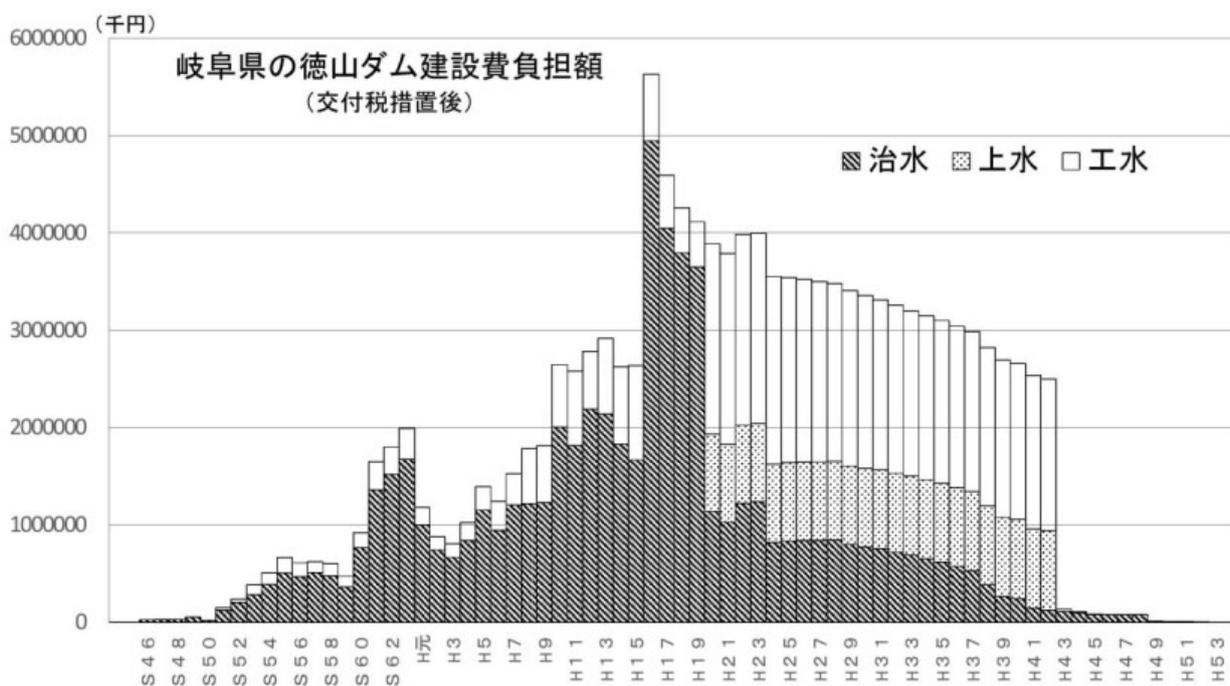
何度でも言いたいー不要なダムを作ればツケは住民の暮らしに回ってくる

<利水>

徳山ダムは水資源開発促進法に基づく水資源開発を目的としたダムである。2008年に”本格運用”に入ったが、いまだ開発水は一滴も使われていない。理由は明白である、「徳山ダムの水は要らない」。

岐阜県は、2004年の事業費大幅増額問題のとき、徳山ダムの早期完成要望と事業費増額了承の先頭に立った。このとき岐阜県は大垣地域に2.6m³/秒（上水=1.2m³/秒、工水=1.4m³/秒）の水の需要があると言いつ張った。だが一度として徳山ダム新規開発水用の専用施設の検討をしたことはない。水の都・大垣の水道は100%井戸水だ。西濃地域の繊維工業は撤退した。地下水揚水は減少し、地下水位は上昇している。大垣地域に徳山ダムの水が必要なはずがない。

結局のところ、岐阜県は、要らない水のための徳山ダム建設費の全てを一般会計から（もちろんこれは地方財政法6条違反である。裁判所は「将来水を使う可能性が皆無とまではいえない」としてこの違法状態に目を瞑った）支払っている。つまり福祉や医療や教育など県民の暮らしに関わる予算を削っているのだ。その額はおよそ毎年約26億円。額は漸減していくというものの、あと15年は支払い続ける。



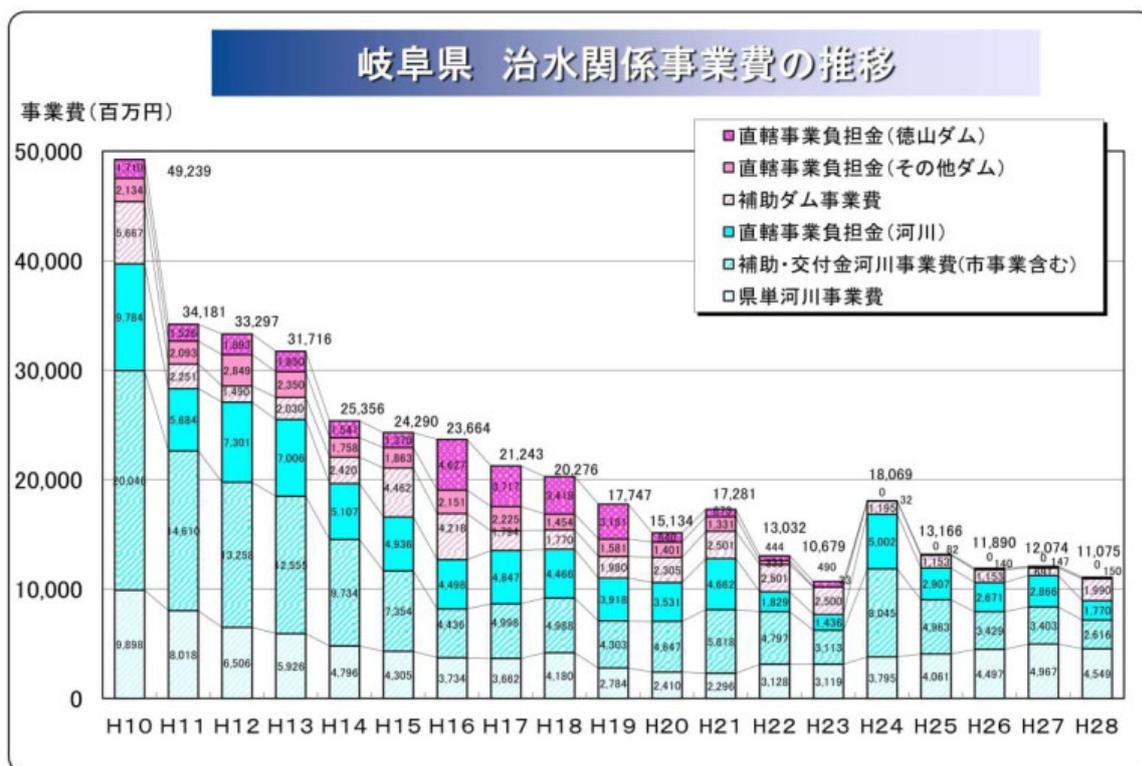
<治水>

国のダム事業の建設費のうちの「治水分」の地元負担は、直轄負担金として本来は建設中に払われるー完成後はゼロとなるはずである。しかし岐阜県では未だに税金から払い続けている。2004年の大幅事業費増額の時にアロケを変えたためにー利水分を減らし治水分を増やしたー、岐阜県の「地元負担分」は一気に増えた。徳山ダム建設費負担分について県債を発行することを「国に認めて貰って」賄った。その元利償還が最終的に終わるのは2042年である。

<治水事業費は減っている>

徳山ダム建設費の利水分まで一般会計で払っていることを、前知事・梶原は「揖斐川流域住民は枕を高くして寝られる（ようになったから良いのだ）」と強弁する。つまり、利息分まで含めた徳山ダムの岐阜県負担分1152億円は、揖斐川流域を安全にした代償としてペイしている、と。もちろん、これはウソである。最上流部の徳山ダムが完成したからといって揖斐川流域の水害のおそれが皆無になるはずがない。揖斐川本川も支川も、計画河道になる見通しはついておらず、現在の堤防は国交省の基準を満たさない脆弱なものである。

では仮に梶原の言う通り、徳山ダム岐阜県負担分1152億円で揖斐川流域が安全になったら、それは岐阜県の河川政策として正しいといえるのか？他の河川の流域住民の安全はどうなるのだ？



※H10～H27は最終。H28は県予算ベース。

全国的に公共事業大盤振る舞い政策をとっていたH10年頃をピークに、岐阜県の治水関係事業費は減り続けている。今や往時の2割ほどの年間100億円余りで推移している。「揖斐川流域住民のため」に飛騨や東濃も含めた全県の治水事業費の、実に10年分を徳山ダムに突っ込んでくれたことになる。

* * * * *

2つのグラフの資料は岐阜県河川課から貰ったものである。それほどシツコク請求したわけでもないのに迅速に情報をくれた。「治水事業費の推移」については、毎年こうしたグラフを作成してくれる。……私には、岐阜県河川課の職員の若干の反省と後悔と現状への嘆きが聞こえてくるように思える。

不要なダムー徳山ダムは、誰をも喜ばしてはいない。

氏名	近藤ゆり子	電話	0584-78-4119	メールアドレス	k-yuriko@octn.jp
----	-------	----	--------------	---------	------------------

活動報告用紙

団体名	長良川市民学習会		
対象事業名	木曾川水系連絡導水路、長良川河口堰		
事業地名	岐阜県、三重県、愛知県	事業者	水資源機構

この一年の活動報告

●木曾川水系連絡導水路事業の中止をめざして

昨年11月11日、突然、木曾川水系連絡導水路事業の「検討の場」第3回幹事会が開催されました。第1回「検討の場」開催以来4年ぶりのものです。長い間マスコミで取り上げられることもなく、この事業が「取りやめになった」と思っている市民も多くいます。名古屋高等裁判所が昨年9月に住民の訴えを棄却する不当判決を言い渡したばかりのことであり非常に危ない状況です（本年5/31最高裁上告棄却）。

当会は、早速「導水路はいらない！愛知の会」と協議して、検討の場において各自治体が事業継続を容認する発言をしないよう働きかけをしようということになりました。

岐阜市に対しては1月25日「検討の場で事業に期待する発言をしないこと」「公開討論会の開催」を要請しましたが、対応した基盤整備部長は国・事業者任せで市の独自の立場は明らかにしませんでした。これを受け私たちは市議会各派に申し入れと意見交流を行いながら3月市議会に「木曾川水系連絡導水路事業の「継続」を容認しないことを求める請願」を提出しました。

3月25日（金）岐阜市議会において私たちが提出した「請願」は不採択となりました。請願採択に賛成したのは38名の議員中、市民クラブ（民主）全員5名、無所属クラブ全員4名、共産党全員3名、以上12名でした。採択されなかったのは残念でしたが、紹介議委員にならなかったものの採択では市民クラブが全員賛成に回ってくれたことは成果でした。

全ての議論を傍聴してきましたが、自民党の中でも「推進」の声は出ませんでした。「国の検証を注視する」にとどまりました。公明党も「市民の環境不安の声は国に届けてほしい」ととどまっています。

6年前の市長選挙の私たちが行った候補者アンケートで細江市長は「影響を調査し検討」（2010/1/28 中日新聞）と答えていましたが、今回の市議会では「予期せぬ気候変動に対応できるように」と的外れの事業に期待する答弁を行い市民の長良川の環境悪化の危惧を無視する姿勢を示しました。加えて心配なのは、このような議会議論に対し市政記者クラブが全く関心を示さなかったことです。

岐阜県に対しては、5月27日「長良川河口堰開門調査の検討」、「内ヶ谷ダム建設事業の再検討」と併せて要請を行いました。対応した三戸県土整備部次長兼河川課長は「導水路事業は東濃渇水に役立つ」とのこれまでの県の主張を繰り返しました。しかし、平成6年渇水で断水実態はあったのか、既設水源施設で十分足りており稼働率が最大でも6割程度、過大な施設がむしろ県民に負担になっている等の私たちの訴えには具体的な返答はできませんでした。また、長良川の環境悪化へ県民の危惧については「国・事業者に伝える」ととどまり、積極的に県として独自に対応する姿勢は示しませんでした。



2016. 5. 28 岐阜新聞

問い合わせ先：

氏名	武藤 仁	電話	090-1284-1298	メールアドレス	mutohitoshi@yahoo.co.jp
-----------	-------------	-----------	----------------------	----------------	--------------------------------

●長良川河口堰の開門調査実現に向けて

愛知県の長良川河口堰検証は、「合同会議」設置案に国が無視する状態で「手詰まり」感が否めません。そうした中、私たちに韓国ナクトンガン河口堰開門の動きの情報が伝わってきました。河口堰があるプサン広域市が2017年から順次開放、2025年完全開放めざして進んでいるというのです。私たちは「よみがえれ長良川」実行委員会に「ナクトンガン河口堰視察と交流の旅」を提案するとともに、3月31日に開催された第11回愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会で、傍聴席から「釜山広域市の河口堰開門に向けた取り組みを聴く」取り組みを行うよう提案をしました。

これを受け小島敏郎座長は「検討したい」と回答。7月31日(日)に開催された同委員会主催の第3回長良川連続講座は、「なぜ開門調査をめざすのか 韓国の事例と伝統漁法から学ぶ」と題して、講師に李根熹(釜山広域市気候環境局長)さんを迎え、釜山広域市の河口堰開門に向けた取り組みを学びました。参加した約80名の市民は強い関心を示し李局長の話に聞き入りました。

なお、長良川市民学習会は講座の前日30日(土)に、李局長を河口堰周辺の環境を船で案内した後、農業用水取水施設や安八水害決壊場所なども見ていただきました。真剣に話を聴かれる姿はとても頼もしかったです。



8/30 粕谷当会代表の説明を受ける李局長



8/31 愛知県第3回長良川連続講座

ナクトンガン河口堰開門運動との連帯

ナクトンガン河口堰開門の声は1987年の建設直後からありましたが、NGOが努力した「洛東江河口汽水生態系復興協議会」の2012年の発足が世論を大きく盛り上げました。そして、2015年の釜山広域市長の「順次堰開放」の記者会見により、行政の施策の本格化が始まりました。記者会見の1か月後には庁内に洛東江再生推進団(後に河川再生推進団に組織拡大再編)という河口堰開放めざす担当部署を設置しました。国に対しては委託研究を求めました。環境省からはすでに「開門による利水利用に与える悪影響はほとんどない」という研究結果が出されています。第3次として、国土交通省に「水門開放による実証研究」を求めています。河口堰管理者で開門反対の立場から、これは中断しています。現在これが課題となっています。

10月8日～11日、粕谷志郎代表を団長に9名でよみがえれ長良川実行委員会主催「ナクトンガン河口堰視察と交流の旅」を行いました。10月9日、4大河川事業で建設されたハマン堰から河口まで下りながら釜山の市民団体に、案内していただきました。途中、漁民の皆さんと昼食・交流。漁民の皆さんの話によれば、河口堰に加え4大河川事業の追い打ちをかけられ漁業は壊滅に近い状況です



10/9 釜山の市民団体や漁民とエール交換

10日は釜山広域市庁で、河川再生推進団から取り組みの説明を受け、午後、推進団長ほか職員の方々の案内で河口堰や取水施設の見学をしました。

今回の旅は、河口堰開放に向けた釜山の官民一体となった精力的な取り組みに、学ぶことがとても多く、深く感銘する旅となりました。

洛東江河口汽水生態系復興協議会は、11/15釜山にて、11/17ソウルの国会議員会館にて「国際河口フォーラム」を計画し開門世論を市民・国民に広げようとしています。長良川の市民団体も招待を受け討論の機会をいただくことになりました。交流・連帯の力で、何としても開門を実現したいです。

活動報告用紙

団体名	導水路はいらない！愛知の会		
対象事業名	木曾川水系連絡導水路		
事業地名	岐阜県(一部愛知県)	事業者	(独)水資源機構

この一年の活動報告

◆ はじめに

県知事らを被告に「導水路」中止を求める足かけ8年のたたかい（2009年に県監査委員への住民監査「請求」→同年「却下」・河村市長の撤退表明・名古屋地裁への住民訴訟「提訴」→2014年地裁不当判決・名古屋高裁への「控訴」→2015年控訴審不当判決・「上告」）は、2016年5月、上告「棄却」決定で住民側の敗訴が確定・終了しました。

◆ 最高裁は高裁の「穴あき判決」を容認

これまでの行政裁判をなぞるかの如く本件裁判も、高裁の判断は控訴人（私たち）が明らかにした主張に対して判断を記載せずダンマリを決め込んだ、判決に理由を付さない違法（理由不備）がある「穴あき」判決（下表参照）でした。憲法の番人・最高裁が「裁判所の判決はこの程度でよい」とは、日本の司法はどうしようも有りません。

表— 2015/9/17 「導水路」中止裁判・名古屋高裁が言渡した「穴あき」判決

争点	控訴人住民が主張し明らかにしたこと	高裁判決の穴あき
1 撤退通知がある場合の 水道負担金支払い義務	<p>事業からの撤退通知があったときは、事業からの撤退が決まって事業が縮小するので、従前事業の工事はできない。</p> <p>また、事業実施計画を変更しなければ、縮小事業の工事もできない。</p> <p>工事がされなければ費用負担金は発生しない。費用負担金が発生しないので具体的な負担義務つまり支払い義務は生じない。</p>	<p>判決は、「事業からの撤退通知をしても自動的に事業実施計画が変更されるものでない」というだけ。</p> <p>「事業からの撤退通知があると、（自動的に）工事ができず、工事がされなければ費用負担金が発生せず、具体的な費用負担義務つまり支払い義務は生じない。」については、全く判決に記載せず。</p>
2 流水の正常な機能の 維持のための必要性 (ヤマトシジミの斃死濃度)	<p>木曾川大堰下流の維持流量 50 m³/s 設定は動植物の生息成育のため。代表種ヤマトシジミが大量斃死を起こすのは塩化物イオン濃度が 30 日間連続して 11,600 mg/L 以上となる場合。</p> <p>河川維持流量として設定しなければならぬのは、生息限界の 30 日間連続での塩化物イオン濃度 11,600 mg/L となる最低限度の流量。</p>	<p>当該流量がなければヤマトシジミの大量斃死が起こらないのは塩化物イオン濃度を満足できない流量、すなわちヤマトシジミの大量斃死が起こらない塩化物イオン濃度(30 日間連続での塩化物イオン濃度 11,600 mg/L)になる最低限度の流量である。</p> <p>高裁判決は、このことについて沈黙し、全く述べず。</p>

問い合わせ先：

氏名	加藤伸久	電話	052-811-8069	メールアドレス	ra28745@wd6.so-net.ne.jp
-----------	-------------	-----------	--------------	----------------	--------------------------

「導水路」裁判（名古屋地裁&名古屋高裁）における原告・被告双方が提出の全書面、それら書面の対

応関係、判決文などをHP (<http://www.dousuiro-aichi.org/>) にアップしています。ご覧下さい。

争 点	控訴人住民が主張し明らかにしたこと	高 裁 判 決 の 孔 あ き
3-1 新規利水の供給のための 必要性（需要実績の推移）	愛知県需給想定調査は、1日最大給水量が、2000年の521.0千 m^3 から2015年には616.6千 m^3 に、95.6千 m^3 ・18.3%、年平均で6.4千 m^3 増加すると想定するが、2013年までの実績は491.3千 m^3 であり、実績と乖離しており、2年後の2015年に想定値616.6千 m^3 にはならないことは明らか。	3-2の愛知用水地域の水道用水の既存水源の近年2/20安定供給可能量が611.8千 m^3 /日であること、これは2013年実績最大給水量491.3千 m^3 /日を上回り、安全性を考慮して余裕を持った需要量の設定として許容されるという愛知県需給想定調査の需要想定量616.6千 m^3 /日とほぼ等しいことの需給検討（その結果、徳山ダムの水は必要がなく、本県導水路事業は必要がないことになる）については、判決に記載せず、沈黙。 高裁判決は、無知か、不都合な事実なので意図的に沈黙したか。
3-2 新規利水の供給のための 必要性（需要検討結果）	愛知用水地域の水道用水は、既存水源の近年2/20安定供給可能量でも、実績需要に対しては大幅な供給過剰であり、想定需要に対しても供給可能であって、徳山ダム（本件導水路）の水は必要がない。	

◆ 関係自治体&議会へ要請行動

民主党「コンクリートから人へ」政権で凍結・検討扱いの「導水路」事業は、アベ暴走政権の下、4年ぶり昨年11月に「検討の場」（幹事会）開催で動き出しました。

<参考>関係地方公共団体からなる「検討の場(幹事会)」、及び同「検討の場」の開催状況

回 数	開 催 月 日	回 数	開 催 月 日
第1回 検討の場(幹事会)	平成22年12月22日	第1回 検討の場	平成23年6月1日
第2回 検討の場(幹事会)	平成23年4月27日	第2回 検討の場	未定(?)

昨年9月の高裁不当判決を見届けた大村知事のコメント「極めて妥当。国が事業の検証を進めており、愛知県も取り組んでいく」（翌9/18の新聞報道参照）どおりの展開で、この先いつ何時「ゴーサイン」が出てもおかしくない危険な状況ですが、キッパリ中止が県民市民の世論です。

これに対し、「愛知の会」では、関係自治体が事業撤退に向けた行動を促すよう、とりわけ未だ「導水路」事業へ正式に参加表明していない名古屋市へ、「要らない事業にお金を使うな」「今なら負担金ゼロで撤退できる」ことを強く迫るべく、昨年末から年始めにかけ市議会全政党、並びに名古屋市上下水道局へ要請行動を取り組んできました。

◆ 「導水路」を造らせないよう、たたかいの輪をより大きく！

アベノミクス不況で多くの県民市民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕ことばにして、福祉・医療・教育の施策に大ナタを振るう一方で、ムダにムダを重ねる「導水路」を造らせてはなりません。



「愛知の会」では、棄却から程ない8月11日、名古屋市内で「やっぱり 止めよう！徳山ダム導水路」集会を開催し、今後の奮闘を確認したところです。

私たち国民は微力ですが無力ではありません。

「河川ムラ」行政とたたかう仲間（「長良川市民学習会」や「設楽ダムの建設中止を求める会」と連携を深め、「アベ暴走政治ストップ」市民団体と協働の運動を追求し、運動を進めていく所存です。

活動報告用紙

団体名	関西のダムと水道を考える会		
対象事業名	大戸川ダム		
事業地名	滋賀県大津市	事業者	国土交通省近畿地方整備局

この一年の活動報告

○今年8月25日に“継続”との国の対応方針が確定してしまいました。
但し本体着工の前に淀川水系河川整備計画の変更手続きが必要で、これに数年を要する見込みです。

○このダムは三重県との県境に近い滋賀県信楽町に源を発する大戸川の中流部に多目的ダムとして計画されましたが、丹生ダム同様、平成17年に利水の全面撤退があり（大阪府・京都府・大津市）、平成21年3月に策定された「淀川水系河川整備計画」では大戸川および下流の宇治川・淀川の洪水調節を目的とする治水ダム（穴明きダム）に計画変更されました。

「ダム検証」は平成23年1月に始まったのですが、その後3年近く“開店休業”状態が続き、昨年10月末になって漸く再開されたかと思うと今度は一気に、今年2月までの僅か4ヶ月でパブコメ、関係住民や学識経験者への意見聴取が矢継ぎ早に進められました。ここでは今本先生を始め多くの専門家や市民からダム建設への強い疑問や反対意見が寄せられたのですが、国はこれらを無視。

7月の3府県知事（滋賀・京都・大阪）への意見照会では、嘉田知事の後継者として期待された三日月滋賀県知事も、残念ながら曖昧な姿勢を取って反対は明言せず、とうとう8月25日に事業継続が確定してしまいました。

○但し、本体着工をするためにはその前に「淀川水系河川整備計画」の変更手続きが必要ですが、この整備計画には“（大戸川ダムは）中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する”と謳われており、現在淀川水系で実施中の4つの河川改修事業、即ち

- ・大戸川河川改修事業（滋賀県）
- ・天ヶ瀬ダム再開発（国）
- ・宇治川河川改修（国）
- ・桂川河川改修（国）

の進捗状況などが影響します。特に「天ヶ瀬ダム再開発」は放流トンネルの工事中に想定を超える大きな破碎帯にぶつかり、近畿地整は最近、工期を3年延長して2021年度完成としました。これらの状況から見て、大戸川ダムの本体着工は数年先となるものと思われます。

問い合わせ先：

氏名	野村東洋夫	電話	072-622-9116	メールアドレス	nomtoyo@wing.ocn.ne.jp
-----------	-------	-----------	--------------	----------------	------------------------

活動報告用紙

団体名	関西のダムと水道を考える会		
対象事業名	丹生ダム		
事業地名	滋賀県長浜市	事業者	独立行政法人 水資源機構

この一年の活動報告

○お蔭さまで今年7月20日に正式に「中止」となりました。

嶋津様を始め、水源連の皆さまの長年のご協力に御礼申し上げます。

○滋賀県最北端に位置するこのダムは、当初計画の総貯水量が1億5000万m³で、これは淀川水系では最大規模でしたが、下流の「淀川」での水余りが顕著になり、平成17年に大阪府・京都府・阪神水道企業団の全てが利水撤退することとなったため、止む無く国はダム規模を大幅に縮小し、治水と異常渇水対策を主な目的とするダムとして再検証を行い、その結果、平成26年1月には「他のダム代替案と比べてダム建設は有利ではない」として中止の方向性を示すに至りました。

その後、2年が経過した今年2月になって国は関係住民や学識経験者の意見聴取を行い、関係団体の意見も聴いた上で7月8日の「有識者会議」に諮り、7月20日に正式に「中止」との対応方針を明らかにした所です。

今後に残された課題ですが、

- 1) 地元の地域整備については、9月11日に「地域整備事業基本協定」が地元と国・水資源機構・滋賀県・長浜市との間で締結されました。
- 2) 高時川（および姉川）の治水については、今年9月30日に滋賀県によって「湖北圏域河川整備計画」が策定されましたので、今後は同県が中心になって河川整備を進めていくこととなります。
- 3) 「異常渇水対策」については、そもそも琵琶湖淀川水系においては平成4年に概成した「琵琶湖開発事業」で既にその対策が施されているため、元来不必要な目的であるばかりか、むしろ琵琶湖の水質を悪化させる恐れがありましたので、ダム中止によってこれが回避されたことは大いに喜ばしいことと私達は考えていますが、近畿地整としては丹生ダム正当化の中でその必要性を主張して来ましたので、今後何らかの動きを取るかも知れません。

問い合わせ先：

氏名	野村東洋夫	電話	072-622-9116	メールアドレス	nomtoyo@wing.ocn.ne.jp
-----------	--------------	-----------	---------------------	----------------	-------------------------------

活動報告用紙

団体名	安威川ダム反対市民の会		
対象事業名	大阪府営安威川ダム建設事業(安威川総合開発事業)		
事業地名	大阪府茨木市生保	事業者	大阪府

1、事業の概要（おもに府の資料に依拠）

安威川は、大阪府の北部地方に位置し、その源を京都府亀岡市竜が尾山（標高413m）に発し、山地部を南流し、途中、茨木川、大正川等と合流しながら大阪市相川で神崎川に合流する流域面積165km³、河川延長32kmの一級河川です。（淀川水系神崎川ブロック）

安威川ダムは、茨木市北部に建設するロックフィルダムです。洪水調整、流水の正常な機能の維持、下流河川の環境改善を行います。（府のパンフレットより）

この事業内容が確定するまでおよそ30年、コンクリートダムがロックフィルに、農業用水や上水道が入ったり消えたり、ダムの高さが上がったり下がったり、洪水調節量や堆砂容量が変動したり、諸元がコロコロ変更されたのに、計画降雨量84mm/hと計画高水1250m³/sだけは全くの不動、そして建設事業費は当初計画の3倍以上になるという摩訶不思議な事業です。

（築地や五輪などを見聞するに公共事業ではよくある話で何ら不思議でないことみたい・・・）

安威川ダムの諸元は、形式中央コア型ロックフィルダム、堤高76.5m、堤頂長337.5m、堤体積222.5万m³、ダム天端EL131.5m、集水面積52.2km²、湛水面積最大81ha、総貯水量1800万m³、有効貯水容量1640万m³、不特定利水容量240万m³、堆砂容量160万m³、総事業費1370億円（2014年における金額）の事業です。

◆洪水調節 ダム地点の計画高水流量850m³/sのうち690m³/sの洪水調節を行う

◆安威川ダム地点下流域における既得用水の安定した取水や河川環境の保全を行う

2、事業の沿革

- 1967（S42） 北摂豪雨災害を契機にダム建設計画を立案
- 1971（S46） 多目的ダム（治水・利水）とする *重力式コンクリートダム
- 1976（S51） 実施計画調査段階
- 1988（S63） 建設段階
- 1991（H 3） 用地買収着手
- 1993（H 5） 水特法の指定・付け替え道路工事着手
- 1995（H 7） 地元5地区と基本協定締結
- 1996（H 8） 環境影響評価手続き完了
- 1999（H11） 建設事業再評価委員会の意見具申（事業継続）
補償基準協定書の締結
- 2002（H14） 安威川ダム自然環境保全対策委員会の設置・ダム情報交流センター開設
- 2005（H17） 安威川ダム自然保全環境マスタープラン策定
- 2007（H19） 国交省 淀川水系神崎川ブロック河川整備計画認可
安威川ダム建設事業全体計画認可
- 2009（H21） 安威川ダムから利水撤退、治水ダムとして事業継続（大阪府戦略本部会議）
国交省から検証対象ダム通知
- 2011（H23） 検証報告書「治水手法はダムで妥当」を国へ提出
- 2012（H24） 国の有識者会議「安威川ダムは継続」＝国の対応方針決定
転流工に着手

問い合わせ先：

氏名	江菅洋一	電話	090-5045 -5133	メールアドレス	
-----------	------	-----------	-------------------	----------------	--

- 2014 (H26) ダム本体工に着手＝ダムサイトの掘削
土地収用法に基づく事業認定の告示（＊未買収用地の強制収容）
- 2015 (H27) 転流工完成＝転流開始
- 2016 (H28) 仮締切堤完成
- 2019 (H31) 試験湛水予定
- 2020 (H32) ダム竣工予定

3、安威川ダム反対市民の会の取組み

A、市民運動の取組み

- 1971 (S46) 市民有志がダムについて勉強
- 1974 (S49) 「安威川ダム反対市民の会」結成＝建設反対で本格的に活動（啓発ビラの全戸配布・ダムサイトでのデモンストレーション・学習会・講演会・地質現地調査と意見書の依頼作成・各級議員への訴え）

◆多くの市民の絶対的無関心により活動が停滞（市民運動ではよくある話ですが…）

B、情報公開の取組み

- 1984 (S59) 大阪府公文書公開等条例施行
＝安威川ダムサイト地質調査報告書を公開請求
＝府が部分公開決定＝決定に対し異議申立
- 1985 (S60) 府審査会、異議申立てを却下＝大阪地裁へ処分取り消しで提訴
- 1992 (H4) 大阪地裁、請求棄却判決＝大阪高裁に控訴
- 1994 (H6) 大阪高裁、地裁判決を取り消し公開指示＝府、最高裁に上告
- 1995 (H7) 最高裁、上告棄却の判決＝府、公開決定通知を送付

◆最高裁勝訴の結果、地質調査資料が入手できたが、公開申請から11年が経過しており、この間、建設事業は止まることなく既成事実が積み重ねられ、情報は陳腐化していた。

◆ただし、公共事業における科学的調査等のデータは、意思形成過程の途中のものであっても公開を認めた判決の意義は大きい。

C、公金差止訴訟の取組み【この1年間の取組み】

- 2011 (H23) 第1回弁護士会議 訴訟方針等を確認・住民監査請求の準備
- 2013 (H25) 住民監査請求書提出
- 2014 (H26) 1月 監査請求「棄却」
2月 ダム建設の公金支出差止請求を大阪地裁に提訴
5月 第1回弁論

◆できることは何でもしておこうとの趣旨で、差止訴訟にとりくむ

◆原告江菅ということで、知人の弁護士を主軸に7名の弁護士を結成

◆2011年6月に第1回弁護士会議開催以降ほぼ毎月会議を重ねてきた。

◆2016年10月までに、会議が66回。他に学習会を8回、現地視察を4回実施

4、訴訟について

◆争点を、ダムの①安全性と②有効性に絞って取組む方針となった。

（原告は、自然や環境も争点にして欲しかったが、裁判進行の観点から却下された。）

◆ダムの安全性については、ダムサイトの地質を争っている。

◆ダムの有用性については、計画高水や水害シミュレーションの誤謬性を争っている。

◆大阪府は、建設省河川砂防技術基準を盾に正当性を主張しており、突破に苦慮している。

5、おわりに

本訴訟では、田結庄良昭・神戸大学名誉教授（地質学）や水源連の嶋津暉之氏には一方ならぬお世話になっています。お礼申し上げます。

訴訟が収束するまでにダムは完成されてしまう情勢が濃厚です。

しかし、公共事業の在り方について、何らか一石を投じる判決を獲得するため、精一杯取り組みます。みなさまからのよきアドバイスを渴望しています。よろしく！

活動報告用紙

団体名	木津川流域のダムを考えるネットワーク		
対象事業名	川上ダム		
事業地名	三重県伊賀市	事業者	独立行政法人 水資源機構

この一年の活動報告

市民運動から住民運動、そして政治運動へ 川上ダムをめぐる運動の展開と今後

利権構造に組み込まれ、県や国の言いなりになってきた伊賀市。計画されている巨大ダム水源を使うために、伊賀各地の水源、浄水場をことごとく縮小、廃止するという水道基本計画案（伊賀市水道新ビジョン）が出てきてはじめて、事態の重大さに気付いた住民が立ち上がりつつある。住民の突き上げにあつて、川上ダム推進議員連盟に入っている市議が、ダム計画への利水参画の問題、そしてそれにつながる広域水道の問題を9月の市議会で発言した。水道部はコンサルタントに委託して作成させていた水道基本計画案を12月議会で可決させる予定だったが、そのスケジュールは崩れつつある。現在の水道基本計画を抜本的に見直し、利水撤退を前提としたもう一つの道へと舵を切り替えられるかは、今後の運動の展開にかかっている。

現状と今後については、たくさんの方があつて書ききれず、またこの場で公開できないことも多い。ここでは以前報告した2015年10月31日の川上ダム問題のシンポジウムの後の動きを簡単に報告し、今後の見通しについて若干触れたい。

2015年12月 第1回伊賀市水道基本計画策定委員会の開催。一般公募枠も有識者枠も体制派で固められ、形だけの「審議」。1月に予定されていたパブコメは取りやめになることが決定。

2016年6月 利水撤退を訴えるチラシを伊賀・水と緑の会がパタゴニアの支援で作成し、伊賀市で全戸配布。

2016年6月 第3回伊賀市水道基本計画策定委員会の開催。伊賀市のNPOと住民組織をサポートする中間支援組織づくりを通じてつながっていた人が、地域の住民組織の代表となり、策定委員として参加。基本計画への疑問を策定委員会の中で指摘。

2016年7月 嶋津暉之先生が作成した質問事項を元に、さらに追補した公開質問書（本文16ページ）を、水源連、木津川流域のダムを考えるネットワーク、伊賀・水と緑の会の連名で水道部に提出。翌日、嶋津先生の講演会「利水からの撤退が私たちの未来を守る」を行った。

2016年8月～9月 伊賀市主催で「これからの市政を考える集い」が4回開かれ、毎回、水道基本計画の問題点が市民から提起された。

2016年9月 第5回伊賀市水道基本計画策定委員会の開催。「中間案」という名前のついた体裁がすっかり整えられた最終案が提示される。審議未了を理由に、策定委員有志が再度の策定委員会開催を要望。策定委員会後に、策定委員12名中5名の連名文書が市長、策定委員長、水道部の最高責任者宛に提出される。

問い合わせ先：

氏名	鎌田陽司	電話		メールアドレス	
-----------	-------------	-----------	--	----------------	--

「このまま再度の審議をしないまま中間案を認めることはできない。納得のできないまま公開される中間案に自分たちの名前を策定委員として載せることは容認できない」とする強い要望を受け、水道部は今後のスケジュールの変更を現在調整中。

2016年9月 川上ダム推進議連に入っていない市議は21名中わずか1名。その市議による包括的な水道基本計画案への疑義の表明に加え、推進議連の市議1名が「もうあとへ戻れないというのではなく、戻ったらいいんや。そういう行政のスタンスを変えていかないといけない」と利水撤退を今後さらに議論すべきことを提起。

今後は、10月に第6回策定委員会、11月にパブリックコメントと住民説明会、市長選。3月に市議選。当面は以下のことが重要なポイントになると思われる。

- 水道部、コンサルタントが作成する水道基本計画を論破できるだけの説得力のある代替案とその紹介パンフレットを市民運動側で作成し(9~10月)、市民運動&住民運動として問題提起。
- 水道基本計画策定委員会で、水道基本計画案の問題点の指摘と代替案の提案を行い、水道部とその背後にいる水資源機構、国交省の思惑と異なる展開となるようさらに働きかけ。
- 市長選で、利水撤退の意思を持つ市長が当選するよう働きかけ。
- 市議会で利水撤退の意思を持つ市議が何名当選できるか。
- 利水撤退の意思を住民投票で問うことができるか。

伊賀市を地盤とする川崎二郎衆議院議員は、国会議員からなる水道事業促進議員連盟の会長であり、水道や水源開発の利権の中枢に連なっていることは間違いない。今後とも事態の打開のため、みなさまのご助力をお願いしたい。

YOU 伊賀タウン情報ユー 2016年8月27日

声

言わせて聞かせて

水道計画 ダム事業の利水から撤退を

伊賀市は21か所の浄水場を7か所廃止、3か所減少し、ゆめが丘浄水場に集中移行を示しました。委員からは「大切な水源を廃止などんでもない」「地域住民に説明してもらいたい」との要望がありました。また、同方針では給水人口や給水量が減少した状況においても健全かつ安定的な事業運営が可能な水道としていきます。市は人口減少と給水量減少を加速させており、そんな中で川上ダム建設に参画すれば、市の財政や水道会計を圧迫することは必至です。

市議、伊賀市ダム推進議員連盟、伊賀市水道部、水道ビジョン基本計画を策定するためには、川上ダム事業のうち、利水からの撤退を先断するときではないでしょうか。(伊賀市、NPO法人伊賀・水と緑の会) 会 員、畑中昭子

伊賀市水道部 秋に中間案 市民意見募ります

伊賀市水道部より「さいます。伊賀市では現在、準備しているものを含めて32か所の水源を有し、21か所の浄水場から市内558平方キロメートルという県下3番目に広い区域に点在する集落と市街地、その家庭約4万世帯へ水道水を供給していますが、これからも安定した供給を維持していくためには、老朽施設や効率の悪い小規模施設、深流や井戸など取水が不安定な取水施設の統廃合を行い、より効率的な水道事業の経営を目指す必要があると考えています。伊賀市上水道の最大

の水源は木津川から暫定取水として毎秒0.215立方メートルを取水していますが、夏場や冬場の水枯れにも対応出来る安定した水源を確保するため、川上ダム建設事業の一刻も早い着工を望んでいくところです。また、この水源の確保を想定してゆめが丘浄水場から上野、鳥ヶ原、阿山、伊賀、大田、青山の各支所管内へ三重県企業庁の事業により耐震性を有する送水管の敷設も終え、いままを踏まえ、現在、策定を進めている水道事業基本計画の中間案を秋には市民の皆さまにお示しし、パブリックコメントで改めて広くご意見を募りたいと考えています。

活動報告用紙

団体名	石木ダム建設絶対反対同盟		
対象事業名	石木ダム		
事業地名	長崎県東彼杵郡川棚町	事業者	長崎県と佐世保市

この一年の活動報告

◆ 2015年度の反対運動の主な流れ

① 付け替え道路工事再着工に対する抗議阻止行動

- ① 通行妨害禁止仮処分命令申立事件で長崎地裁佐世保支部（森岡^{あやこ}礼子裁判長）は、16人に対し仮処分命令を決定。残り7人については県側の請求を棄却（2015.3.24）
- ② 付け替え道路工事再々着工に対する抗議阻止行動：8か月間強継続、女性パワーを中心に支援者の温かい支援を受けて戦い抜く（2015.5.19～2016.1.29）

② 迂回道路工事阻止行動：新たに監視小屋を建設し、男性を中心に監視活動を継続中(2015.12.1～)

③ 長崎県収用委員会対応

- ① 非保留地（4世帯の農地）：長崎県収用委員会第2回審理に出席(2015.2.17)、県収用委員会が4世帯の農地収用「裁決」まとめる(2015.6.22)、4世帯分の農地5500㎡について、国への所有権移転登記完了(2015.8.25)

→ ※非保留地の審議結果を見て、収用委員会への対応を「収用委員会開催阻止」へ変更

- ② ダム本体工事部を含む第2次収用裁決申請(2015.7.8)

- ・ダム本体工事に必要な用地の収用裁決申請に向けた立入測量調査（土地及び家屋調査）阻止行動(2015.1.13～1.16)

- ・山口文夫川棚町長へ石木ダム建設事業に関する要請（署名捺印拒否）を行う(2015.6.9)

- ・長崎県収用委員会開催を阻止：①2015.10.7 ②2015.10.9 ③2015.11.18 ④2015.12.14

- ③ 中上流部の第3次収用裁決申請に向けた立ち入り調査阻止行動：4日間(2015.9.2～9.4と9.7)

④ 強制収用と収用後の対策

- ① 強制収用農地の明渡し現地確認を阻止：2日間(2015.11.2と11.4)

- ② 補償金の供託と税金対策

- ・弁護士説明会(2015.9.26 川原公民館)：供託金、税金問題、裁判闘争等

⑤ 長崎県公共事業評価監視委員会対応

傍聴(2015.8.3)、現地視察(2015.8.10)

結果：公共事業評価監視委員会が知事へ答申：工期6年延長を認める(2015.10.14)

⑥ 石木ダム事業認定取消訴訟及び執行停止申立 ※強制収用が行われてしまった結果での対応

- ・石木ダム事業認定取消訴訟を長崎地裁へ提出 原告110名(2015.11.30)

- ・事業認定の執行停止を求める申立書を長崎地裁へ送付 申立人24名(2015.12.25)

⑦ 世論喚起の活動（支援団体等の活動と共に）

- ① 強制収用反対で署名活動を取組む：2014年度から継続、中村知事へ直接手渡す方針

- ② ブックレットの刊行「ホテルの里を押し潰すダムは要らない！」

石木ダム対策弁護士ブックレット出版記念集会(2015.7.4)アラス佐世保 約350名

- ③ 「今こそ考えよう 石木ダムと強制収用 ～未来を決めるのは私たち」集会(2015.1.18)

アラス佐世保 定員500人の会場が満席：「ダムネーション」上映、講演、意見発表等

パレード：四ヶ町アーケードを歩く 169名参加

県庁抗議行動と1.18佐世保集会宣言提出(2015.1.26) 県庁正面玄関 参加：約30名

- ④ パタゴニア日本支社が石木ダム建設反対支援

- ・パタゴニア日本支社が石木ダム建設に反対する地域団体への活動支援を決定と発表(2015.4.1)

- ・日本外国特派員協会で記者会見：パタゴニア日本支社石木ダムで反対運動支援アピール(2015.4.6)
- ・新聞へ「意見広告“失うものは 美しいもの”」掲載
- ・ラッピングバス運行開始(2015.5.2)：西肥バス車体「失うものは 美しいもの」(石木川まもり隊)
- ・石木ダム反対看板建設(2015.10.6)：石木ダム事務所前(石木川まもり隊)
- ・「FIREFLY PARTY ほたるとマルシェ」(2015.11.29) 佐世保鯨瀬ターミナル2階 小林武史、伊勢谷友介、いとうせいこうさん等トークショー
- ・川原公民館屋根修理のためクラウドファンディング(2015.5.13~5.28)
 - クラウドファンディングリターン：農業体験(稲刈り作業)(2015.10.11)
 - クラウドファンディングリターン：お米送付(2015.10.22)
 - クラウドファンディングリターン：虚空蔵山登山(2015.10.25)
- ・山田監督、石木ダム関連映画製作撮影開始(2015.10.17)
- ・村山嘉昭カメラマンによる現地写真撮影 フォトブック「石木川のほとりで」刊行

⑧ その他

- ① 公共事業チェック議員の会現地調査対応(2015.10.23)

◆ 2016年度の反対運動の主な流れ

① 付け替え道路工事再着工に対する抗議阻止行動

- ① 付け替え道路工事再々着工に対する抗議・阻止行動：8か月間強継続、女性パワーを中心に支援者の温かい支援を受けて戦い抜く(2015.5.19~2016.1.29)
- ② 付け替え道路工事再々再着工に対する抗議・阻止行動：監視座り込み再開(2016.4.4~)、付け替え道路工事再開に対し監視・阻止行動(2016.7.25~継続中)
現在まで工事を完全阻止しているため、付け替え道路工事は着工できていない。

② 迂回道路工事阻止行動

- ① 迂回道路工事阻止監視活動(2015.12.1~継続中)
- ② 迂回道路工事測量作業阻止行動(2016.2.9)
監視活動を継続中で迂回道路工事も着工できていない。

③ 長崎県収用委員会対応

- ・長崎県収用委員会開催を阻止：⑤2016.1.14 ⑥2016.2.17 ⑦2016.3.16
- ・長崎県収用委員会への出席拒否

県と一体になった収用委員会は、2016年3月16日に地権者等が午前中開催を阻止しても、午後から急きょ場所を変えて地権者欠席のまま開催した。同5月13日には、事前に地権者から当日は都合が悪いとして開催日の変更を打診した文書を郵送していたが、地権者欠席のまま開催した。中立公正でない県の機関の一部である長崎県収用委員会が行ってきた今までの経過の中で、収用委員会に期待することは無理と判断し、今後の審議を拒否することに方針変更した。2016.5.13以降収用委員会を無視。

④ 石木ダム事業認定処分取消請求事件と執行停止申立 長崎地裁

- ・第1回口頭弁論(2016.4.25) ・第2回口頭弁論(2016.7.19)
- ・第3回口頭弁論(2016.10.31 予定)
裁判官による現地調査が2016.12.22に行われることになっている

⑤ 石木ダム工事差し止め仮処分申立を提出(2016.2.2)

- 長崎地裁佐世保支部 15:00 申立人505名
- ・第1回審尋(2016.5.16) ・第2回審尋(2016.7.19) ・第3回審尋(2016.9.8)

第3回審尋で結審、年内に決定される予定

⑥ 中上流部（第3次）の収用裁決申請阻止の闘い

- ・「中上流部立会等要請」に対する開催阻止行動(2016.1.28) 川棚町中央公民館
1/29も含め中止に追い込む
- ・長崎県が中上流部収用裁決申請(2016.5.11) 9世帯分
これで全用地が強制収用対象になった

⑦ 世論喚起の活動（支援団体等の活動と共に）

- ① 「石木ダム問題を考える緊急集会」（2016.9.10）川棚町中央公民館 参加者約180名
川棚町内の世論喚起と支援者掘り起こしのために継続的に実施予定
- ② パタゴニア日本支社が石木ダム建設反対支援

石木ダム年表と反対運動経過

年 月

おもなできごと

2015(平成27)年

- 2015.11.1 水源連総会 伊賀市 岩下和雄出席し経過報告
- 2015.11.2 強制収用農地の明渡し現地確認を阻止 11:00 古川所長外3名が来る 中央ゲート他計6か所阻止対応
- 2015.11.4 強制収用農地の明渡し現地確認を阻止 9:00~11:00 古川所長外3名が来る
今週中(~11/7)は付け替え道路工事と強制収用農地の明渡し現地確認を中止する旨発言
第45回連絡会 15:00~16:15 川原公民館 17名
- 2015.11.6 長崎県収用委員会の審理の傍聴に関する規則の一部を改正し、「収用委員会の決定により傍聴人を報道関係者のみに制限することができる」とした。
- 2015.11.7 反対同盟会合 19:30~20:40 収用委員会(11/18)の対応、訴訟について
- 2015.11.9 木村政策監、古川所長と会合 炭谷、生月 ダム事務所
- 2015.11.16 付け替え道路工事再々開から半年目
- 2015.11.18 長崎県収用委員会開催阻止行動③ 【27長収第5・6号事件】 約40名 出島交流会館
委員と起業者は早朝（開会時間 13:30 前）に入室して、委員会を開催し起業者の説明のみを聴取。地権者2件分は審議できず。
- 2015.11.19 ダム事務所前の寒冷紗を常設テントへ設置替作業
- 2015.11.20 川原地区男性2名組で、ダム事務所前テントに交代で座り込み開始 13:00~15:30→中央ゲート前~16:30
- 2015.11.21 「BANFF MOUNTAIN FILM FESTIVAL」 天神イミズホール 石木川まもり隊ブース
- 2015.11.24 石木ダム訴訟記者会見 16:00 県庁記者クラブ :馬奈木、平山、魚住弁護士と地権者5名
- 2015.11.26 供託金課税の件で佐世保税務署から聴取 14:00~17:05 佐世保税務署 石丸、吉島
- 2015.11.27 ダム事務所前テントにビニールシートの風除け設置 13:00~17:00
第1回反対同盟定例会合 19:30~20:50 川原公民館 毎月第2と第4の金曜日 19:30 から
- 2015.11.29 ほたとマルシェ出場タレント他川原来郷 11:00~12:00
「FIREFLY PARTY ほたとマルシェ」佐世保鯨瀬ターミナル2階 こうばる小店出店
小林武史、伊勢谷友介、いとうせいこうさん等トークショー
- 2015.11.30 石木ダム事業認定取消訴訟提出 15:30 長崎地裁 原告110名
同報告集会 県教育文化会館 16:00~17:00
- 2015.12.1 迂回道路工事阻止行動（監視活動）開始 岩屋郷字矢杖で火焚き
- 2015.12.2 第46回連絡会 15:17~16:20 川原公民館 15名
- 2015.12.4 迂回道路工事監視小屋完成 パイプ組アルマイト鋼板葺テント布囲平屋建

- 2015.12.5 長崎県地方自治研究センター定期総会記念講演会；「ダムと治水」宮本博司さん講演 15:30~17:10
セントヒル長崎
- 2015.12.7 ｺﾞﾗｲﾀﾞｰ檜田秀樹さん石木ダム現地取材で来郷～12/9
- 2015.12.8 見回り帰りのダム事務所の軽乗用車を留め置き
町道見岳線起点生活相談所裏 16:50~17:50 怒
- 2015.12.11 第2回反対同盟定例会合 19:30~20:40 川原公民館
- 2015.12.12 長崎地区労役員研修会で石木ダム研修 於. 東彼地区労 16:30~17:15 石丸、炭谷対応
同現地研修：現地案内 9:00~ 炭谷対応
- 2015.12.14 ダム事務所より水質調査実施依頼 追いつす
長崎県収用委員会開催阻止行動④ 【27長収第7号事件】約40名 出島交流会館
7:35 川原発、事務局と収用委員会委員は 12:30 出勤したが、阻止行動で「本日の審議中止」
今回は審理に出席できる代理人の数を1人当たり3人までに制限した
- 2015.12.16 環境調査を阻止し追いつす 岩屋郷元佐藤宅前 11時頃
クレソンの除去作業をしていた建設技術研究所職員3名、駆けつけたダム事務所職員2名
- 2015.12.21 魚住弁護士来郷
- 2015.12.25 **事業認定の執行停止を求める申立書を送付長崎地裁へ送付** 申立人24名
第3回反対同盟定例会合 19:30~20:20 川原公民館
- 2015.12.28 付け替え道路工事抗議行動、ダム事務所前監視活動と迂回道路工事監視活動について、年末は
本日まで。1月は8日から再開する。(中央ゲートの横断幕等掲示は5日から交代で行う)
収用委員会の審理に出席することができる代理人数の制限の変更及び審理会場等の変更につい
て(通知)12/28付け
- 2016(平成28)年**
- 2016.1.8 付け替え道路工事抗議行動、ダム事務所前監視活動と迂回道路工事監視活動を再開
第4回反対同盟定例会合 19:30~20:10 川原公民館
- 2016.1.9 「69の会」開催：石木ダムをテーマ 代官山にて 岩下和雄出席
- 2016.1.11 グリーンリスト村田信之さん(連坊議員の夫)石木ダム現地視察 14:00 岩下和雄対応
- 2016.1.12 第47回連絡会 15:00~16:20 川原公民館 19名
供託金の課税について：長崎地方法務局佐世保出張所総務課より回答
- 2016.1.14 **長崎県収用委員会開催阻止行動⑤** 【27長収第5・6号事件】約40名(今回は女性も参加)
長崎振興局2階AB会議室 11:00 発 16:00 帰着
梶山収用委員の暴言発言をめぐる紛糾したため、収用委員会事務局が浦上警察署へ出動要請
- 2016.1.22 第5回反対同盟定例会合 19:30~20:50 川原公民館
- 2016.1.24 40年ぶりの寒波襲来 積雪10センチメートル超す 正面ゲートテントの雪下ろし
- 2016.1.25 積雪のため公共交通機関マヒ 抗議行動休み
- 2016.1.26 寒波続き抗議行動中止 谷山建設、里村建設機械等搬出、雪のため延期
- 2016.1.28 「中上流部立会等要請」に対する開催阻止行動 8:30 集合 川棚町中央公民館
1/29も含め中止に追い込む
付け替え道路工事現場事務所解体撤去
- 2016.1.29 **中央ゲート内の機械等搬出終了。付け替え道路工事中止を受け中央ゲート関連抗議行動停止。**
今後、中央ゲート、ダム事務所前には横断幕等を交代で掲げる。迂回道路工事の監視は引き続き行
き行う。
- 2016.2.2 **石木ダム工事差し止め仮処分申立を提出** 長崎地裁佐世保支部 15:00 申立人505名
門前集会 14:40 報告集会 15:20~17:10 中部地区公民館 約50名出席
- 2016.2.3 中央ゲート閉鎖、補強作業 AM
- 2016.2.9 **迂回道路工事測量作業阻止行動** 9:30~10:10 岩屋口三叉路で県と業者(朽原建設)計20名を迫
り返す。同盟員及び支援者約30名
村山嘉昭カメラマン取材途中に立ち寄り～2/10

2016. 2.12 第 6 回反対同盟定例会合 19:30~20:20 川原公民館
2016. 2.13 民商税務相談 19:30 東彼民商
2016. 2.16 第 48 回連絡会 19:00~20:45 川原公民館 15 名
2016. 2.17 **長崎県収用委員会開催阻止行動⑥ 【27 長収第 1・4 号事件】【27 長収第 2・3・7 号事件】**
約 40 名 (今回も女性参加) 出島交流会館 7:30 発 午前の部 9:16~9:30 阻止し中止
中止後県庁までデモ、県庁玄関に座り込み~10:40
午後の部 12:16~12:25 阻止し中止に追い込み 14:00 帰着
2016. 2.22 中村法道知事、県議会で石木ダムの用地収用について、中上流部分も書類が整い次第収用裁決申請を行う旨表明
2016. 2.25 真島省三衆院議員が衆院予算委で石木ダム質問 30 分行う
2016. 2.26 第 7 回反対同盟定例会合 19:30~20:15 川原公民館 出席者 21 名
2016. 3. 2 第 49 回連絡会 19:00~20:20 川原公民館 13 名
2016. 3. 4 第 8 回反対同盟会合 19:30~20:30 川原公民館 出席者 23 名 : 第 37 回団結大会について
2016. 3.12 故木本マズエさん死去 享年 85 歳
2016. 3.13 河川清掃、標柱等の補修作業 9:00~12:00
石木ダム建設絶対反対同盟第 37 回 3.14 団結大会 川原公民館 13:00~16:30
2016. 3.14 中村法道長崎県知事へ強制収用反対署名提出 18,665 筆 出島交流会館 14:00
2016. 3.14 山口文夫川棚町長へ第三次分 (中上流部) に対する署名拒否要請 川棚町役場 10:00
2016. 3.16 **長崎県収用委員会開催阻止行動⑦** 長崎振興局 10:00 午前中審理阻止 午後から一方的に開催場所を出島交流会館に変更し、県側のみ出席し審理
2016. 3.18 長崎県人事異動発令 (内示) 古川所長、金子次長定年退職
2016. 3.21 やま里スイッチ「はじめての虚空蔵山」1 回目 パタゴニア企画
2016. 3.23 石木ダム工事差止原告団事務局会 交流プラザ 10:00~11:30
2016. 3.27 やま里スイッチ「はじめての虚空蔵山」2 回目 パタゴニア企画
2016. 3.28 年度末につき石木ダム建設事務所前座り込み開始
2016. 3.30 古川石木ダム建設事務所所長退任あいさつ川原地区回り
2016. 4. 3 **ピースボート佐世保寄港** 石木ダム現地視察交流会 川原公民館 11:00~16:00 36 名
2016. 4. 4 **本日より監視座り込み再開** (①中央ゲート、②建設事務所前テント、③矢杖小屋)
有吉正敏新所長、浅岡哲彦新次長、牟田克敏建設課長就任あいさつで中央ゲートへ
2016. 4. 5 参議選前緊急院内集会と各省抗議行動 衆議院第一議員会館
2016. 4. 7 春の嵐で看板棟他看板脱落、矢杖小屋壁シート脱落、矢杖プレハブ小屋サッシガラス破損等
2016. 4. 8 第 10 回同盟会合 川原公民館 19:30
2016. 4.10 やま里スイッチ「はじめての虚空蔵山」3 回目 パタゴニア企画 30 名
2016. 4.11 看板破損分製作
2016. 4.13 第 50 回連絡会 19:00~19:50 第 2 回事務局会 18:00~19:00 川原公民館
2016. 4.14 ダム反対看板取付・角合平 : 半地下壁分、看板棟
2016. 4.14 熊本で震度 7 の地震
2016. 4.15 八杖小屋壁テント取付修理
2016. 4.16 熊本で震度の地震 (本震)
2016. 4.16 演劇「濁る水」公演 佐世保教会
2016. 4.20 社民党県央三支部合同学習会で石木ダム闘争報告 大村市勤労者センター 15:00~16:25
2016. 4.22 第 11 回同盟会合 川原公民館 19:30
2016. 4.25 **石木ダム事業認定処分取消請求事件第 1 回口頭弁論と執行停止申立** 長崎地裁 14:00
2016. 4.28 「水のわ」第 98 号を新聞折込で配布 県石木ダム建設事務所
2016. 5. 9 第 3 回事務局会 10:00~13:45 川原公民館 郵送分封入作業等
2016. 5.11 **県、中上流部収用裁決申請・9 世帯分** ※これで全用地が強制収用対象地となった
2016. 5.11 第 51 回連絡会 川原公民館 19:00
2016. 5.12 第 12 回同盟会合 川原公民館 19:30~20:30

2016. 5.13 **県収用委員会審議** 出島交流会館 ※事前に、地権者から当日は都合が悪いため開催日の変更を打診した文書を5月10日に郵送していたが、地権者欠席のまま開催された
2016. 5.15 昨年強制収用した岩屋郷字矢杖にある4世帯の農地周りの国有地（自称県ダム事務所が管理）の草刈りを県は行わなかった。その他は、5/15までに草刈りを済ませた。宇鶴堂への墓道と石木ダム住民相談所から岩屋権現までの町道も草刈りが終わった。
2016. 5.16 **石木ダム工事差止仮処分申立第1回審尋** 長崎地裁佐世保支部 14:00
2016. 5.28 第29回川原ほたる祭り 川原広場 18:00
2016. 5.29 「石木川のほとりにて：13家族の物語」完成 写真文：村山嘉明
2016. 5.16 熊本県民4名と支援者で石木ダム反対ビラを川棚町内中心部にポスティング
2016. 6. 1 県道川棚嬉野線改良工事（旧上石木バス停からソロメキ橋まで）ダム予算から切り離して再入札することに決定報告
2016. 6. 1～2 東京の専門家が地質の件で来郷
2016. 6. 4 西日本梅雨入り（北部九州は昨年より1日早い）
2016. 6. 8 第52回連絡会 19:00～20:05 第4回事務局会 17:40～18:50 川原公民館
2016. 6.10 第13回同盟会合 川原公民館 19:30～20:40
2016. 6.19 オーナー田田植え
2016. 6.19 川棚町日曜議会一般質問 久保田和恵町議石木ダムについて質問、傍聴
2016. 6.20 中上流部裁決申請書の縦覧開始 町役場第2別館2階 6/20～7/4
※反対地権者9世帯の家屋を含む土地約9万㎡
2016. 6.22 収用地隣接地他に「無断使用禁止の立看板」を設置
2016. 6.23 土地所有者からの申し出によりダム事務所前の監視小屋を向かって右へ移動 11:00～14:00
2016. 6.24 第14回同盟会合 川原公民館 19:30～20:10 弁護士会議有
2016. 6.25 川辺川を守る県民の会と同盟会合 川原公民館 18:00～19:20
2016. 6.26 第9回さなぼり、ほたる祭り慰労会 川原公民館 12:30～15:00
2016. 6.28 **県収用委員会審議** (27長収第1号、4号) サンプリエール4階大広間 13:30
※地権者側出席せず、県のみで開催
2016. 6.30 映画「ほたるの川のまもりびと（仮題）」クラウドファンディングスタート 6/30～10/27 目標700万円
2016. 7. 6 第53回連絡会 19:00 第5回事務局会 17:30～19:00 川原公民館
2016. 7. 8 民進党選挙カー来郷 16:30 第15回同盟会合 川原公民館 19:30～20:50
2016. 7.10 ひまわりの種まき 国有耕作放棄地 AM
2016. 7.11 ダム事務所がひまわり種まき地に「無断使用禁止看板」設置
2016. 7.18 九州地方から中国山陰まで梅雨明け
2016. 7.19 **工事差止仮処分第2回審尋** 長崎地裁佐世保支部 11:00
事業認定取消訴訟第2回口頭弁論 長崎地裁 15:00
※県、正面ゲート中央に監視カメラ追加設置した。ひまわり畑と矢杖小屋上段に無断使用禁止の土台がコンクリート製の頑丈な看板を設置した。裁判所対応で誰もが不在の日を狙った泥棒猫と変わらない行動だ。
2016. 7.21 有吉所長他3名で出向き、付替え道路工事の再開を通告 正面ゲート
2016. 7.22 有吉所長他3名で出向き、付替え道路工事の再開を再通告 正面ゲート
※来週から工事のため立入る旨。ゲートの竹等を自主的に外すように発言。
2016. 7.25 **石木ダム付替え道路工事再再開** 県職・業者計14名が10分程度で引き上げる
阻止人員約40名 弁護士会議有
※業者は、三業者の現場代理人のみが県職に同行し、現場事務所の設置も無く、機材も持参しない状況が続く。通行妨害仮処分の申立を考えているのではと疑いたくなる。
2016. 7.27 中央ゲートの監視カメラに対応して目隠し用寒冷紗を設置 7:30
2016. 7.30 川辺川を守る県民の会創立20周年記念講演会 鶴屋東館10階会議室7 18:30
同盟16名参加
2016. 8. 3 第54回連絡会 15:10～16:25 第6回事務局会 16:40～18:30 川原公民館

2016. 8. 5	長崎港寄港のピースボートから韓国人を含む30名が来郷 ダム現地視察と昼食会	川原現地と中ノ川内川
2016. 8. 6	阻止行動慰労会	中ノ川内川 12:00~16:00
2016. 8. 9	山本太郎参議院議員と末次精一氏来郷	14:45~15:10
2016. 8. 10	本日から8/16まで県と業者盆休み	
2016. 8. 12	山田英治監督来郷	~8/15まで
2016. 8. 12	第15回同盟会合	川原公民館 18:07~20:15
2016. 8. 18	清流の会世話人会会合	川棚町中央公民館 18:00~19:30 緊急集会の件
2016. 8. 24	中央ゲートに妨害物自主撤去通告表示	: 8/31まで猶予期限
2016. 8. 25	県収用委員会審議 (27長収第1号、4号)	出島交流会館 13:30 ※地権者側出席せず
2016. 8. 25	緊急集会実行委員会の前会合 (呼びかけ人の会合)	川棚町中央公民館 18:00~20:00
2016. 8. 26	第16回同盟会合	川原公民館 19:30~20:15
2016. 8. 30	石木ダム問題を考える緊急集会実行委員会	川棚町中央公民館 18:00~20:00
2016. 8. 31	中央ゲート妨害物自主撤去通告の期限	
2016. 9. 1	本日から中央ゲート監視を午後も当番で対応	中央ゲートにイバラでアート
2016. 9. 5	県と業者約20名で中央ゲートの番線や網等を撤去	14:30頃不意打ち 女性4名で対応したが阻止できなかった。その後すぐ同盟員で復元し補強
2016. 9. 6	県収用委員会審議 (28長収第1号、2号、5号)	出島交流会館 13:30 ※地権者側出席せず
2016. 9. 6	石木ダム問題を考える緊急集会実行委員会	川棚町中央公民館 18:00~20:00
2016. 9. 7	緊急集会宣言提出予定調整	川棚町役場 9:30
2016. 9. 7	第55回連絡会	15:00~16:00 第7回事務局会 14:00~15:00 川原公民館
2016. 9. 8	中央ゲート監視活動全日対応	※監視活動参加者と仮処分審尋参加者に分かれて対応
2016. 9. 8	工事差止仮処分第3回審尋	長崎地裁佐世保支部 14:00 今回で結審し年内決定される予定
2016. 9. 9	第17回同盟会合	川原公民館 19:30~21:00
2016. 9. 10	石木ダム問題を考える緊急集会	川棚町中央公民館2階講堂 18:30~20:30 参加者約180名
2016. 9. 12	「大会宣言」を山口文夫川棚町長へ手渡し	川棚町役場第二委員会室
2016. 9. 21	進行協議第1回目	長崎地裁別館4階 16:00
2016. 9. 23	第18回同盟会合	川原公民館 19:30~20:40
2016. 9. 28	緊急集会実行委員会 (集会後の会合)	川棚町中央公民館 18:00~20:00
2016. 10. 8	山田英治監督来郷	~10/10まで こうばるの歌収録、ドローンを利用し空撮他 今回で撮影終了
2016. 10. 9	オーナー田稲刈り最終日	
2016. 10. 12	県収用委員会審議 (28長収第4号、7号、8号、13号)	長崎県営野球場2階第1会議室 13:30 ※地権者側出席せず
2016. 10. 14	県収用委員会審議 (28長収第6号、9号、10号)	出島交流会館2階研修室 14:00 ※地権者側出席せず
2016. 10. 14	第19回同盟会合	川原公民館 19:30~20:40 WTK他

問い合わせ先：長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷1249番地1

氏名	岩下 和雄	電話	0956-82-3453	メールアドレス	E-mail:k-iwashita@road.ocn.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	----------------------------------

住民を守る堤防の条件

石崎勝義

工学博士・技術士

もと建設省土木研究所次長

もと長崎大学環境科学部教授

1

堤防の決壊・・・壊滅的な被害

- 強烈な流れ 家屋の破壊
 避難の困難
- 大量の氾濫水 広域の浸水
 床上浸水が多数

堤防を決壊させない工法

果たしてあるか？ あります。

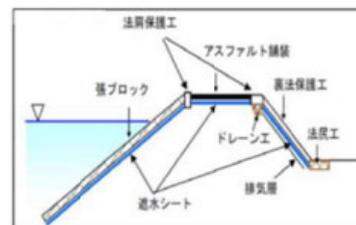
3

46



※(参考)フロンティア堤防の事例

- 計画規模を超える洪水が生じた場合でも、被害を最小限に食い止めるため、計画の水位を上回り堤防を越水しても短時間であれば、破堤しないで耐えられる機能の確保を目指したもの。



雲出川(香良洲町)のフロンティア堤防
(三重河川国道事務所HP)

- ただし、堤防が越水に耐える機能については、堤防の土質や、越流水深等に大きく影響を受けるが、こうした条件が一様でない一連区間の堤防で越水に耐える機能を確保するための技術が完全に確立していないことから、本格的な実施には至っていない。
(<http://www.vip.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/061019/pdf/s3.pdf>)
- 施工事例としては、那珂川・雲出川などで実施されている。

10

4

福岡正巳所長の提唱

- 「河川堤防強化による新治水方式」
- S45(1970)

加治川水害S41(1966)破堤
S42(1967)破堤
S43(1968)訴訟

5

越水堤防調査(土木研究所)

- 背景 静岡巴川水害S49(1974)で加速
- S50-S59
「越水堤防調査最終報告-解説編」1984

- ・全国破堤事例
- ・天端工
- ・裏法被覆

残された課題

- ・裏法尻
- ・目標 決壊を遅らせる60cm3時間

7

堤防は越水すれば決壊するか

むかし

- ・伊藤町長【岐阜県海津町】
昔の堤防はキネでついた。ハガネと呼んだ。
- ・大熊孝「洪水と治水の河川史」平凡社

いま

- ・城原川の野越
(大熊孝「社会資本としての川」より)



〇城原川の野越 (佐賀県神埼町撮影) 洪水時に水が堤防を越流するところを撮影するために作られた野越。写真裏の堤防が、一旦決壊している。本書第4章。(大熊孝撮影)

6

加古川堤防の応急対策



図-1.1 加古川下流平面図

8

フロンティア堤防の誕生と退場

H10(1998)フロンティア堤防 重点施策になる
H12(2000) フロンティア堤防 全国で事業化
雲出川・那珂川・信濃川・筑後川で計13.4km
実施される

H13(2001) 川辺川ダム住民集会
H14(2002) 河川堤防設計指針の廃止

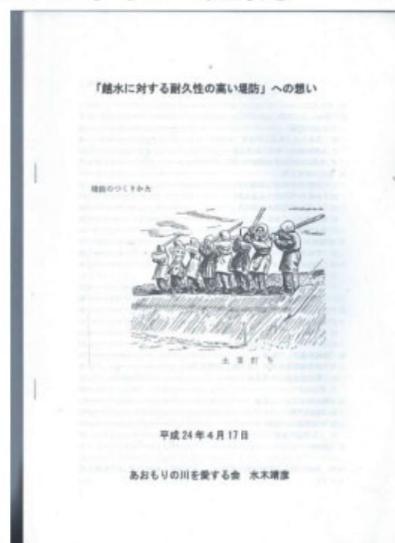
13

フロンティア堤防 産みの苦しみ

- 建設白書の平成8年度版に初めてフロンティア堤防が「越水・浸食への耐久性の高い破堤しにくく質の高い堤防」として提言されます。しかし直ちに事業化はなりません。
- 平成9年度、平成10年度とフロンティア堤防を整備する必要性が次第に強い表現で述べられ、遂に平成11年度になって「壊滅的被害を防止するために整備を行う」と高らかに宣言されます。

15

水木靖彦「越水に対する 耐久性の高い堤防への想い」



14

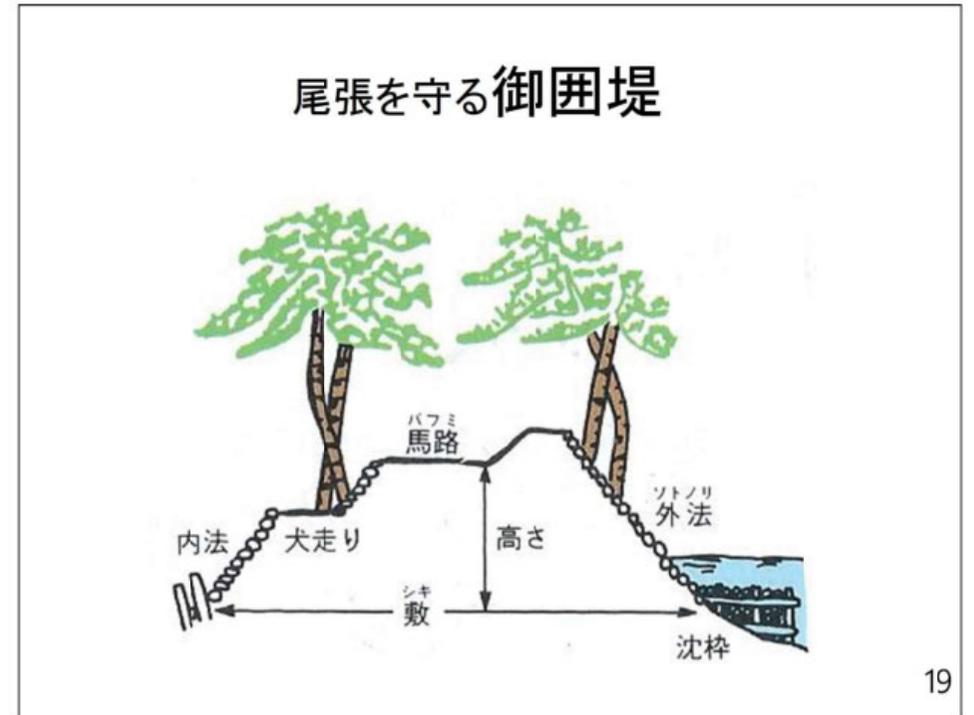
堤防とは？高連続堤防方式の矛盾

- 堤防の効用
土地を氾濫から守る
- 堤防の副作用
洪水を川に閉じ込める
- 下流への洪水が大きくなる
-

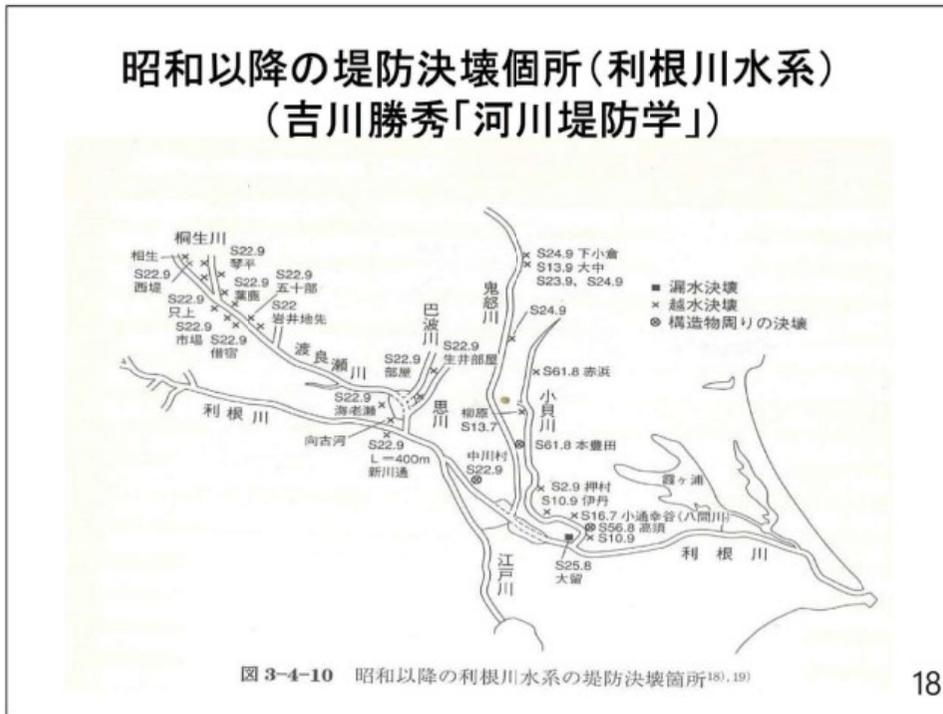
16



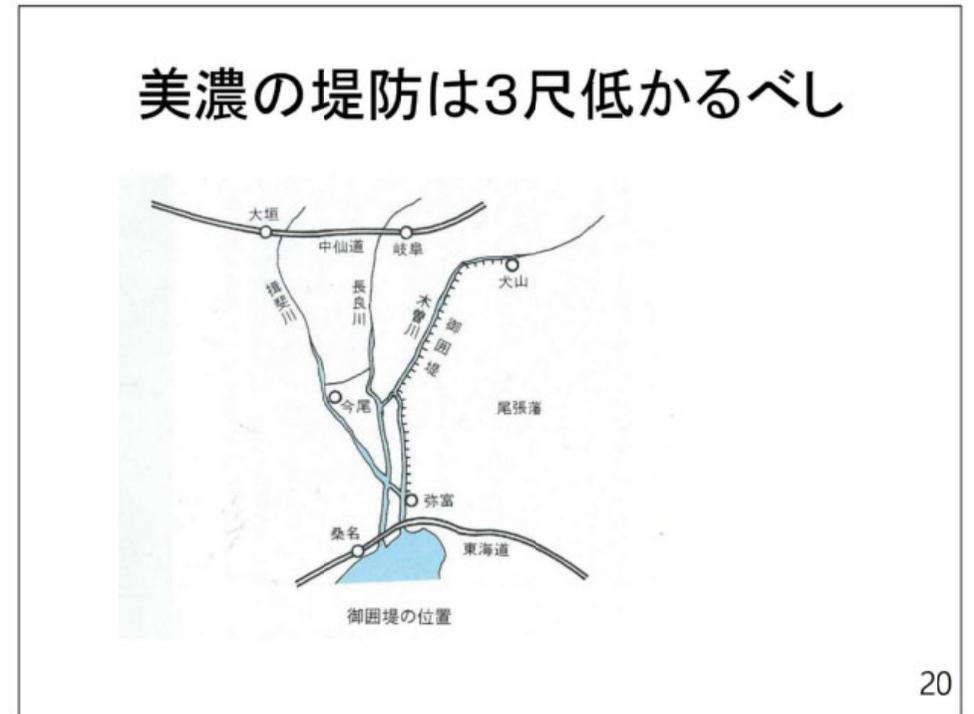
17



19



18



20

下流(都市)を守るため 上流・支川は溢れてほしい

- ・「想定外にも対処する河川安全工学」
（「河川オーラルヒストリー逆境からの模索
－近藤徹」第3編）

「利根川の破堤災害は絶対あってはならない」

「被転嫁リスクを最小にする」

21

特徴1 堤防かさ上げより 既設堤防の強化

特徴2 堤防の安全性確保
氾濫原に人工資産の集積が著しい

特徴3 従来の経験的な判断から
工学的に体系化された堤防設計法の確立

23

河川堤防設計指針第3稿



22

- ①天端保護工
- ②裏法保護工
- ③法尻工

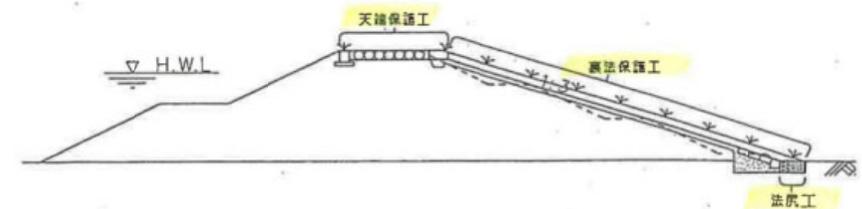


図 6.3.1 越水を考慮した強化堤防の基本構造

24

裏法工の基本構造

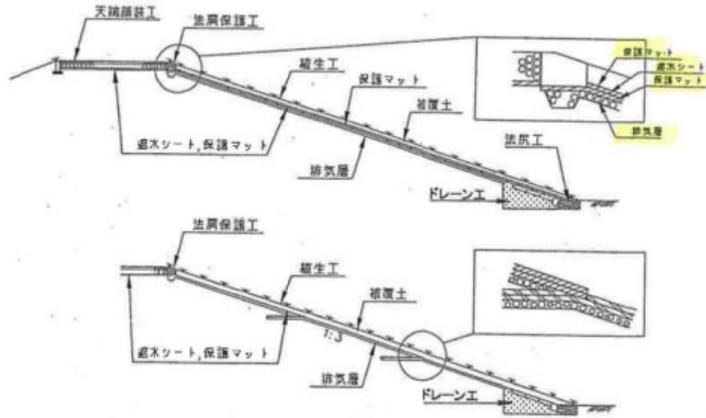


図 6.3.3 裏のり保護工の基本構造例

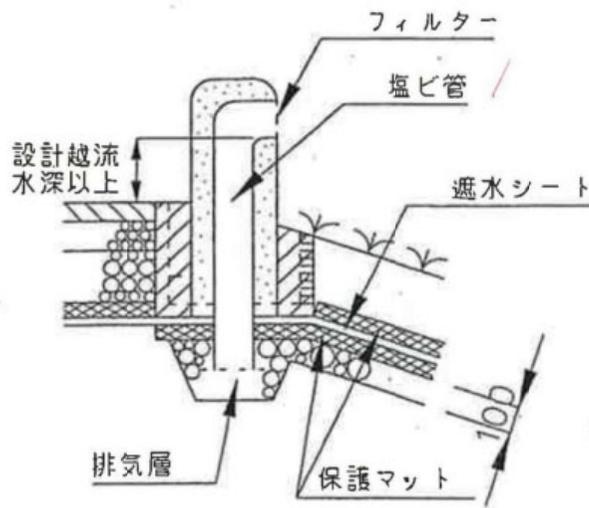


図 6.3.16 排気工の構造の一例

水防災意識社会

～ 社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築 ～

【期間内容】平成27年9月関東・東北豪雨災害等を踏まえ、施設能力を上回る洪水時における応用による災害リスク及び被害軽減を考慮した治水対策は新期にあるべきか

水害の特徴

- 多量の住宅被害を伴う広範囲が長期にわたる浸水
- 通常の決壊に伴い発生した氾濫により、救助活動の多くの要員が倒壊・浸水
- 避難勧告等の遅れ、多数の孤立島の発生
- 必ずしも十分な浸水被害の軽減が期待できなかった
- 被災市内の前線場所への避難が困難となったことにより避難者の増加以上が世帯へ避難

対応すべき課題

- 危険な場所からの立ち退き困難
- 避難場所からの立ち退き困難
- 避難場所からの立ち退き困難
- 避難場所からの立ち退き困難

対策の基本方針

治水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」を再構築する

行政や住民、企業等の各主体が、水害リスクに関する十分な知識と心構えを共有し、避難や応用等の危機管理に関する長期的な意思の疎通や情報提供がなされているとともに、施設能力を上回る洪水が発生した際においても、浸水面積や浸水継続時間の減少等を図り、避難等のソフト対策を講じたための施設による対応が準備されている社会を目指す

50の方

- 治水における水害リスクの評価
- 水害リスク特性を社会全体で共有
- 各主体が連携・協力して減災対策を実施

具体的には、ソフト対策について、行政関係のものから住民自衛のものへ転換し、真正に実効的なソフト対策の展開を図る

- ソフト対策を全面的に推進する中で、その計画の進捗・実施状況を
- 水防活動について、「河川整備」は治水の根幹となる。河川整備の進捗・実施状況を
- 従来からの「治水を河川内で安全に済ませる」ハード対策に加え、ソフト対策を強化し、人的被害や社会経済被害を軽減するための、「危機管理型ハード対策」を講じ、緊急最大規模の洪水までを考慮した水害リスクの低減を図る河川整備へと転換を図る

速やかに実施すべき対策

- 最新材料による最新技術の活用・普及の促進
- 最新材料と最新技術の活用・普及の促進
- 最新材料と最新技術の活用・普及の促進

○速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策

- 最新材料と最新技術の活用・普及の促進
- 最新材料と最新技術の活用・普及の促進
- 最新材料と最新技術の活用・普及の促進

減災のための危機管理型ハード対策の実施

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

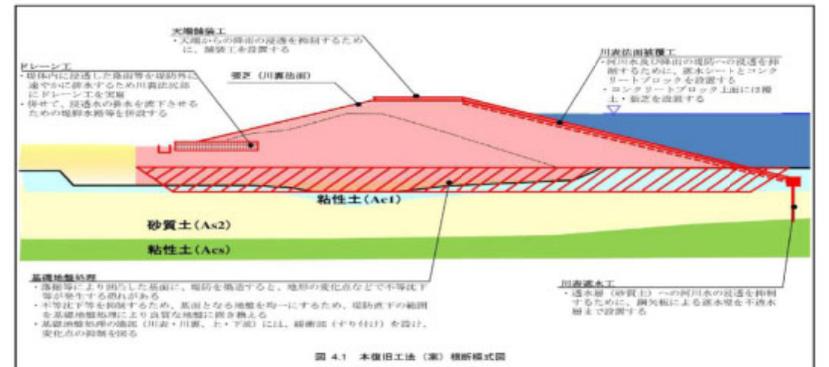
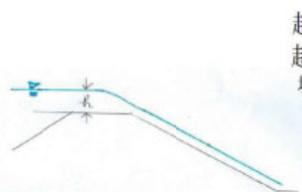


図 4.1 本復旧工法（案）横断模式図

- ①天端保護工
 - ②【欠如裏法保護工】
 - ③裏法尻保護工
- バケツ

フロンティア堤防は何処まで耐えられるか



越流水深 $h=30\text{cm}$
越流流量 $q=0.26\text{m}^3/\text{sec}/\text{m}$
堤防延長 40km で
 $Q=0.26\text{m}^3/\text{sec}/\text{m} \times 40\text{km}$
 $=10,400\text{m}^3/\text{sec}$

計画洪水流量 $5,400\text{m}^3/\text{sec}$ (石井)

$5,000\text{m}^3/\text{sec}$ (水海道)

フロンティア堤防の越流量は越流深 30cm で
 $10,000\text{m}^3/\text{sec}$ もある。

これは事実上どんな異常洪水にも耐えうることを示している。

29

フロンティア堤防は住民を守るか

① 急激な氾濫流を起こさない

家屋の全壊・半壊はなくなる。

避難 安全になる。

洪水流量が異常の時は要検討

② 市街地への大量流下を起こさない

床上浸水は起きない

洪水流量が異常の時は要検討

「浸水がすべてなくなる」は誤解です。

31

フロンティア堤防からの越水量

• 決壊を起こす場合に比べて大幅に小さくなる

• ただし

洪水の規模が大きくなる時は 市街地側の
浸水深の分布を想定しておくことが必要

• 「堤防強化しても避難は必要」

藤田光一博士(国土総合技術研究所長)

30

フロンティア堤防 もうひとつの効果

③ 際限のない堤防かさ上げをやめられる。

下流への洪水流下を一定限度に抑える

④ ダムによる洪水調節はいらなくなる。

⑤ これからの技術開発

10メートルクラスの高堤防への適用

急勾配型

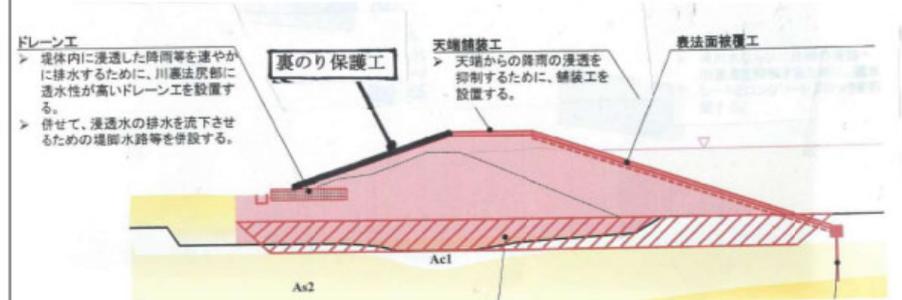
かごマット型が有力

32



かごマットによる護岸(かごマット協会)

鬼怒川堤防 背中が寒い また決壊起こす欠陥堤防だァ！



国土交通省への要望・提案

- ・ 要求 鬼怒川の堤防は
裏法尻保護工を設置してほしい
- ・ 提案 流域治水研究会の設置
河川と流域による水害軽減策
堤防強化による治水方式
- ・ 要望 先輩からの 良い遺産の継承

石崎 勝義 <ishizaki@mb.ejnet.ne.jp>
 つくばみらい市山王新田401-11
 telfax: [0297-57-1776](tel:0297-57-1776)
 携帯: [090-3073-1987](tel:090-3073-1987)

参考資料

- 1 石崎勝義
「鬼怒川はなぜ決壊したか」
<https://kinukokai.amebaownd.com/>
- 2 まさのあつこ
「元河川官僚：鬼怒川決壊は「行政の不作為」」
<http://bylines.news.yahoo.co.jp/masanoatsuko/20160411-0056482/>
- 3 水木靖彦
www.civil.hi-tech.ac.jp/~msasaki/wanokawa/120601mizuki4.pdf

1年前、何が起きたか 水とともに生きて来た常総

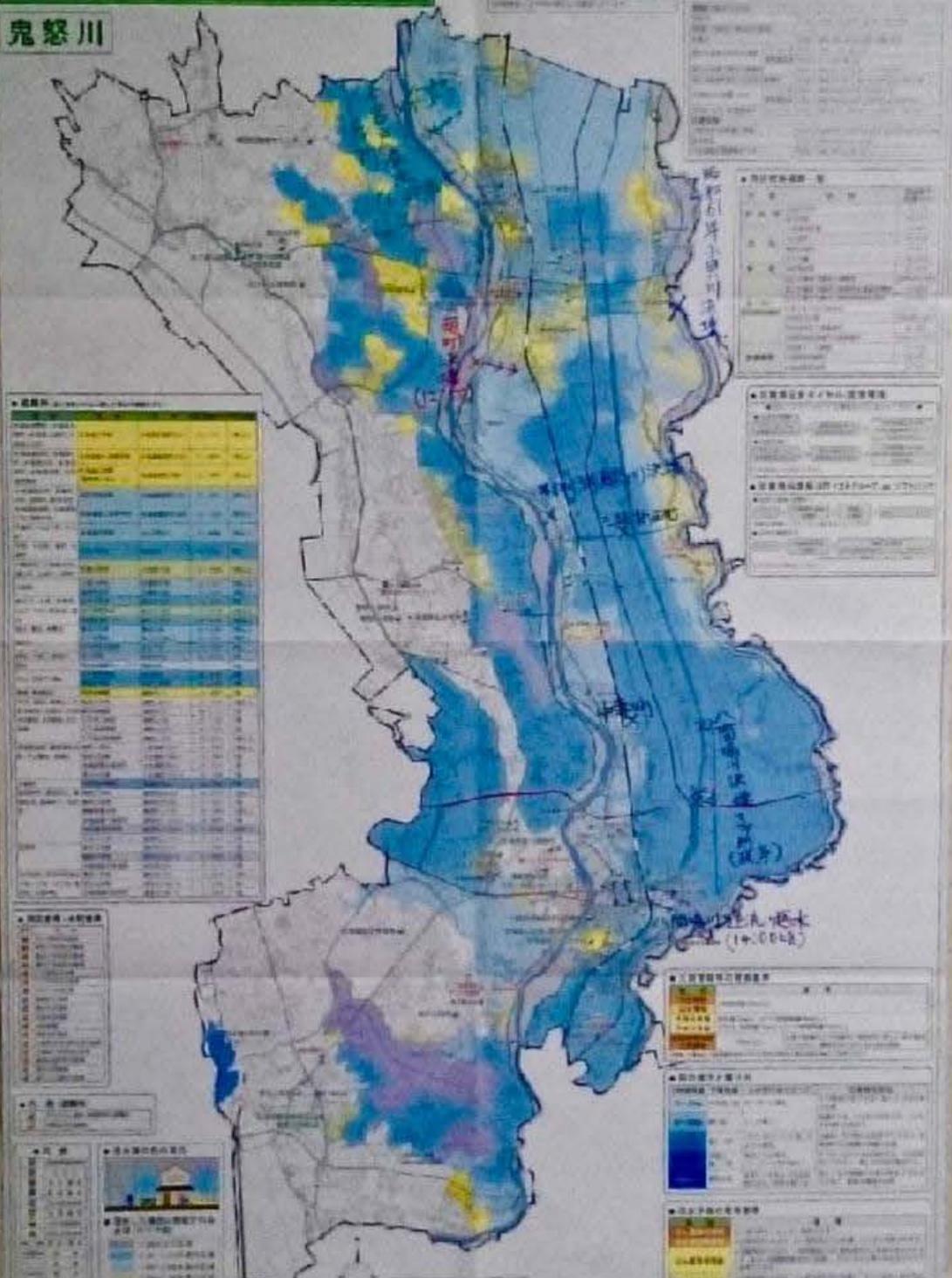
常総市在住・堤防研究会

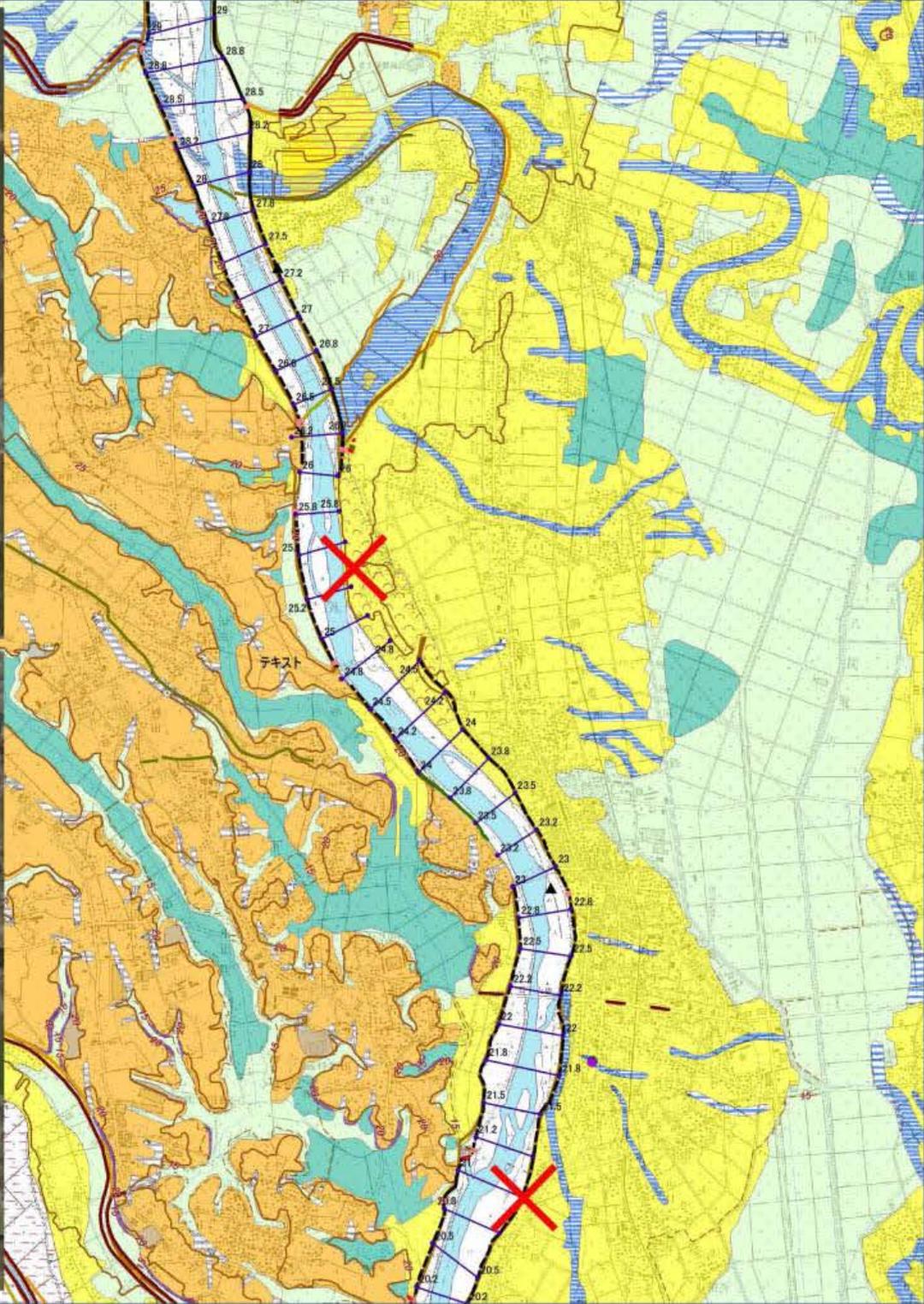
古谷修一



常総市洪水ハザードマップ

鬼怒川





















八間堰川沿岸土地改良史

水と関う

創立百年記念出版

八間堰川沿岸土地改良史

水と関う











阿部泰隆

人柱行政

2016.5.28
若宮戸築堤工事委員会
(第2回)にて配布

5月末に完成

差別!!

工期の違い

築堤工法の違い

本堤防の築堤工事
常総・若宮戸で開始

鬼怒川決壊

鬼怒川決壊後、常総市と若宮戸で築堤工事の準備が進められている。常総市では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。若宮戸では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。



鬼怒川決壊後、常総市と若宮戸で築堤工事の準備が進められている。常総市では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。若宮戸では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。

鬼怒川決壊後、常総市と若宮戸で築堤工事の準備が進められている。常総市では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。若宮戸では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。

高さ10mの堤防盛り土完了

鬼怒川決壊

昨年9月の関東・東北水害で決壊した常総市若宮戸の堤防、高さ10メートルの盛り土が完了した。盛り土は、堤防の基礎となるもので、完了後は、堤防の築堤工事が進む見込みだ。

鬼怒川決壊後、常総市と若宮戸で築堤工事の準備が進められている。常総市では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。若宮戸では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。



鬼怒川決壊後、常総市と若宮戸で築堤工事の準備が進められている。常総市では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。若宮戸では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。

若宮戸も三坂と同じ

遮水シートなし

遮水シートあり



鬼怒川決壊

昨年9月の関東・東北水害で決壊した常総市若宮戸の堤防、高さ10メートルの盛り土が完了した。盛り土は、堤防の基礎となるもので、完了後は、堤防の築堤工事が進む見込みだ。

1期工事は
8月末
2期工事は
2018年3月
完成予定

2016.4.9 (水) 第3回工事説明会

鬼怒川決壊に学ぶ
防災勉強会

昨年9月10日 鬼怒川決壊
犠牲が出ないと
助かない



常総市・被害者の会
からの参加者が語る

鬼怒川決壊後、常総市と若宮戸で築堤工事の準備が進められている。常総市では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。若宮戸では、堤防の築堤工事に必要な資材の搬入や、工事現場の整備が行われている。













水源開発問題全国連絡会第23回総会 ダム問題討議資料（2016年）

ページ

I 治水問題

- 鬼怒川水害で問われる国交省の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 耐越水堤防をめぐる経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- スーパー堤防事業の虚構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

II 利水問題

- 減り続ける水需要 水余りが一層進行する時代へ・・・・・・・・・・ 67
- 石木ダムに参画する佐世保市水道の架空予測・・・・・・・・・・ 69
- ダム完成後に架空予測をやめた神奈川県営水道と札幌市水道・・ 69
- 厚生労働省も水道需要の大幅な減少を予測・・・・・・・・・・ 70
- 暫定水利権問題（伊賀市と川上ダムを例にとって）・・・・・・ 71

III 川の自然を取り戻すために

- 荒瀬ダム撤去の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- ウナギと河川環境の問題を考えるシンポジウム・・・・・・・・・・ 76

IV ダムの費用便益比の問題（ダム推進のまやかしの根拠）

- 不特定（流水の正常な機能の維持）の便益計算の虚構（思川開発を例にとって）・・ 78

V ダム見直しの経過とダム事業の現状

- ダム検証（2010年度～）の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- ダム検証の結果（推進ダムと中止ダム）・・・・・・・・・・ 83
- ダム事業見直しの経過（ダム検証の前まで）・・・・・・・・・・ 87
- 全国のダム予算の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
- 今までの中止ダム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

I 治水問題

○ 鬼怒川水害で問われる国交省の責任

茨城県常総市の被害

住家被害

(茨城県災害対策本部12月7日現在)

①全壊	51
②大規模半壊	1452
③半壊	3520
④床上浸水	100
(①、②、③を除く)	
⑤床下浸水	2996
計	8119

浸水面積 約40km²

鬼怒川決壊

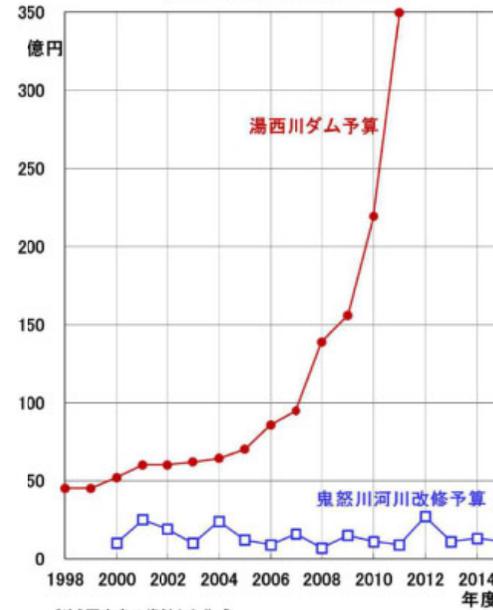
堤防整備率 **本県17%、疑問の声**

常総市議会 国交省招き質疑

鬼怒川決壊の被害は、茨城県常総市に集中している。国土交通省は、鬼怒川沿いの堤防整備率が、全国平均の約1割に留まっていると指摘している。常総市議会は、国交省に招き質疑を行った。議員らは、鬼怒川沿いの堤防整備率を上げるよう国交省に求めた。また、鬼怒川沿いの堤防整備に、国交省が積極的に取り組むよう求めた。議員らは、鬼怒川沿いの堤防整備に、国交省が積極的に取り組むよう求めた。また、鬼怒川沿いの堤防整備に、国交省が積極的に取り組むよう求めた。

(茨城新聞2015年10月5日)

鬼怒川の河川予算の推移



[注]国交省の資料から作成

鬼怒川ではダム偏重の河川行政が続けられてきた。

湯西川ダムに巨額の河川予算が投入される一方で、河川改修の予算は毎年度10億円程度にとどめられてきた。

湯西川ダム	2012年度完成
建設事業費	1,840億円
負担額	
治水	1,144億円
かんがい	52億円
都市用水	644億円

鬼怒川の流域図

4ダム(五十里、川俣、川治、湯西川ダム)の集水面積595 km²は鬼怒川の流域面積1,761 km²の1/3

4ダムの治水容量12,530万m³はハッ場ダムの治水容量6,500万m³の約2倍

しかし、堤防が決壊。

→ ダムでは流域住民の安全を守ることができない。



鬼怒川流域図

浸水範囲

(国土地理院による)

鬼怒川水害の三つの要因

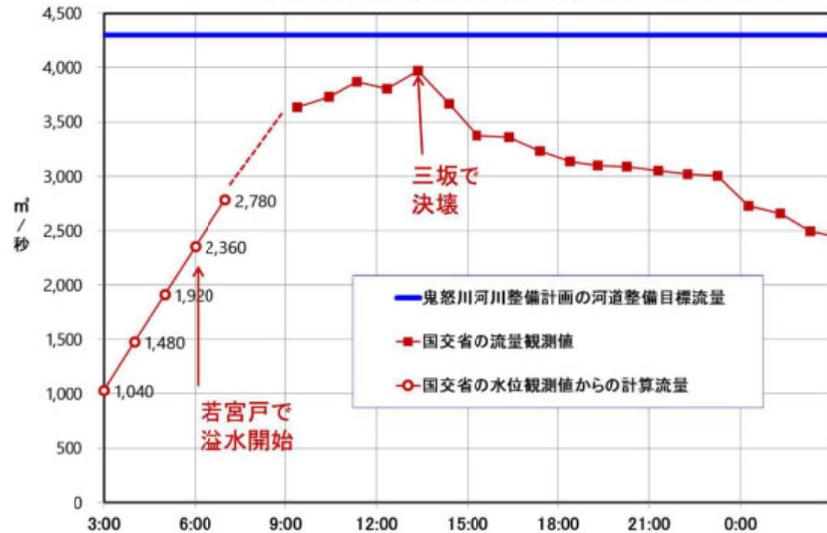
鬼怒川25km付近の越水

鬼怒川21km地点の決壊

八間堀川の二次的氾濫



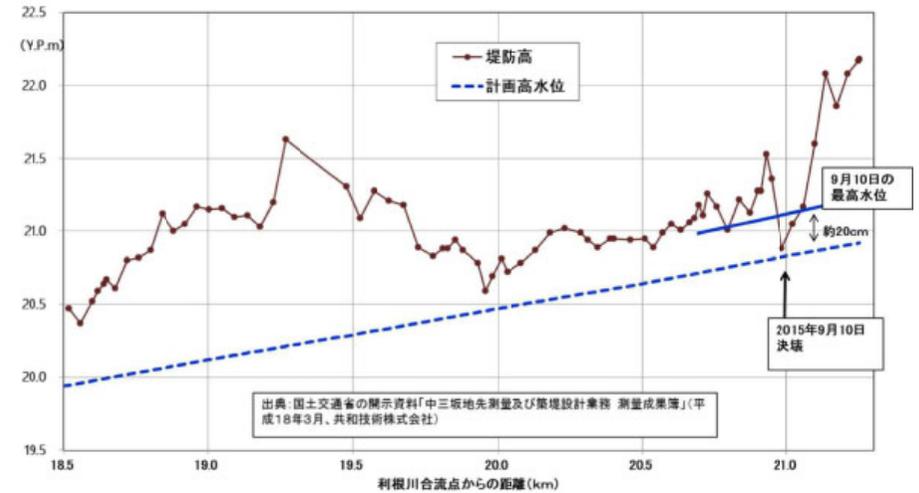
鬼怒川の水海道観測所の流量 (2015年9月10~11日)



若宮戸25.35km地点では9月10日6時頃、2,400 m^3 /秒程度で溢水開始。
今年2月策定の鬼怒川河川整備計画の河道整備目標流量は水海道地点で4,300 m^3 /秒。
→ 半分程度の流量で溢水

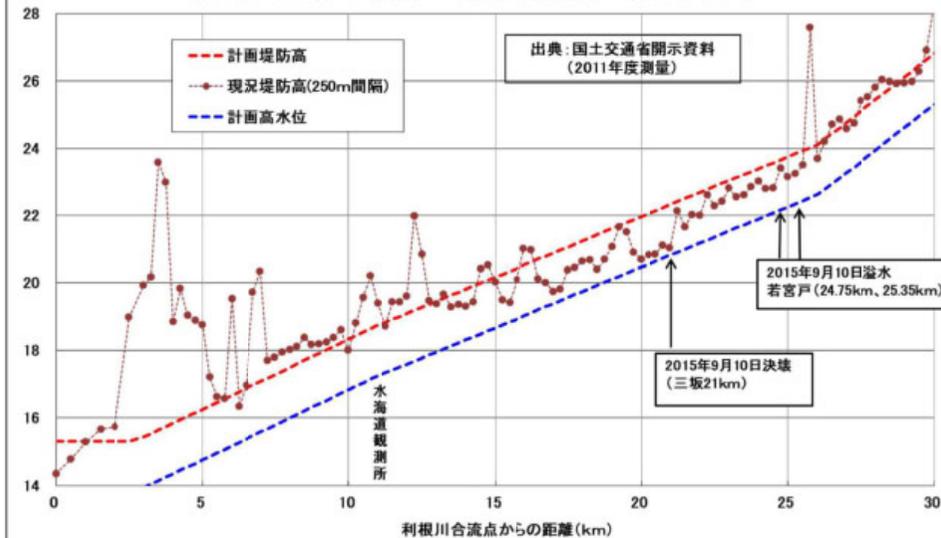
5

鬼怒川左岸21km付近の堤防高(三坂の決壊地点付近)



21.0km付近は、堤防高が非常に低い区間の中で、周辺よりさらに一段と低く、堤防幅も狭い箇所(6m必要であるのに4m)であった。洪水が越流して堤防を洗掘し、9月10日12時50分に破堤に至った。

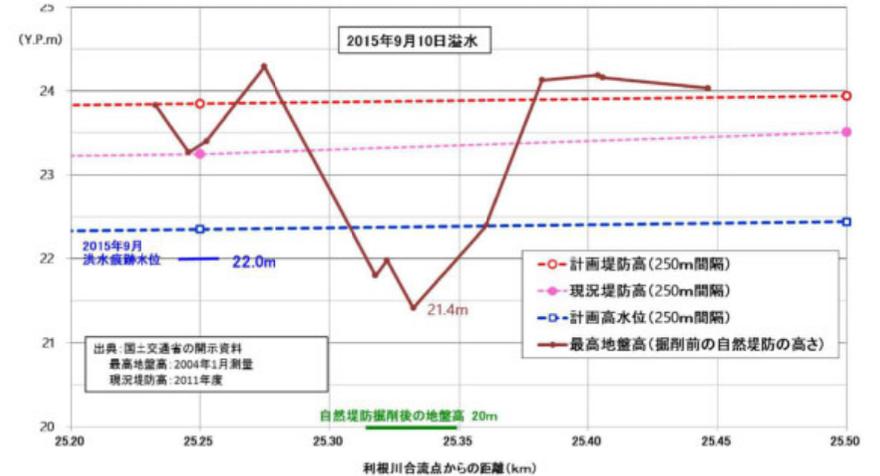
鬼怒川左岸下流部の現況堤防高と計画高水位



2015年9月10日は若宮戸の25.35km付近で6時頃から、24.75km付近で7時半頃から溢水し、12時50分に三坂地区21.0km付近で決壊した。

6

鬼怒川左岸25.35km付近の地盤高
無堤防地区で、浸水箇所の地盤高は計画高水位より約1mも低かった。



2014年3~5月 ソーラーパネルの業者がいわゆる自然堤防を掘削し、地元住民の働きかけで同年7月に国交省が大型土嚢(高さ80cm)を2段設置し、Y.P.21.3mの高さとしたが、計画高水位より約1mも低かったため、2015年9月10日は6時頃から、溢水により大量の洪水が流入した。(25.33km地点の掘削直後の地盤高はY.P.20m程度しかなかった。)
〔注〕いわゆる自然堤防: 自然堤防の上に河畔砂丘が形成された丘陵

8

鬼怒川水害の行政の責任

- 鬼怒川21km地点の決壊(三坂地区)
堤防高が周辺より一段と低く、堤防幅も狭くて決壊の危険性が高い三坂地区をなぜ長年放置してきたのか。
- 鬼怒川25km付近の溢水(若宮戸地区)
無堤防で、計画高水位を1メートルも下回り、溢水の危険性が極めて高い若宮戸地区をなぜ長年放置してきたのか。



2015年9月の鬼怒川水害を引き起こした責任は、決壊および溢水の危険性が高い箇所を長年放置してきた国交省にある。

- ・ダム地点の洪水ピークの削減 2,000m³/秒以上
 - ・下流の水海道地点の洪水ピークの削減 約180m³/秒
- 4ダムによる削減効果は下流では1/10以下へ低減

ダムによる洪水ピークの削減量が下流で激減する理由

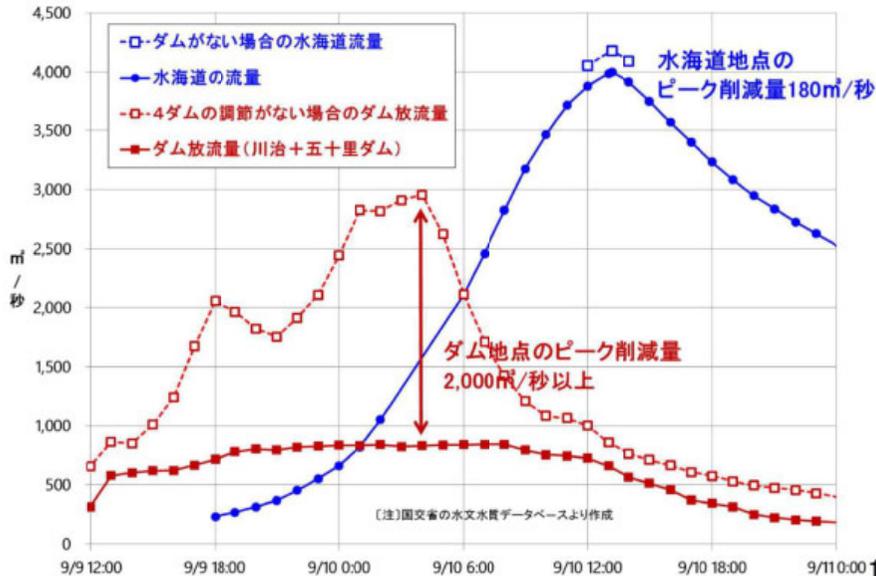
- ① ダム地点の洪水ピークと下流部の洪水ピークの時間的なずれ
- ② 下流部までに流れるまでの間に河道貯留効果によって洪水ピークが減衰

国交省の計算でも、
4ダムの洪水調節の治水効果は効率が極めて悪い。

4ダムの洪水調節効果の下流での減衰

4ダム：湯西川・五十里ダム
川俣・川治ダム

ダム地点(134km)の放流量と下流・水海道地点(11km)の流量



川治ダムの緊急放流

日光市藤原地区の約140戸が一時避難

ダムは満水になると、調節機能を失い、かえって危険な存在になる。

下野新聞2015年10月9日

上流 日光・川治ダム越流の恐れ

確かな情報 共有に課題

迫る緊急放流 住民避難

【本紙記者が取材】「本紙記者が取材」... (transcription of article text follows)

日光市藤原地区の約140戸が一時避難

川治ダムの緊急放流

日光市藤原地区の約140戸が一時避難

川治ダムの緊急放流

日光市藤原地区の約140戸が一時避難

○ 耐越水堤防をめぐる経過

河川堤防強化による新治水方式について

(昭和45年3月)

福岡正巳*

(建設省土木研究所長)

石崎勝義・元建設省土木研究所次長
『消されかかっている越水堤防』より

「洪水の時 水が堤防を越え始めても
簡単には決壊しない堤防の研究を最初
に提唱したのは福岡正巳 元東大
教授である。

そのきっかけは新潟県の加治川で
起きた水害にある。」



1

「越水に対する耐久性の高い堤防」への想い

堤防のつくりかた



土羽打ち

「洪水の話」(安芸敏一、岩波書店、昭和27年)から転載

平成23年11月10日
あおもりの川を愛する会
水木 靖彦

耐越水堤防をめぐる経過は水木靖彦氏(元・青森県職員)の「『越水に対する耐久性の高い堤防』への想い」に詳しく書かれている。

3

フロンティア堤防・アーマーレビー(鎧型堤防)の実施例 (施工開始時期 1988~1998年度)

建設省土木研究所での耐越水堤防に関する実験結果を踏まえて、一級水系の河川で、フロンティア堤防、アーマーレビーの施工が1980年代の後半から実施されるようになった。

フロンティア堤防・アーマーレビーの一覧 (国土交通省の資料 2016年9月9日)

河川名		所在市町村	施工時期	施工延長
水系名	河川名			
石狩川	美瑛川	北海道上川郡美瑛町	平成元年度~平成11年度	4.6km
留萌川	留萌川	北海道留萌市	平成2年度~平成3年度	2.9km
雄物川	雄物川	秋田県大仙市	平成2年度~平成6年度	1.6km
那珂川	那珂川	茨城県水戸市、ひたちなか市、那珂市	平成10年度~平成15年度	9.0km
信濃川	信濃川	新潟県長岡市	平成2年度~平成11年度	1.5km
雲出川	雲出川	三重県津市	平成8年度~平成11年度	1.1km
加古川	加古川	兵庫県加古川市	昭和63年度~平成7年度	3.4km
江の川	馬洗川	広島県三次市	平成2年度~平成9年度	0.8km
筑後川	筑後川	福岡県久留米市	平成8年度~平成13年度	1.1km

フロンティア堤防

〔注〕フロンティア堤防とアーマーレビーの差はなく、次第にフロンティア堤防の名称に統一されるようになった。

2

「フロンティア堤防の登場」

1996年建設白書 「求められる壊滅的被害の回避」

「計画規模を超えた洪水による被害を最小限に押え、危機的状況を回避するため、越水や長時間の浸透に対しても耐えることができる幅の広い高規格堤防(スーパー堤防)や、**破堤しにくい質の高い堤防(フロンティア堤防)の整備が求められる**」

1997年建設白書 「水害・土砂災害等への対応」

「平成9年度を初年度とする第9次治水事業5箇年計画(案)においては、**越水に対し耐久性が高く破堤しにくいフロンティア堤防の整備を進めることとしている**」

1998年建設白書 「求められる壊滅的被害の回避」

「破堤をできるだけ防ぎ、被害を最小限にとどめるためのハード整備(大洪水でも破堤しない「スーパー堤防」、**越水・浸透への耐久性が高い「フロンティア堤防」を推進していく必要がある**」

(水木 靖彦 「越水に対する耐久性の高い堤防への想い」より)

4

2000年3月

「河川堤防設計指針(第3稿)」発行

2000年6月1日

河川局治水課流域治水調整官は、事務連絡という手続きで、北海道開発局河川企画官、各地方整備局河川調査官あてに、「河川堤防設計指針(第3稿)」を通知。

2000年7月

建設白書「危機管理対応型社会の構築(壊滅的被害の回避)」
「万一、計画規模を上回る洪水が発生しても、破堤に伴う壊滅的な被害の発生が回避できるスーパー堤防や、越水・浸透への耐久性が高い堤防の整備を行う」

(水木 靖彦「越水に対する耐久性の高い堤防への想い」より)

「河川堤防設計指針(第3稿)」 241ページ

第1章 総説

第2章 堤防の整備および設計の考え方

第3章 堤防等現況調査

第4章 浸透に対する堤防の設計

第5章 侵食に対する堤防の設計

第6章 越水に対する難破堤堤防の設計

第7章 地震に対する堤防の設計

第8章 構造物周辺の堤防の整備 (構造物:水門、樋門)

2000年3月 「河川堤防設計指針(第3稿)」



国土交通省に情報公開
請求で開示を求めたところ、
文書不存在で不開示となったが、
別ルートで入手することができた。

2000年3月
(計241ページの指針)

「河川堤防設計指針(第3稿)」
第6章 越水に対する難破堤堤防の設計

(1) 耐越水構造の基本的な考え方

越水に対して一定の耐力を持つためには、図 6.3.1 に示すように、設定した断面について堤防天端保護工、裏のり保護工およびのり尻工を設ける必要がある。なお、天端保護工ののり肩表面は計画堤防高さとする。

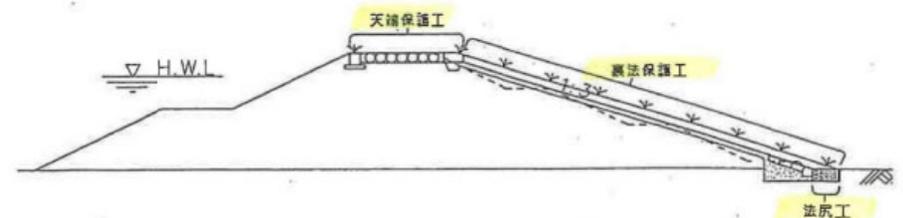


図 6.3.1 越水を考慮した強化堤防の基本構造

2000年3月「河川堤防設計指針(第3稿)」

計画規模相当の洪水で越水する可能性がある区間では、耐越水を念頭に置いた堤防設計(せめて人命被害を回避できる水準の設計)を行なうものとするが、この堤防整備は、整備途上の河川における危機管理のための緊急避難的な措置である。

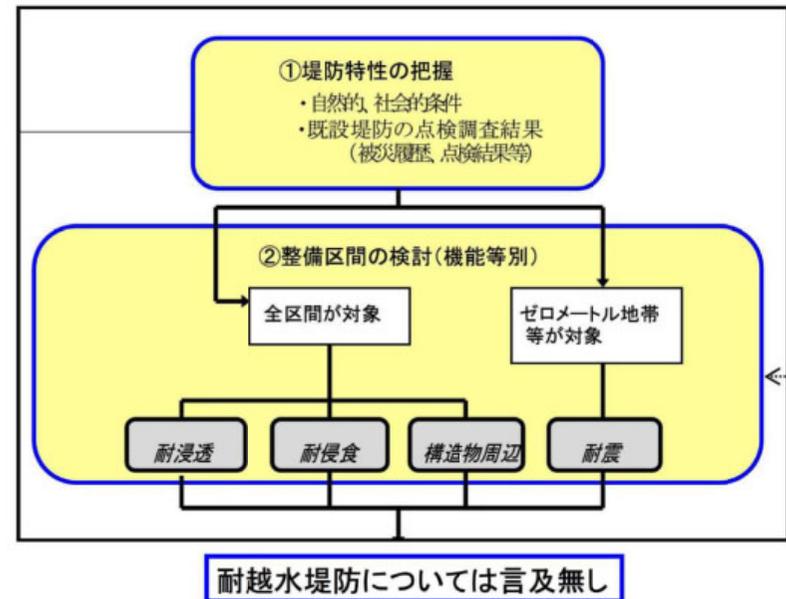
堤防の高さが確保されたとしても、洪水調節施設や河道掘削等の遅延により計画規模以下の洪水であっても容易に計画高水位を上回り、さらには越水する可能性を否定することはできない状況となっている。このことから(中略)、被害の最小化(減災)、特に人的な被害の回避という危機管理上の観点から、背後地の土地利用状況を勘案し、必要に応じて越水に対しても一定の安全性を有するような堤防(以下、難破堤堤防という)の整備すべき区間を設定し、このような区間については短時間の越水であれば耐えられるような構造となるよう堤防を設計する必要がある。

越水に対して壊れない堤防を設計する場合には、本指針ではなく、高規格堤防の設計法を参照するか、個別に検討する必要がある。

(水木 靖彦「越水に対する耐久性の高い堤防への想い」より)

9

河川堤防設計指針 2002年7月12日 (河川堤防設計指針(第3稿)に代わって策定された指針)



11

2001年「フロンティア堤防」の退場

2001年国土交通白書

「まちづくりと河川整備の一体的推進による水辺都市の再生」

「背後地に人口、資産等が高密度に集積している東京、大阪等の大河川において、高規格堤防(スーパー堤防)を、まちづくりと連携しつつ一体的に整備し、河川空間を活かした安全で快適な潤いのある水辺都市の再生を図る」

2002年7月12日 河川局治水課長から北海道開発局河川計画課長、各地方整備局河川部長あて「河川堤防の設計について」を通達

同日付けで、治水課河川整備調整官から各地方整備局河川調査官等へ、
2000年6月1日付け流域治水調整官事務連絡「河川堤防設計指針(第3稿)」は
廃止する旨の通知

(水木 靖彦「越水に対する耐久性の高い堤防への想い」より)

10

フロンティア堤防が国交省の公式文書から退場したのは、2001年12月からの川辺川ダム住民討論集会で、フロンティア堤防の存在がダム推進の妨げになると国交省が考えたからである。

2001年12月9日 潮谷義子・熊本県知事の意向で開催



12

川辺川ダムを考える住民大集会

2001年12月9日 第1回住民討論集会

住民側は情報公開請求による開示資料を基に、「フロンティア堤防計画を実施すれば、八代地区で球磨川は氾濫せず、川辺川ダムは不要」と指摘。

■国土交通省

「確かに、八代地区だけをみれば、八代だけであれば、あと70億円で、八代の皆様だけは、80年に一度の洪水に対して、安全に暮らせるかもしれません。」

「強化堤防の整備、八代萩原地区ということで、今現在の堤防よりもさらに断面積を膨らまして、堤防を強化するという事業でございまして、これは八代工事事務所のほうで、今年度から実施することとしている、ということでございます。」

2002年度

◆「事業概要やつしろ」から、「萩原堤」「フロンティア堤防」「強化堤防」の記述が一切消える。

2002年6月22日 第3回住民討論集現地視察

◆国土交通省

「私どもやろうと思っていましたけれども、結果的に、八代海域の調査委員会の調査費用などが、ちょっとかかちまして、そちらのほうに予算を充当して、出来なかったということがございます。H14年度も同じような状況で、現在萩原地区については、予算が付いていないと言うような状況でございます。平成15年度以降、予算がつけば、堤防の基盤の補強、河床の補強対策等、すすめていきたいというふうに考えております。」

(「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」のHPより)

13

国交省淀川河川事務所は耐越水堤防の実用性を否定するために、土木学会へ耐越水堤防の技術的評価を委託した。(2008年8月29日)

土木学会からの報告(2008年10月27日)

耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解〔要約〕

耐越水堤防整備の技術的な実現性検討委員会

4)越水対策

本報告では越水対策工法を被覆型と自立型の二つに分類して検討した。経験的に確認されてはいない越水対策の安全性を、計画高水位以下で堤防が有する安全性と同程度とするには、高い信頼性を有する工学的知見に基づく判断が必要とされる。

越水対策として被覆型工法の採用により断面二次元的には既存の技術により堤防裏法面の侵食に対する保護と抑制はかなりの程度可能であるものの、被覆型工法は耐侵食性、耐候性、耐震性等の長期にわたる実効性が未だ明らかではなく、維持管理上の観点から、現時点での被覆型による越水許容の実現性は乏しい。

15

淀川水系流域委員会の2008年4月の意見書

5基のダム計画中止と耐越水堤防への強化対策を求めた。

平成20年4月25日

国土交通省近畿地方整備局 局長 布村 明彦 様

「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見

淀川水系流域委員会 委員長 宮本 博司

3. 洪水対策

・HWL以上の堤防強化および越水対策強化が行われなければ、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。

・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むための具体的な計画を示すことを求める。

14

国交省は現在も2008年の土木学会の報告を耐越水堤防の実用性を否定する根拠に使っている。

耐越水堤防について

(国交省治水課の回答 2015年8月27日)

○ 越水対策工法については、土木学会より、堤防を被覆する工法は耐侵食性、耐震性など長期にわたる実効性が未だ明らかではない点などが示されており、現実的な治水対策案として採用できる状況にはなっていないと考えています。

○ 堤防強化に関する技術開発が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルではスーパー堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。

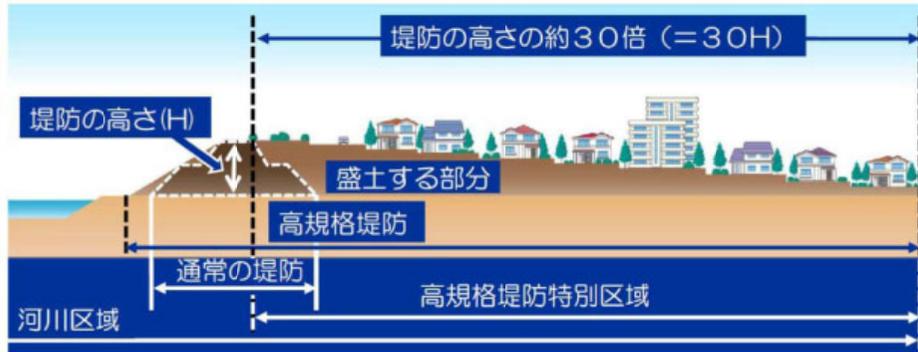
国交省の本音

ダム計画やスーパー堤防計画の推進に支障が出るので、国交省は安価な耐越水堤防工法の導入にストップをかけている。

16

○ スーパー堤防事業の虚構

スーパー堤防（高規格堤防）



1

見直し前の高規格堤防の整備区間 6河川の整備距離 約873km

図表5-2 高規格堤防の設置区間、要整備区間等の延長 (会計検査院報告書 平成24年1月)

水系名	河川名	設置区間	要整備区間の延長(a)		(b)/(a)
			km	重点整備区間の延長(b)	
利根川	利根川	小山川合流点～河口	362.5	49.9	13.8
	江戸川	利根川分派点～河口	120.6	53.3	44.2
荒川	荒川	熊谷大橋～河口	174.1	58.2	33.4
多摩川	多摩川	日野橋～河口	82.6	28.1	34.0
淀川	淀川	木津川・桂川合流点～河口	89.2	16.9	19.0
大和川	大和川	関西線第6大和川橋梁～河口	43.6	17.3	39.9
計			872.6	223.8	25.7

(注) 要整備区間及び重点整備区間の延長は左右両岸の延べ延長である。

見直し前の計画自体がもともと荒唐無稽のものであった。例えば、利根川に関しては河口部から中流部(八斗島地点の11km下)まで両岸の堤防全部を高規格堤防に変えるものであった。見直し後の整備計画も実現性のないものであるが、見直し前の計画はそれに何倍もの輪をかけて実現性がなく、全くの虚構の計画であった。

3

事業仕分けで廃止の判定がされたが、国土交通省の巻き返りでスーパー堤防事業はしぶとく生き残った。

高規格堤防(スーパー堤防)の経過

- 高規格堤防事業の創設 1987年度
- 1991年河川法改正 第六条(河川区域)高規格堤防特別区域として指定
- 2010年10月 行政刷新会議の事業仕分け 高規格堤防整備事業は「事業廃止」
- 国土交通省の巻き返し
 2011年2月 高規格堤防の見直しに関する検討会の設置
 2011年8月 高規格堤防の抜本的見直しについて(とりまとめ)
 2011年12月 2012年度予算案で高規格堤防の推進を決定

平成23年8月11日
 高規格堤防整備の抜本的見直しについて(とりまとめ)
 高規格堤防の見直しに関する検討会

整備区間を総延長873kmから119kmに縮小して引き続き、推進。

2

見直し前のスーパー堤防整備計画



4

見直し後のスーパー堤防の整備計画

(国交省の開示資料より)

今後の高規格堤防整備区間

河川名	下流	上流	延長 (m)			
利根川	右岸	—	—			
利根川	左岸	—	—			
江戸川	右岸	JR京葉線橋梁付近	市川市	水元公園付近 (県境付近)	葛飾区	22,043
江戸川	左岸	JR京葉線橋梁付近	市川市	市川市国府台付近	市川市	
荒川	右岸	東京メトロ東西線橋梁付近	江東区	国道17号BP笹目橋付近	板橋区	51,899
荒川	左岸	東京メトロ東西線橋梁付近	江戸川区	葛西川合流部付近	川口市	
多摩川	右岸	多摩運河付近	川崎市川崎区	国道1号多摩川大橋付近	川崎市幸区	15,322
多摩川	左岸	海老取川合流部付近	大田区	国道1号多摩川大橋付近	大田区	
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先	大阪市西淀川区	JR東海道本線橋梁付近	大阪市淀川区・東淀川区	22,796
淀川	左岸	大阪市此花区西島地先	大阪市此花区	下島公園付近	守口市	
大和川	右岸	阪神高速湾岸線橋梁付近	大阪市住之江区	南海高野線橋梁付近	大阪市住吉区	6,906
大和川	左岸	阪神高速湾岸線橋梁付近	堺市堺区	南海高野線橋梁付近	堺市堺区	
計						118,967

江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川の5河川で約119kmの高規格堤防を整備する。

江戸川下流部のスーパー堤防計画 約22km

江戸川下流部で整備済みは6地区。

現在は北小岩一丁目地区(120m)を整備中。

次に、篠崎公園地区(340m)の整備が進められようとしている。



計画は右岸 約13km、左岸 約9km

見直し後のスーパー堤防の整備計画



見直し後の整備計画も絵に描いた餅に過ぎず、実現の見通しはない。

会計検査院報告書 平成24年1月

江戸川の妙典地区は、平成4年度に事業着手し、10年度に基本断面が完成したとして完成地区とされ、完成延長は1,100mであるとされている。

しかし、下図のとおり、基本断面が完成しているのは290mであり、残りの810mは地下鉄の車両基地部分について盛土が行われておらず、また、このうち700mは、通常堤防と接していないため断面の拡幅が行われておらず、堤防強化効果を発現し得ない状況となっていた。

江戸川・妙典地区(完成地区)



江戸川下流部の高規格堤防で完成済み箇所(国交省の開示資料)

計画区間延べ 約22 km
(右岸0.4~19.8km、左岸0.4~14.2km)
で完成済みの箇所

整備延長 (基本断面形状の確保区間)

市川三丁目地区(市川市)	90m	(0m)
市川南地区(市川市)	200m	(180m)
高谷地区(市川市)	50m	(0m)
東金町地区(葛飾区)	200m	(40m)
柴又公園地区(葛飾区)	90m	(0m)
妙典地区(市川市)	1,100m	(290m)
計	1,730m	(510m)

(進捗率8%)

↓
実際の整備率 $510m \div 22km = 2.3\%$

9

遅々として進まないスーパー堤防の整備

進まない理由

1 人々が住んでいる場所に堤防をつくるという手法そのものに無理がある。

- (1) 区画整理や再開発などのまちづくり事業が先行しないと、進められない。
- (2) 現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちを強制的に追い立てる問題を引き起こす。

2 巨額の整備費用が必要。

11

江戸川下流部のスーパー堤防整備の必要年数

江戸川下流部は20年以上前からスーパー堤防事業が始まっている。

(妙典地区は1992年度から、柴又公園地区1989年度から)
仮に20年経過して、整備率が2.3%とすれば
 $22km$ の整備を終えるためには、 $20年 \div 0.023 = 約870年$

荒川下流部のスーパー堤防整備の必要年数

計画区間 $52km$ 実際に完成した高規格堤防 $910m$

進捗率 $910m \div 52km = 1.8\%$

事業開始後20年経過して、整備率が1.8%とすれば、 $52km$ の整備を終えるためには、 $20年 \div 0.018 = 約1,100年$

10

スーパー堤防は国交省自体が整備スケジュールを示すことができない、完成時期が全く不明の事業

高規格堤防の整備時期について (国交省治水課の回答 2015年8月27日)

○ 高規格堤防は、基本的には用地を買収することなく、区画整理や再開発などのまちづくり事業と共同で実施することを原則としており、事業を円滑に進めるためには、都市の再開発などと一緒に進める必要があり、そのような機会を捉えて事業を実施しています。

○ このため、事業の実施に当たっては、都市の再開発事業等のスケジュールに合わせる必要があり、河川管理者が独自に整備時期を決められないことから、高規格堤防の今後のスケジュールや実施計画をお示しすることは困難です。

12

スーパー堤防の整備は強制立ち退きを伴うことがある
江戸川区北小岩一丁目スーパー堤防事業の強制立ち退き問題

「点」の整備しかできないスーパー堤防に意味があるのか？

一時的な高台避難地にもならない。

- ① 超過洪水が発生した場合、周辺は通常堤防であるから、決壊の危険に晒されている。わざわざ、江戸川に面する長さがわずかなスーパー堤防の上に避難しようとする人がいるはずがない。
- ② スーパー堤防の用地は大半が住宅地であり、災害時とはいえ、一般の人が個人の住宅地の中に入ることにはできないから、高台避難地になるはずがない。

巨額の整備費用が必要なスーパー堤防

北小岩一丁目の高規格堤防 120メートル 区と国で 47億円
高規格堤防整備、土地区画整理事業

篠崎公園地区の高規格堤防 420メートル 区と国だけで約234億円※
高規格堤防整備、土地区画整理、道路、緑地、都公園事業
(※朝日新聞東京版2016年3月22日の記事による。)

スーパー堤防の整備単価
北小岩一丁目 1メートルあたり3,900万円
篠崎公園地区 1メートルあたり5,600万円

国交省が普及をストップしている耐越水堤防工法は1メートル50～100万円

北小岩一丁目の整備単価を使うと
江戸川の未整備区間 約20kmの整備費用 0.78兆円
荒川の未整備区間 約50kmの整備費用 1.95兆円

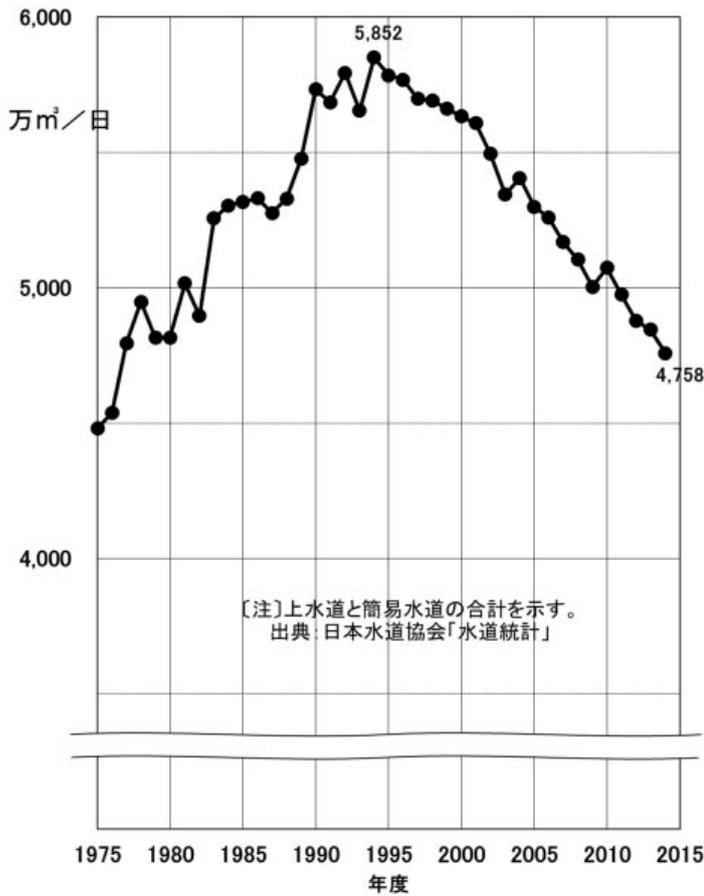
スーパー堤防以外の耐越水堤防について
(国交省治水課の回答 2015年8月27日)

質問
国土交通省は耐越水堤防の技術として現在はスーパー堤防以外の技術を持ち合わせていないと答えている。それは、上記の江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部119km以外の河川については耐越水堤防へ強化する計画、見通しが全くないことを意味すると考えられるが、このことについて国土交通省の見解を示されたい。

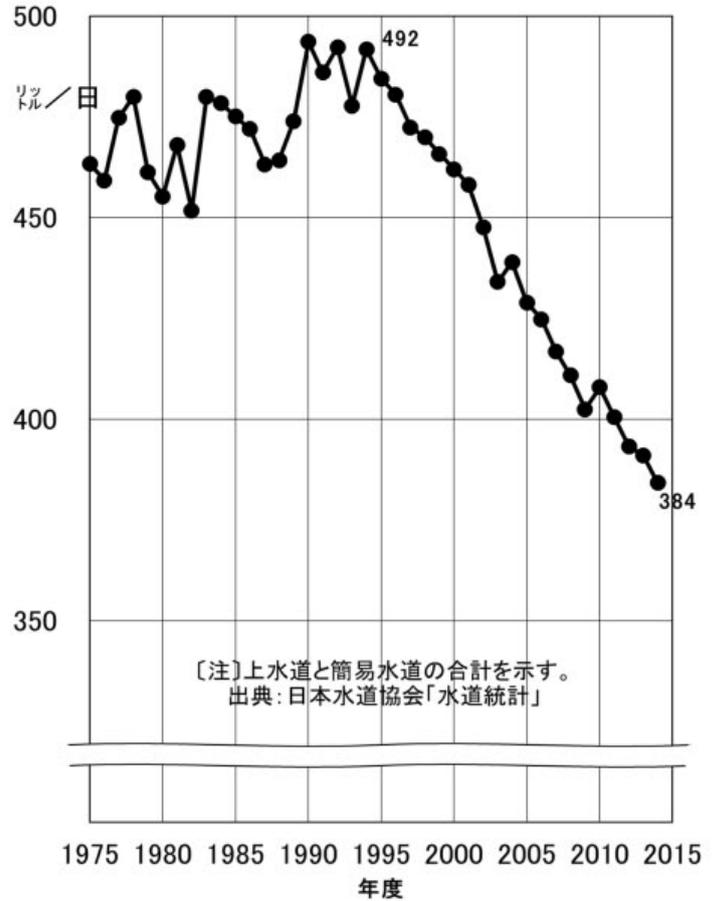
回答
○ 堤防強化に関する技術開発が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルではスーパー堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。
○ したがって、現時点では、スーパー堤防以外の区間の耐越水堤防の計画はありません。

スーパー堤防計画が耐越水堤防の普及を妨げる元凶にもなっている。これでは、破堤の危険性があるところが改善されないままとなり、鬼怒川水害のような破堤が他の河川で起きる状態が放置されることになる。流域住民の生命と財産を守る真っ当な河川行政に変えるため、スーパー堤防計画の廃止と耐越水堤防の導入を求める運動を展開する必要がある。

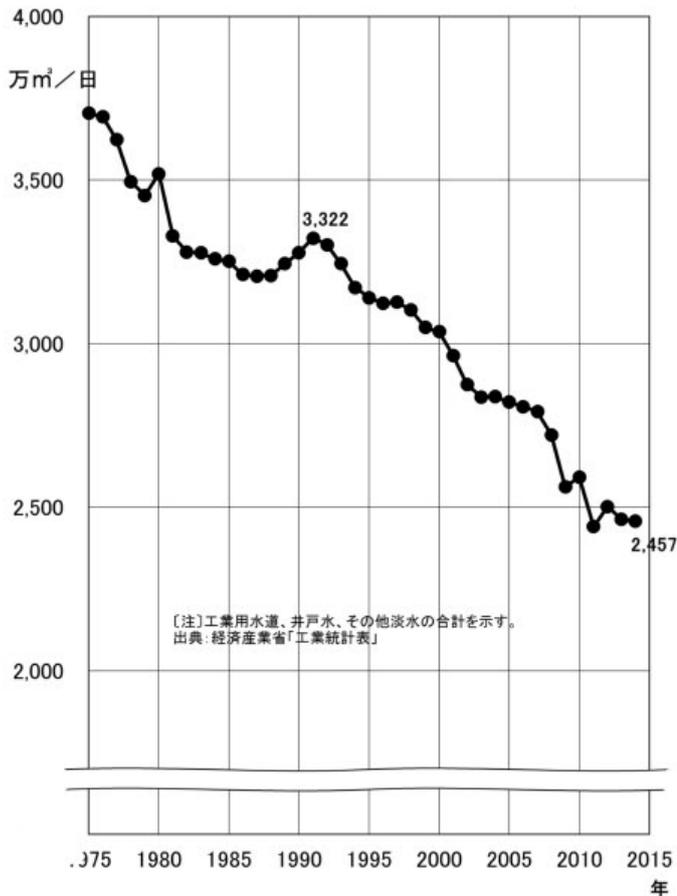
全国の水道の一日最大給水量の推移



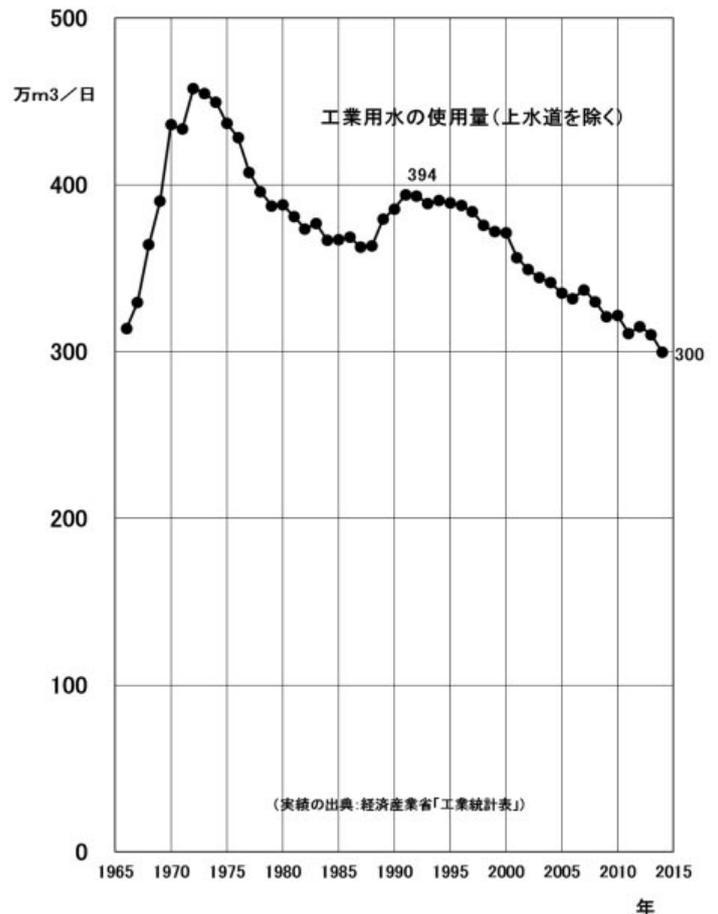
全国の水道の一人一日最大給水量



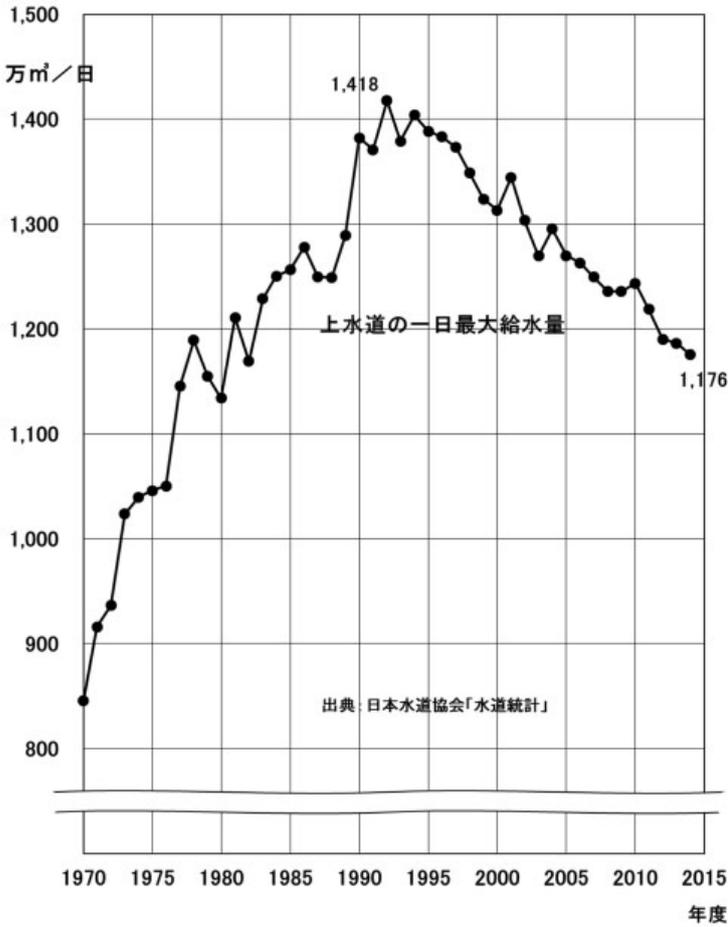
全国の工業用水の使用量の推移



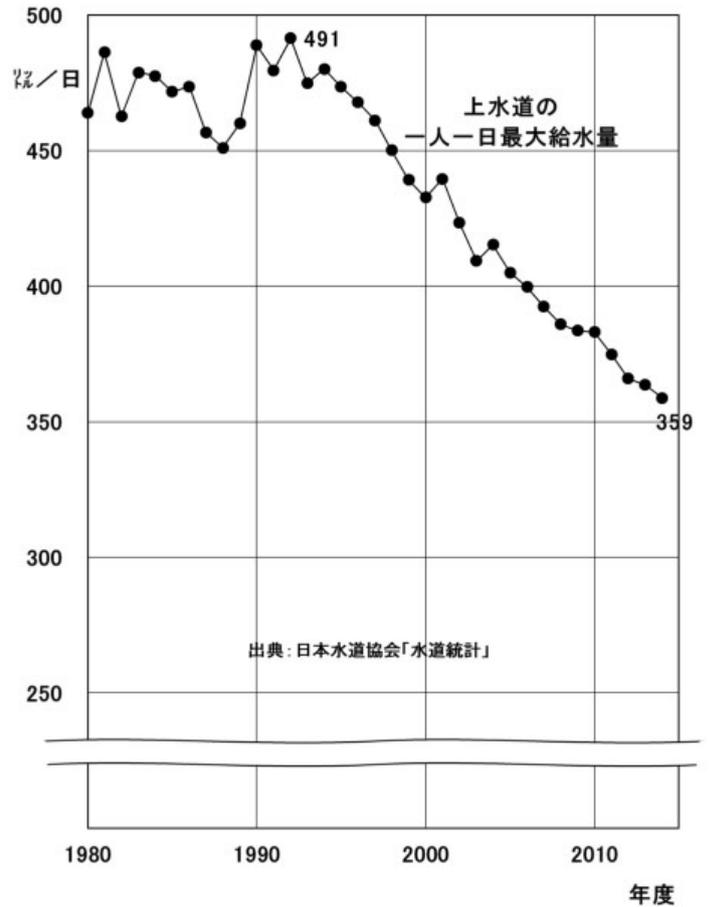
利根川流域6都県の工業用水の動向



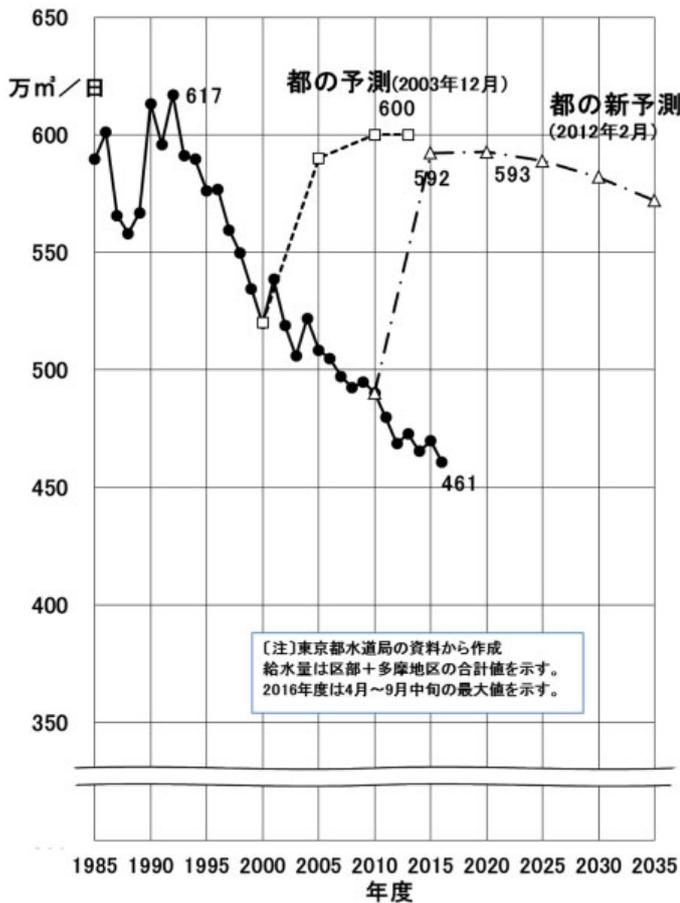
利根川流域6都県の水道用水の推移



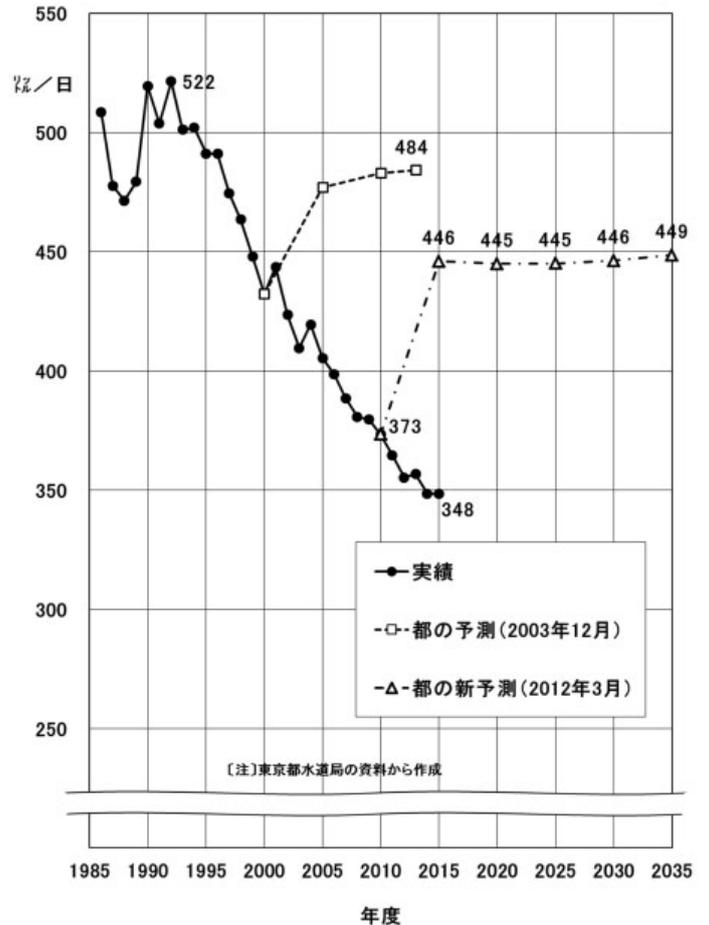
利根川流域6都県の一人あたり水道用水の推移



東京都水道の一日最大給水量

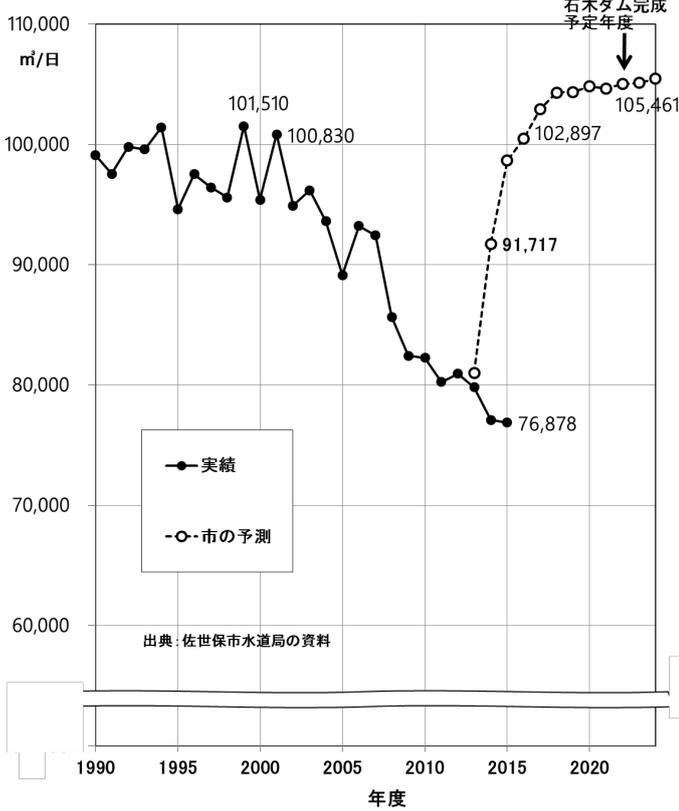


東京都水道の1人1日最大給水量の実績と予測

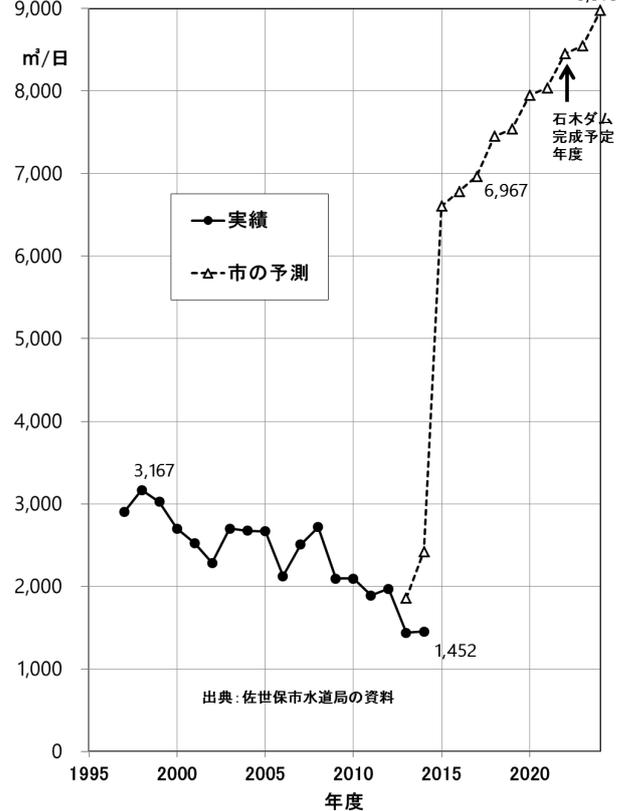


○ 石木ダムに参画する佐世保市の水需要架空予測

佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測
(佐世保地区)

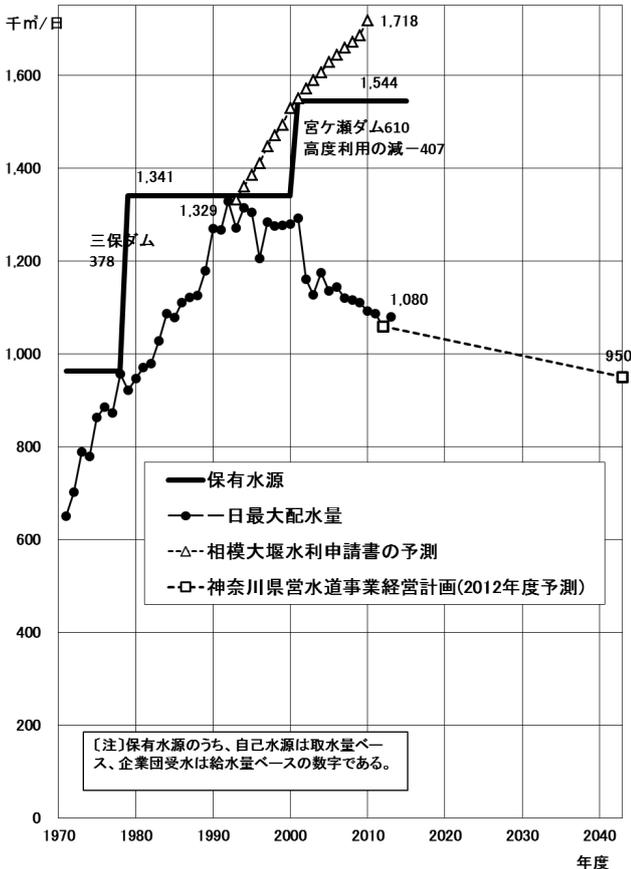


佐世保市水道の工場用水の実績と市予測
(佐世保地区)



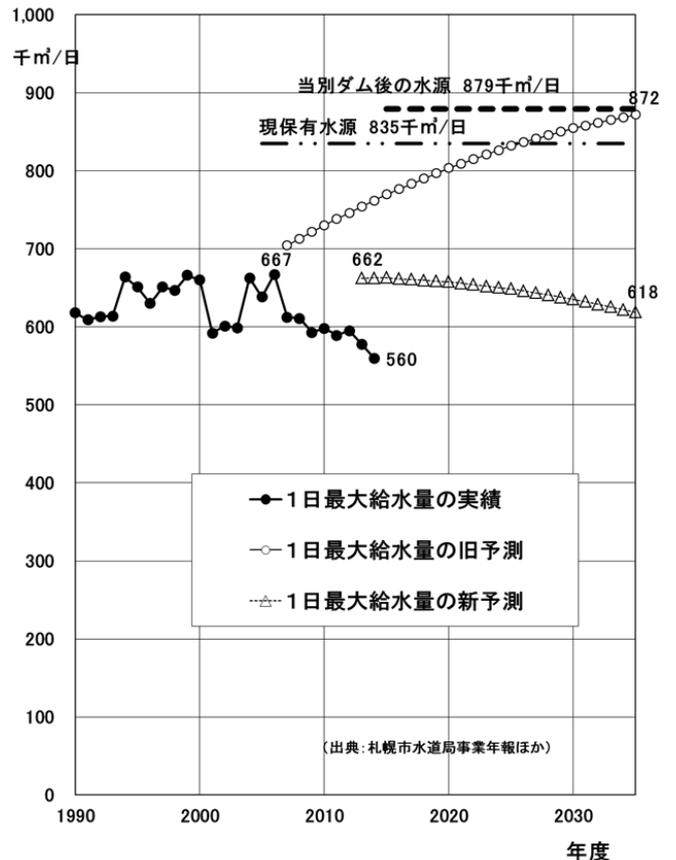
○ 宮ヶ瀬ダム完成後に架空予測をやめた神奈川県営水道

神奈川県営水道の水需給



○ 当別ダム完成後に架空予測をやめた札幌市水道

札幌市水道の給水量の実績と予測

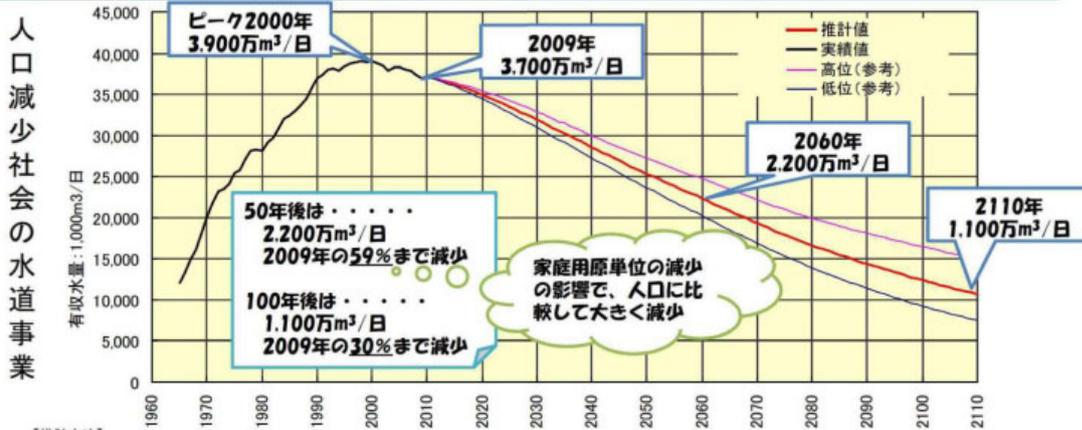


○ 厚生労働省も水道の需要が将来は大幅に減少すると予測

(厚生労働省「第1回水道事業の維持・向上に関する専門委員会」 2016年3月22日
参考資料2-2: 水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項)

人口減少社会の水道事業

- ▶ 日本の人口変動に対応して、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少に転じる約100年後には有収水量がピーク時の約30%にまで減少。
- ▶ 水道事業は、独立採算制を旨としており、原則水道料金で運営されているが、人口減少に伴い給水量が減少し、水道事業の収益が減少することによって水道事業の経営状況は厳しくなってくる。
- ▶ 経営状況の悪化により、施設の更新など必要な投資が行えず、老朽化が進行。
- ▶ また過度なコスト削減に伴う水道職員の削減による体制の弱体化により水道施設の維持管理が困難となり、漏水等の事故が増加するなど、水道サービスの低下が懸念される。



【推計方法】

- ①給水人口: 日本の将来推計人口に上水道普及率(H21実績95.3%)を乗じて算出した。
- ②有収水量: 家庭用と家庭用以外に分類して推計した。
家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口
家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.321)で設定した。
- ③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位(高位)、死亡高位仮定出生低位(低位)に変更した場合の推計結果である。

4

- 厚生労働省の予測: 人口だけではなく、節水型機器の普及等により、一人当たり生活用水も減少
(厚生労働省「第3回新水道ビジョン策定検討会」2012年3月26日 資料-4 将来の事業環境)

将来の事業環境

1) 人口構造の変化による水道事業への影響

1-3) 人口減少や節水による給水量の減少 ⑤ 将来の需要水量(有収水量ベース)

上水道事業の将来の生活用原単位



【推計方法】

- ・生活用原単位は飲料、炊事、洗濯、風呂、水洗便所、手洗、その他(散水、洗車)の用途別に1人当たりの使用水量(原単位)を設定し、各用途別の使用水量を合算して、全体の生活用原単位を算出した。
- ・節水機器の導入による減少要因(最新の節水型に買い替えが進むと仮定)、平均世帯人員の減少及び高齢化による増加要因を用途別に考慮して、推計している。
- ・各用途別の使用水量は、節水型機器の普及(消費動向調査から推計)、平均世帯人数の動向(社人研)など、個別の状況を勘案した上で推計を行った。

16

○ 暫定水利権問題 伊賀市と川上ダムを例にとって

伊賀市への情報公開請求で得られた湯水の記録

上 水 号 外
昭 和 6 1 年 1 2 月 2 5 日

各 所 属 長 殿
上野市水道事業管理者

御 水 協 力 に つ い て (依 頼 頁)

本年8月から10月にかけての降雨量が平年の50%以下で、特に
淀川水系では31%の少降雨量であること等から中部以西では異常な湯
水となっていることは、皆様ご承知のことと思います。
これに加え、湯水禍は冬場の少雨期を迎え一段と進行し、ますます深
刻となってまいりました。
上野市の上水道や各簡易水道においても異常湯水の影響が如実にあら
われてきています。
今後、例年どおりの降雨がない場合には、給水制限の止むなきに至る
ことも懸念されますので、職員の皆様率先して節水されるよう周知根
拠方お願いします。
なお、市民の皆様にも機会があるごとに節水されるようご指導下さい。

上野市時代も含めて、記録
に残る湯水は、
1986年冬期の節水協力の依
頼のみ。

西日本では近年最大の湯水であ
る1994年夏期からの湯水でも、
上野市は給水制限がなかった。
伊賀市(上野市)の主要水源
「木津川の水源地」は今まで取水
制限を受けたことがない。

↓
湯水知らずの伊賀市民

1

伊賀市水道の木津川水源は正規の水利権になっていない。

守田水源 0.080m³/秒 豊水水利権 1975年4月～2009年3月

ゆめが丘浄水場の水利権 0.200m³/秒 2009年4月～
暫定豊水水利権(川上ダム完成まで)

水利使用規則

国 道 整 水 第 2 6 4 号
平 成 2 6 年 3 月 1 7 日
(伊 賀 市 水 道)

(目的)
第1条 この水利使用は、水道のためにするものとする。

(取水口の位置)
第2条 取水口の位置は、三重県伊賀市笠部字木ノ内815番地先(木津川右岸)とす
る。

(最大取水量等)
第3条 最大取水量は、0.200m³/sとする。

(取水の条件等)
第4条 取水は、この水利使用に係る権限の発生前にその権限が生じた他の水利使用及
び農業に支障を生じないようにしなければならない。
2 大河原地点における木津川の流量が、6月16日から9月15日までの間において
は、12.0m³/s、9月16日から翌年の6月15日までの間においては6.0m³/s
を超える場合において、その超える部分の範囲において取水すること。

ゆめが丘浄水場の水利権

取水の条件

木津川の大河原地点の流量が
6月16日～9月15日
12.0m³/秒
9月16日～翌年6月15日
6.0m³/秒
を上回ること

2

木津川の模式図

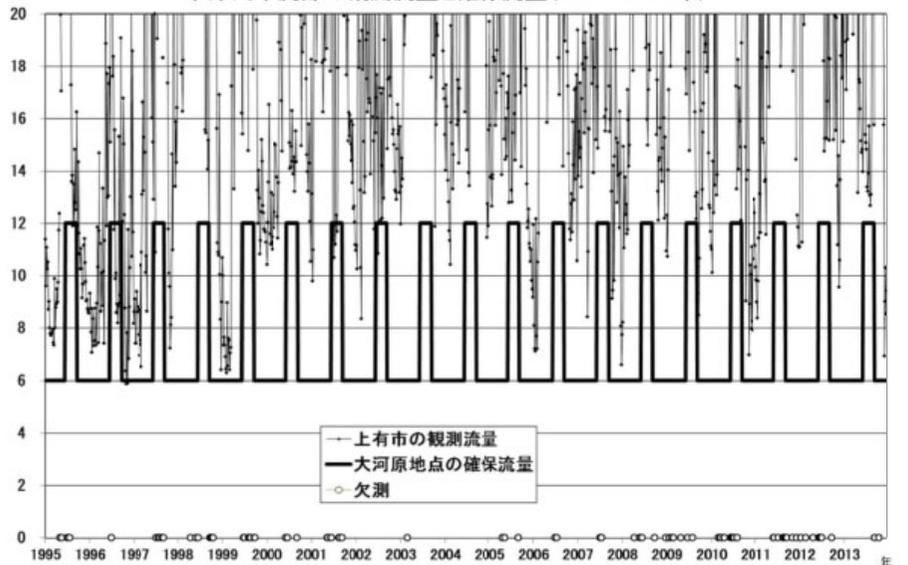


木津川のゆめが丘浄水場の暫定豊水水利権は、木津川
中流部「大河原地点」で所定の流量が確保されることが取
水の条件になっている。

3

木津川中流部の流況

木津川中流部の観測流量と確保流量(1995～2013年)



(出典:近畿地方整備局の開示資料)

4

暫定豊水水利権の取水条件の実状

木津川中流部では確保すべき流量がほぼ維持されている。

最近39年間において確保流量の8割以下まで低下したことがあったのは1982年、1983年、1994年、1996年の限られた期間だけ。

特に最近の2003～2013年の11年間は確保流量を下回ることは皆無。

暫定水利権となっているものの、実際には取水に支障をきたすことはなかった。

木津川水源(守田水源、ゆめが丘浄水場の水源)が今まで取水制限を受けたことがないのは、木津川中流部の流量が安定しているからである。

5

国交省(建設省)の水利権許可行政

昭和39(1964)年の河川法改正

河川の水利権許可権を建設省が一手に握ることになった。
(一級水系は建設省、二級水系の許可権は都道府県であるが、二級水系も建設省の同意が必要となった。)

河川からの新たな取水は、
渇水時の流量が正常流量に不足しているという理由で、
ダム等の水源開発事業に参画しなければ、
許可されないことになった。

ダム等が完成するまでの暫定豊水水利権のみが
許可されることになった。

水利権許可行政がダム建設を推進する手段になった。

7

伊賀市水道の木津川水源

伊賀市水道の木津川水源は川上ダムがなくても、安定して取水することが可能であるから、安定水利権として許可されなければならない。

水利権許可権者である国交省近畿地方整備局は、川上ダムの建設を進めるため、川上ダムを前提とした暫定豊水水利権しか許可せず、伊賀市に対して川上ダム事業への参画を強制している。

水利権の許可権がダム事業の推進の手段として使われている。

6

ダム中止後も継続される暫定水利権

★細川内ダム(徳島県)(事業者は国土交通省)

2000年度に中止

暫定水利権は那賀町工業用水道で、現在も継続使用

★清津川ダム(新潟県)(事業者は国土交通省)

2002年度に中止

暫定水利権は周辺9市町村の水道で、ダム中止後も継続使用。
その後、市町村合併により、水源の融通がなされ、2006年度までに清津川ダムの暫定水利権は解消されている。

8

全国初！前例のないコンクリートダム撤去はどう行われたのか 熊本県荒瀬ダム、鮎の棲む川を守る

日刊工業新聞 2016年2月29日 特集面 <http://newswitch.jp/p/3835>



(左写真) 制御発破による右岸みお筋部(堤体上流上部左岸側)撤去(14年12月10日)

(右写真) 門柱倒壊発破(16年2月19日)

大きくて美味しい鮎が釣れることで有名な川が熊本県にある。球磨川(くまがわ)だ。春先、球磨川には10センチほどに育った鮎が遡上する。鮎釣りの愛好家らの間では有名な球磨川だが、2010年ごろから、別の側面でも注目を集めるようになった。この川に建設された荒瀬ダムが撤去されることになったのだ。国内のダムは2700基を超えるが、本格的なコンクリートダムの撤去工事は初めて。国内では前例のない方針決定に対し、熊本県荒瀬ダム撤去室は、さまざまな関係先と連携し、工事完了まで最善を尽くしている。

なぜダムを撤去するのか

ダムはそれぞれ、洪水の調整、かんがい用水・上水道用水・工業用水の確保、もしくは水力発電用に建設されている。

戦後復興のさなか、熊本県内は深刻な電力不足にまわられていた。それを補う目的で荒瀬ダムは1953年に着工し、55年に竣工した。湛水(たんすい)面積は123ヘクタール、総貯水容量は1013万7000立方メートルで、2キロメートルほどダムの下流にある県営藤本発電所では、年間供給電力量7468万キロワット時を維持し、ダム建設当時は県内の電力需要のうち16%を補っていた。

ではなぜダムを撤去することになったのか。ダム建設当時から自然環境に対する不安は上がっていたが、ダム建設後にはアオコによる水質障害が確認されるようになり、鮎が釣れることで「宝の川」と呼ばれた球磨川近隣の住人からはダム反対運動が起こるきっかけとなった。

また、ダムは定期的にメンテナンスを行う必要がある。そのための資金が、ダムを管理する熊本県にとって、大きな財政問題となった。さらに、電力自由化に対する問題もある。電力自由化の中で今後の電力収入はますます厳しくなることが予想された。

さらに追い打ちをかけたのが、水利権の問題だ。ダムを稼働させるには、国土交通省に対して河川への水利権を申請し、定期的に更新手続きを行う必要がある。



球磨川と荒瀬ダム位置図

03年に更新を迎えた荒瀬ダムは、04年から10年までの7年間の水利権更新を最後として、次の更新を迎える前にダム撤去を本格化させる方向で舵(かじ)を切ることになる。ダム存続か撤去か、長い間県内で議論されてきた問題は、10年2月に「撤去」の方向で固まった。

荒瀬ダムが全国モデルへ

実際の撤去工事に先立ち、まず熊本県が実施したのが学識経験者や関係機関・団体、地元代表をメンバーに迎えた「荒瀬ダム対策検討委員会」の設置(03年)だ。ダム撤去に伴い、環境対策やダム撤去工法などについて慎重に協議された。

撤去が確定した後は「荒瀬ダム撤去技術研究委員会」を設置(10年)。同時に熊本県は「撤去にあたっては安全の確保、撤去技術の確立、環境問題等さまざまな課題があるが、本格的なコンクリートダム撤去として、荒瀬ダムが全国モデルとなるよう取り組む」と表明し、本格的な撤去計画策定が始まった。



荒瀬ダムと藤本発電所 施設位置

鮎の生息育成に配慮

まず最初に取り組んだのが、河川内工事の期間設定だ。鮎の生息育成に配慮し、渇水期にあたる11-2月の冬場の4カ月間だけ、撤去工事を行うと決定。このスケジュールにのっとり、工事期間を12年度から17年度末に設定した。

また、ダム撤去にあたっては、環境モニタリングを実施し、治水や環境の変化についてダム撤去による影響を確認していくとともに、各種専門家で構成される荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会における助言などを踏まえながら撤去工事を進めるように計画を立てた。

ダム貯水池内に堆積している土砂、礫石(れきせき-小石)、泥土(シルト)への対策も検討された。ダム撤去に伴い、ダム上流の滞留物がそのまま下流に流れ堆積すれば、治水面・環境面に影響を与えることが懸念される。

土砂・礫石は、堆積している70万立方メートル中、10万立方メートルを除去し、残りは自然流下で状況を観察するとした。シルトは砂よりも粒子が細かく、岩や礫石に付着しているコケ・藻に絡まり、河川に堆積する可能性がある。コケを主食とする鮎にも大きな影響が出ると判断し、ダム撤去開始までに全量を除去すると決められた。

工事完了は18年3月末

実際の撤去工程だが、荒瀬ダムは可動堰(ぜき)付き重力式越流型コンクリートダムだ。工法は「右岸先行スリット撤去工法」を採用し、フジタ・中山建設工事共同企業体が請け負う。12年度はダムのゲート部分の撤去と水位低下設備の設置から始まった。

ダム本体の撤去工事に伴い、貯水位を下げる必要がある。ダム堤体に「FONDリル工法」を用いて高さ4メートル、幅5メートル、長さ17メートルの矩形(くけい)トンネルを掘削し、ダムの放流口を確保した。

そこへ重さ30トンの水位低下ゲートを設置。この水位低下設備は貯水位を徐々に低下させるための流量調節機能を持たせ、また緊急時にはゲートを開閉できるようにすることで、円滑な放水を確保した。同時に右岸側にある門(ゲート)が撤去されたが、ゲートは一度にクレーンでつり出せないため、16分割する必要があった。

13年度は中央部の4ゲートと、右岸の門柱、管理橋の撤去が行われた。門柱には内部に鉄筋が入っている。鉄筋を切断し、爆薬を挿入するために削孔する。そこに装薬した上で制御発破し破砕塊を搬出する作業を繰り返し、3門柱を撤去した。

また、門柱は高さが20メートル以上あることから高所作業を減らすため、門柱を倒壊させた後に小割する方法を採用した。14年度は右岸みお筋部の堤体を、門柱撤去時同様の制御発破により撤去した。15年度は左岸側の管理橋と5門柱を撤去しているところだ。

16年度はダム建設前の河床を基準に左岸側の堤体を撤去し、17年度は残っている右岸部を撤去していく。工事完了は18年3月末を予定している。

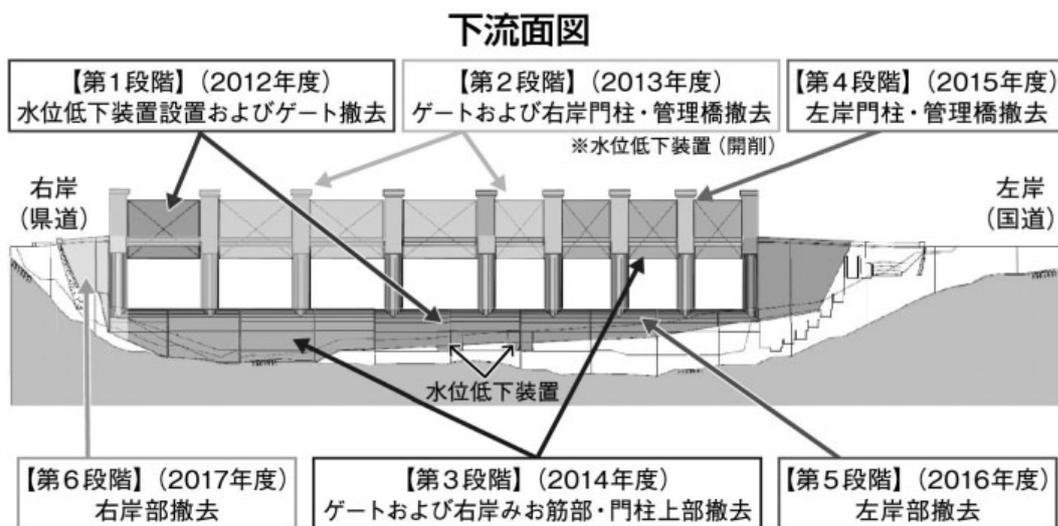
ダム撤去で水質改善

12年から始まった撤去工事だが、工事完了後、2年間は環境モニタリングを続け、フォローアップ専門委員会に報告していく方針だ。

ダム撤去に伴い影響を受けると予想される底生動物(ウスイロオカチグサやモノアライガイ)は別の場所への移植を実施している。また、工事に伴う廃棄物(コンクリート殻)は発電に使用していた導水トンネルの埋戻しに活用し、処分量を抑えている。

滞留水がダム撤去によって流水状態になったことで、「水質面での改善が確認された」と地域住民から歓迎の声が熊本県に多く寄せられている。実際、鮎のエサとなるコケや藻、他生物についても増えつつある状況が確認されている。

工事完了まで残り2年あまり。「安全面、環境面に配慮しながら、確実な撤去を遂行していく」(吉ヶ嶋雅純熊本県企業局荒瀬ダム撤去室長)と決意を新たにしている。



ダム撤去工事の概要

放流工掘削状況



放流工掘削状況



○ 「ウナギが生きる川を取り戻す。ウナギと河川環境の問題を考えるシンポジウム」

和波 一夫

2016年9月11日(日)午後、東京・水道橋の全水道会館の大会議室で本シンポジウムが開催されました。主催団体は「利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト」に取り組んでいる「利根川流域市民委員会」です。

ニホンウナギ漁獲量の減少はすさまじいものがあります。とりわけ、霞ヶ浦を含む利根川は、かつて日本で最大のウナギ漁獲量がありましたが、今は激減しています。激減した要因はシラスウナギの乱獲だけでなく、様々な河川工作物や河川工事により、ウナギの遡上・降下が妨げられ、ウナギの生息場（エサ場、隠れ場所）が失われてきたことも大きな要因と考えられます。



そこで、ウナギが生息できる河川環境を取り戻すため、ウナギに関する第一線の研究者が、今後の河川のあり方を市民とともに考えるシンポジウムを開催しました。シンポジウムの構成は次の通りです。

講演 海部健三さん〈中央大学准教授 IUCN（国際自然保護連合）種の保存委員会 ウナギ属魚類専門家グループメンバー〉 「ウナギの保全生態学 ニホンウナギの現状と保全策」

パネルディスカッション「ウナギが生息できる環境を取り戻すため、河川のあり方を考える」

パネリスト 海部健三さん、二平 章さん（茨城大学人文学部市民共創教育研究センター・客員研究員）、浜田篤信さん（NPO霞ヶ浦アカデミー、元・茨城県内水面水産試験場長）、コーディネーター 和波一夫（利根川流域市民委員会）

河川環境の変化がウナギの生息に大きな影響を与えていることを専門家が詳しく解説し、ディスカッションを行いました。多くの知見が得られる中身の濃いシンポジウムでした。

紙数の関係で、海部さんの講演の要点の一部のみを紹介します。

海部健三・中央大学准教授の講演

「ニホンウナギの減少を引き起こしている要因は、他の多くの種と同様、複合的なものであり、①海洋環境の変動、②過剰な漁獲、③成育場の環境変化の三つの要因が重要である。高度経済成長期以降、日本の河川には河口堰やダム、砂防堤など多くの河川横断工作物が建設され、河川の上流と下流のつながりを含む、海と川のつながりが失われた。ニホンウナギをおびやかしている複合要因のうちでも、成育場の喪失がもっとも重要な要因であろう。」

「ニホンウナギが遡上できる河川であれば、海と川のつながりは



海部健三 著 共立出版
2016年5月発行

良好であり、ダムなど人為的影響によって遡上できない河川は、改善する必要がある。」

「ニホンウナギは河川と海の連結性、水辺の食物網の健全性の指標種として優れているだけでなく、水辺の生物多様性の回復を進めるためのシンボルとしても、大きな役割を果たすことができる。」

ウナギが生息できる河川環境を取り戻すための提言

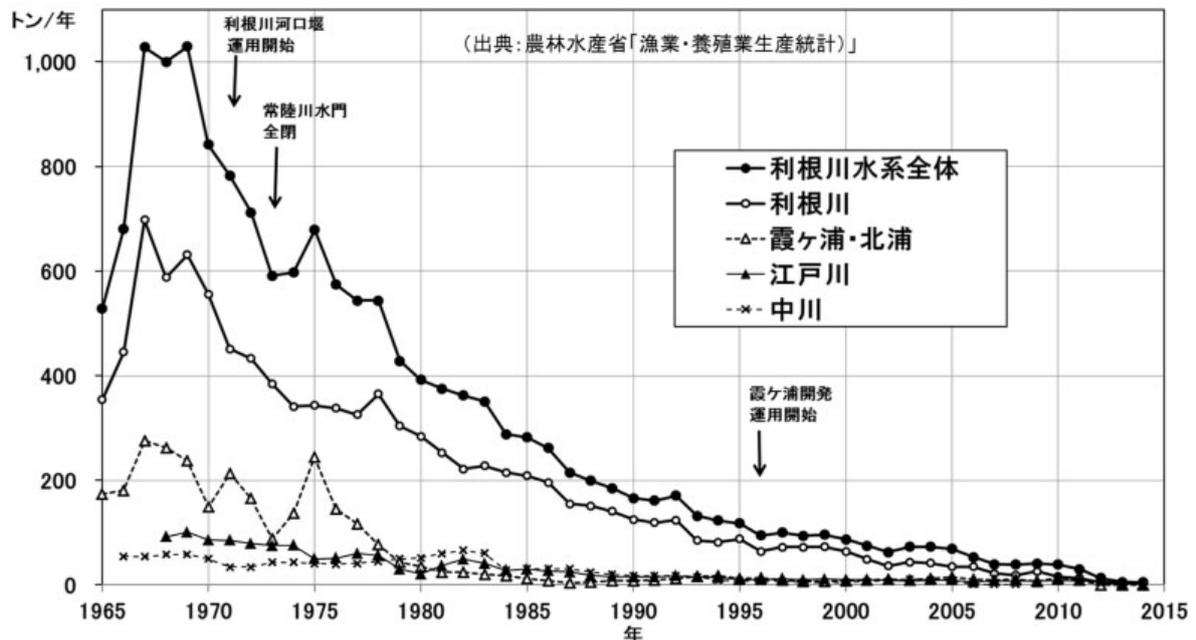
本シンポジウムではウナギが生息できる河川環境を取り戻すため、重要な提言がなされました。それは次の3点です。

- ① 海と川のつながりの回復が最重要課題
(ウナギが遡上できないところで何をやっても無駄であるから、①が最重要課題である。)
- ② 局所環境について、河川では水際の土と植生、多様な水深が重要。
- ③ 沿岸では干潟河川や沿岸域の本来の姿を取り戻す視点が必要。

利根川流域市民委員会はこの提言にそって、「利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト」の活動にこれからも取り組んでいく予定です。



ウナギ漁獲量の推移(利根川水系)



IV ダムの費用便益比の問題(ダム推進のまやかしの根拠)

○ 不特定(流水の正常な機能の維持)の
費用便益計算の虚構
思川開発事業を例にとって

公共事業の再評価で最も重要な評価項目
は費用便益比B/C

B/Cが1を超えていれば、継続
B/Cが1を下回れば、見直し

1

思川開発事業の費用便益比 (2016年度思川開発事業の検証報告より)

	現在価値化後	〔現在価値化前〕
I 総便益		
①洪水調節に係る便益	約 493 億円	〔約 1572 億円〕
②流水の正常な機能の維持に関する便益 (異常温水時の緊急水の補給を含む)	約 1863 億円	〔約 1362 億円〕
③残存価値	約 57 億円	
④総便益(①+②+③)	約 2414 億円	

II 総費用

①建設費(河川事業分)	約 1890 億円	〔約 1382 億円〕
②維持管理費	約 101 億円	〔約 321 億円〕
③総費用(①+②)	約 1991 億円	

III 費用便益比(I/II)

B/C 約 2411 億円/約 1991 億円 = 約 1.2

〔注〕思川開発事業の建設が 1969 年度から始まって 2024 年度に完成するとし、ダム完成 50 年後までの便益が計算されている。

2

「不特定(流水の正常な機能の維持)」の便益は
身替りダム建設費から計算

C 費用

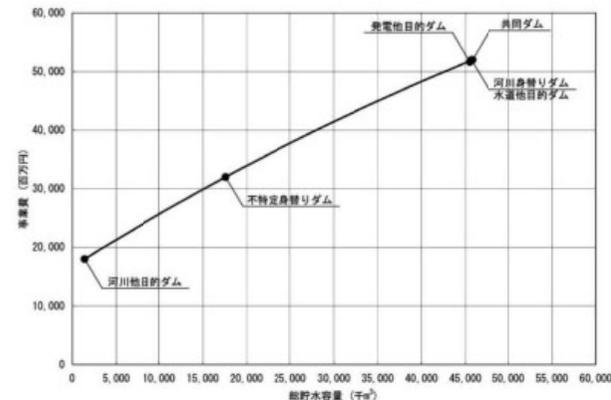
他の目的も加えてより大きなダムを建設した場合の建設費のうち、「不特定」の目的の持分

B 便益(身替りダム建設費)

「不特定」だけが目的のダムを単独に建設した場合であるから、必ず、スケールメリットが働かないBはスケールメリットが働くCより大きくなり、B/Cは1を超える。

不特定の便益を身替りダム建設費で求めると、便益は必ず、費用より大きな値になる。

3



目的	貯水容量 (千 m^3)	事業費 (百万円)
共同ダム	45,800	52,000
河川他目的ダム	45,700	51,988
不特定身替りダム	17,600	32,000
河川他目的ダム	1,400	18,037
発電他目的ダム	45,700	51,988
発電他目的ダム	45,500	51,647

平取ダムの場合

図 4-18 平取ダム H17CV

不特定の身替りダムの事業費 320億円

不特定の費用 $520\text{億円} \times 1760\text{万}m^3 \div 4580\text{万}m^3 = 200\text{億円}$

(「共同ダムの事業費」×「不特定分の貯水容量の割合」)

$320\text{億円} \div 200\text{億円} = 1.6$

4

2009年(平成21年)10月11日(日曜日) 朝日新聞

ダム費用対効果水増し

愛知・設楽 便益に建設費計上

国土交通省が治水効果などを算出するダム費用対効果算出率、九八〇万に引き上げ、治水効果の算出に建設費を計上する。治水効果の算出に建設費を計上する。治水効果の算出に建設費を計上する。

設楽ダムの費用対効果 (単位:億円)

治水維持 (単1)	3230	31
治水維持 (単2)	1269	
建設事業 (単2)	1361	237
維持管理		
合計		2.8

※1 治水効果の被害額から算出
 ※2 ダム建設事業費の70億円のうち国負担から算出
 (注) ダム完成から50年分まで試算

国土交通省試算

7

さらに、「不特定の便益がダム完成までに発生する」というありえない条件を設定することによって、便益 >> 費用が決定的になる。

現在価値化
 各年度の貨幣価値が異なるので、基準年度での評価値に換算することを現在価値化という。年4%の社会的割引率を用いて換算することになっている。

現在価値化の計算により
 将来の費用・便益は減額され、過去の費用・便益は増額される。

思川開発の現在価値化の計算の前提
 1969年度に建設開始、2024年度に完成。
 ダム完成50年後の2074年度まで計算
 計算基準年 2016年度
 (現在価値化で2015年度までは増額、2017年度以降は減額になる。)

6

ダム建設期間 1969~2024年

計算基準年

ダム完成後 2025年度~

思川開発の費用便益の現在価値化計算

年度	治水	不特定	便益	
			現在価値①	現在価値②
1969
1970
...
2024
2025
...
2074
合計	157,150	49,338	136,223	186,288

治水の便益はダム完成後に発生
 不特定の便益はダム完成前に発生

7

思川開発の費用便益の現在価値化計算

(単位:百万円)

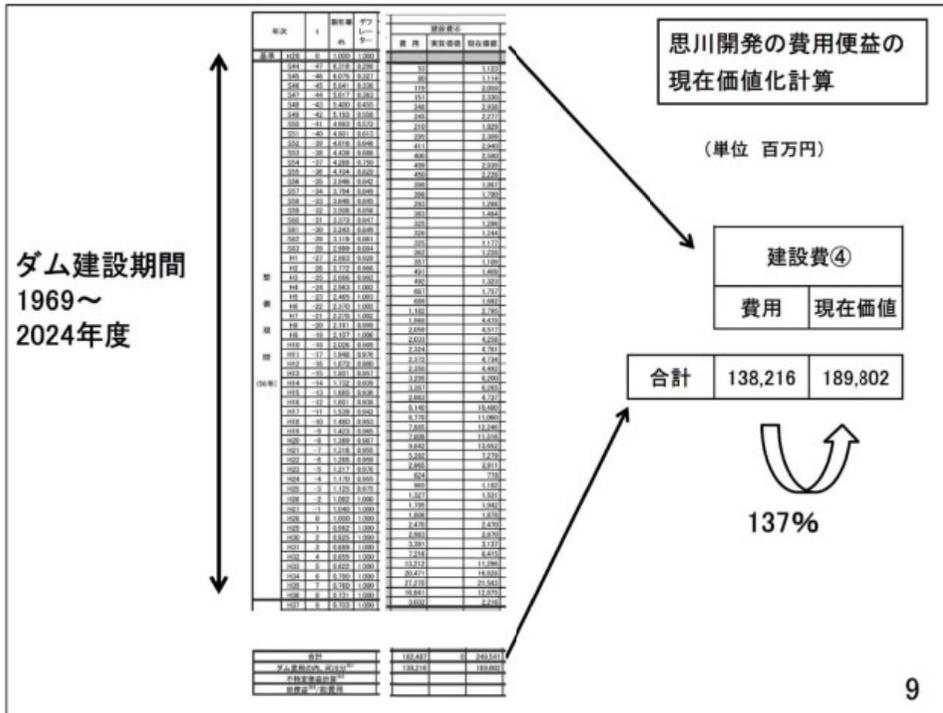
年度	治水	不特定	便益	
			現在価値①	現在価値②
1969
...
2024
2025
...
2074
合計	157,150	49,338	136,223	186,288

合計 157,150 49,338 136,223 186,288

31% 137%

ダム完成後 2025~2074年度

8



不特定の費用便益計算の虚構

まやかしの手法①
身替りダム建設費で便益を求め

まやかしの手法②
その便益がダム完成までに発生するとして、現在価値化後の数字を大きくする。

これにより、不特定の便益は確実に不特定の費用よりかなり大きくなる。B/Cが1を超えるか否かで事業の是非を判断するにもかかわらず、必ず1を超える計算手法を使用するのはあまりにも恣意的である。

このようなデタラメ計算の根拠となっているのは国土交通省の二つの文書

「不特定容量、濁水対策容量を有するダムの事業評価について」
(2005年11月30日付け国土交通省河川局)

「ダムの不特定容量の便益算定について」
(2010年11月24日付け国土交通省河川局)

11

不特定の費用便益比

仮に身替りダム建設費で便益を求めるとしても、その便益がダム完成後に発生するというごく当然の設定をするだけで、

不特定の現在価値後の便益は1863億円ではなく、現在価値化前の便益1362億円×31%=422億円になり、

思川開発の総便益は493+422+57=972億円になる。

→ 費用便益比 972億円÷1991億円=0.49

1を大きく割り込み、思川開発は見直しの対象となる。

10

国土交通省に対して二つの文書の撤回を求める取り組みが必要。

不特定容量、濁水対策容量を有するダムの事業評価について」
(2005年11月30日付け国土交通省河川局)

「ダムの不特定容量の便益算定について」
(2010年11月24日付け国土交通省河川局)

別添

国河計第127号
国河環第74号
国河治第95号
平成22年11月24日

各地方整備局 河川部長等 殿

河川局 河川計画課長

河川環境課長

治水課長

ダムの不特定容量の便益算定について

不特定容量の便益を代替法により算定する際は、今後、原則として、対象ダムの整備期間中の各年度に割って身替りダムの建設費を計上する方法により算定されたい。

12

V ダム見直しの経過とダム事業の現状

○ ダム検証（2010年度～）の経過

（1） ダム検証の始まり

2009年9月の政権交代に伴い、全国で事業中のダムの検証を行うことになり、同年11月に国土交通省に「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が設置され、同有識者会議がダム検証の手順と基準を定めることになった。しかし、委員9人から成る同有機者会議はダム懐疑派の専門家が一切排除されたこと、さらに非公開の会議であったことにより、その後、国土交通省の思惑通りにダム事業推進の方向に進むことになった。

2010年9月27日に同有識者会議は、ダム事業見直しの評価基準や検証手続きに関する「中間とりまとめ」を国土交通大臣に提出した。この「中間とりまとめ」に基づいて作成された「再評価実施要領細目」に沿ってダム事業の検証を行うことを翌日、9月28日に国土交通大臣は各地方整備局に指示し、道府県知事に要請した。これにより、本体工事着手済みのダム事業等を除き、全国で84のダム事業の検証が行われることになった。

2011年3月からダム事業者の検証報告が上記の有識者会議にかけられ、その答申を受けて、国交省が対象ダムについて継続または中止の方針を決定してきている。

（2） ダム検証の当初からの問題点

① 多くのダム事業を検証対象から除外

ダム検証では、本体工事着手済み、本体工事駆け込み契約、既存施設機能増強のダム事業を対象外としたため、早々に約60のダム計画に事業推進のお墨付きを与えてしまった。

- ・本体工事駆け込み契約：新内海ダム（香川県）、路木ダム（熊本県）、浅川ダム（長野県）等
- ・本体工事着手済み：当別ダム（北海道）、湯西川ダム（関東地方整備局）等
- ・既存施設機能増強：天ヶ瀬ダム再開発（近畿地方整備局）、鹿野川ダム改造（四国地方整備局）等

② 検証対象ダムの工事継続

ダム工事が次の段階に移行しない範囲で、工事継続を容認したため、ダムが中止になれば、明らかに不要となる工事が続行された。

- 例 成瀬ダム（秋田県 直轄ダム）：転流工の工事を続行
- 川上ダム（三重県 水機構ダム）：転流工の工事を続行
- 思川開発（栃木県、水機構ダム）：転流工の工事を続行

（3） ダム検証の経過と現状

① 現在までの検証結果

2016年11月1日までのダム検証の結果は下表のとおりである。検証終了ダム80ダムのうち、55ダムが推進、25ダムが中止になっている。中止ダムは補助ダムが多い。残り4ダムは検証中である。

ダムの検証状況（2016年11月1日現在）

	検証対象ダム	検証終了ダム		検証中のダム
		推進	中止	
直轄ダム・水資源機構ダム	31	24	6	1
道府県ダム(補助ダム)	53	31	19	3
計	84	55	25	4

(検証終了ダム:国交省の対応方針が出たダム事業)

検証の結果、推進になったダム、中止になったダムを次ページ以降の表に示す。

② 中止ダムの内容

検証終了ダムのうち、中止ダムの割合が31%あるが、このことはダム検証に意味があったことを示すものではない。ダム検証で中止となったダムの最近の予算額を見ると、ゼロか数千万円以下にとどまっていて、もともと事業推進の意欲が低いものが多い。

すなわち、中止ダムのほとんどはダム事業者の意向によって中止になったのであって、適切な検証が行われた結果によるものではない。

ダム検証といっても、その内容はダム案が圧倒的に有利となる枠組みの中でダム案と非ダム案の比較を行うものであるから、ダム事業者がダム見直しの意図を持っていない限り、中止の検証結果が出ることはない。

例外と言えるのは、兵庫県の武庫川ダム、熊本県の五木ダム、滋賀県の北川ダムである。武庫川ダムと五木ダムは流域の運動の高まり、北川ダムは嘉田由紀子・前知事のリーダーシップによって中止になった。

③ 検証が終了した注目ダムはほとんどが継続へ

検証が終了した注目ダムはほとんどが継続となっている。

継続となったダム

直轄ダム、水機構ダム

八ッ場ダム、足羽川ダム、サンルダム、立野ダム、平取ダム、成瀬ダム、山鳥坂ダム、設楽ダム、川上ダム、霞ヶ浦導水事業、利賀ダム、城原川ダム、大戸川ダム、思川開発事業（南摩ダム）、・・・

補助ダム

五ヶ山ダム、最上小国川ダム、築川ダム、厚幌ダム、安威川ダム、内ヶ谷ダム、石木ダム、平瀬ダム、・・・

④ 検証中のダム

検証が終了していないダム等事業は次のとおりである。

水機構事業：木曾川連絡導水路

補助ダム：角間ダム（長野）、大島ダム（岐阜）、水無瀬生活貯水池（岐阜）

○ ダム検証の結果

検証により推進となった直轄ダム・水資源機構ダム (2016年11月1日現在)

No.	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千m ³)	事業費 (億円)	平成20年度 末までの事業 費進捗率 (%)	平成28年度予算 (百万円)	平成21年度時点の 事業段階	事業者の 検証結果	有識者会議		国交省の方針決 定
									年月日	結果	
1	関東地整	ハツ場ダム	107,500	4,600	70	22,232	転流工工事	推進	2011/12/1	追認	2011/12/22
2	近畿地整	足羽川ダム	28,700	1,450	8	5,062	調査・地元説明	推進	2012/6/26	追認	2012/7/23
3	九州地整	大分川ダム	24,000	967	48	14,393	転流工工事	推進	2012/7/11	追認	2012/7/30
4	北海道開発局	サンルダム	57,200	528	47	5,662	生活再建工事	推進	2012/10/29	追認	2012/11/12
5	水資源機構	小石原川ダム	40,000	1,960	10	17,525	生活再建工事	推進	2012/11/22	追認	2012/12/6
6	九州地整	立野ダム	10,100	425	95	4,198	生活再建工事	推進	2012/11/22	追認	2012/12/6
7	北海道開発局	沙流川総合開発(平取ダム)	45,800	1,313	71	5,350	生活再建工事	推進	2012/12/17	追認	2013/1/25
8	東北地整	成瀬ダム	78,700	1,530	14	6,085	転流工工事	推進	2012/12/17	追認	2013/1/25
9	北海道開発局	幾春別川総合開発 新桂沢ダム	147,300	835	43	4,452	転流工工事	推進	2013/1/22	追認	2013/1/28
10	北海道開発局	幾春別川総合開発 三笠ぼんべつダム	8,620				転流工工事	推進	2013/1/22	追認	2013/1/28
11	四国地整	山鳥坂ダム	24,900	850	20	2,786	調査・地元説明	推進	2013/1/22	追認	2013/1/28
12	四国地整	中筋川総合開発(横瀬川ダム)	7,300	400	31	2,203	転流工工事	推進	2013/1/22	追認	2013/1/28
13	中部地整		新丸山ダム		146,350		34	3,434	生活再建工事	推進	2013/7/23
14	九州地整	本明川ダム	8,600	780	--	1,256	調査・地元説明	推進	2013/8/8	追認	2013/8/23
15	東北地整	鳥海ダム	(未定)	(未定)	--	2,112	調査・地元説明	推進	2013/8/8	追認	2013/8/23
16	東北地整	鳴瀬川総合開発※	(未定)	(未定)	--	1,323	調査・地元説明	推進※	2013/8/8	追認	2013/8/23
17	中部地整	設楽ダム	9,800	2,070	11	5,216	生活再建工事	推進	2014/4/22	追認	2014/4/25
18	関東地整	霞ヶ浦導水	--	1,900	76	1,253	(工事中)	推進	2014/8/6	追認	2014/8/25
19	水資源機構	川上ダム	33,000	850	66	2,181	転流工工事	推進	2014/8/6	追認	2014/8/25
20	九州地整	城原川ダム	(未定)	(未定)	--	100	調査・地元説明	推進	2016/7/8	追認	2016/7/20
21	北陸地整	利賀ダム	31,100	1,150	27	2,001	生活再建工事	推進	2016/8/3	追認	2016/8/25
22	近畿地整	大戸川ダム	33,600	740	83	1,351	生活再建工事	推進	2016/8/3	追認	2016/8/25
23	九州地整	筑後川水系ダム群連携	--	(未定)	--	82	調査・地元説明	推進	2016/8/3	追認	2016/8/25
24	水資源機構	思川開発 [南摩ダム]	51,000	1,850	40	1,796	転流工工事	推進	2016/8/3	追認	2016/8/25

※鳴瀬川総合開発として計画されていた田川ダムは中止し、宮城県の筒砂子ダム計画の規模を拡大して鳴瀬川総合開発事業として推進する。(宮城県の筒砂子ダム計画は中止)

検証により推進となった補助ダム（2016年11月1日現在）

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千m ³)	平成21年度時 点の事業費 (億円)	平成20年度末ま での事業費進捗率 (%)	平成28年度予算 (百万円)	平成21年度時点の 事業段階	事業者の 検証結果	有識者会議		国交省の方針決定
1	福岡県	五ヶ山ダム	40,200	1,050	41	6,340	生活再建工事	推進	2011/3/1	追認	2011/5/19
2	福岡県	伊良原ダム	28,700	678	24	13,500	生活再建工事	推進	2011/3/1	追認	2011/5/19
3	山形県	最上小国川ダム	2,400	70	17	900	調査・地元説明	推進	2011/6/29	付帯意見	2011/8/12
4	兵庫県	金出地ダム	4,700	170	46	—	生活再建工事	推進	2011/6/29	追認	2011/8/12
5	兵庫県	西紀生活貯水池	383	54	39	—	生活再建工事	推進	2011/6/29	追認	2011/8/12
6	和歌山県	切目川ダム	3,960	159	34	—	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
7	岩手県	築川ダム	19,100	530	49	1,960	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
8	高知県	和食ダム	730	128	13	1,154	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
9	北海道	厚幌ダム	47,400	360	36	8,501	生活再建工事	推進	2011/8/23	追認	2011/8/26
10	青森県	駒込ダム	7,800	450	16	485	生活再建工事	推進	2011/8/23	追認	2011/8/26
11	福井県	河内川ダム	8,000	415	41	2,940	生活再建工事	推進	2011/9/26	追認	2011/10/27
12	福井県	吉野瀬川ダム	7,800	415	50	430	生活再建工事	推進	2011/9/26	追認	2011/10/27
13	大分県	竹田水害緊急 玉来ダム	4,550	640	62	1,170	調査・地元説明	推進	2011/9/26	追認	2011/10/27
14	香川県	椋川ダム	10,560	480	12	5,200	生活再建工事	推進	2011/11/9	追認	2012/2/13
15	高知県	春遠生活貯水池	770	66	27	140	生活再建工事	推進	2011/11/9	追認	2012/2/13
16	広島県	庄原生活貯水池	701	60	28	—	生活再建工事	推進	2011/11/9	追認	2012/2/13
17	大阪府	安威川ダム	18,000	1,314	56	6,200	生活再建工事	推進	2012/4/26	追認	2012/6/11
18	岐阜県	内ヶ谷ダム	11,500	260	68	1,750	生活再建工事	推進	2012/4/26	追認	2012/6/11
19	長崎県	石木ダム	5,480	285	46	120	生活再建工事	推進	2012/4/26	付帯意見	2012/6/11
20	新潟県	儀明川ダム	2,880	120	60	88	生活再建工事	推進	2012/6/13	追認	2012/7/2
21	新潟県	新保川生活貯水池再開発	1,150	56	22	0	用地買収	推進	2012/6/13	追認	2012/7/2
22	山口県	平瀬ダム	29,500	740	65	5,460	転流工工事	推進	2012/7/11	追認	2012/7/30
23	島根県	波積ダム	3,310	169	26	302	生活再建工事	推進	2012/7/23	追認	2013/7/31
24	島根県	矢原川ダム	(未定)	(未定)	—	240	調査・地元説明	推進	2012/7/23	追認	2013/7/31
25	長崎県	長崎水害緊急 浦上ダム	1,895	775	65	337	調査・地元説明	推進	#####	追認	2012/11/12
26	山口県	木屋川ダム再開発	(未定)	(未定)	—	125	調査・地元説明	推進	#####	追認	2013/1/25
27	宮城県	川内沢ダム	(未定)	(未定)	—	200	調査・地元説明	推進	2013/7/23	追認	2013/7/31
28	三重県	鳥羽河内ダム	4,820	197	13	530	調査・地元説明	推進	2013/8/8	追認	2013/8/23
29	山口県	大河内川ダム	4,330	165	51	300	生活再建工事	推進	2015/8/24	追認	2015/9/8
30	香川県	五名ダム再開発	6,750	230	5	15	調査・地元説明	推進	2016/7/8	追認	2016/7/20
31	香川県	綾川ダム群	(長柄ダム) 9,750	104	12	15	調査・地元説明	推進	2016/7/8	追認	2016/7/20
	兵庫県	与布土生活貯水池	1,080	120	42	855	駆け込み本体工事	検証対象外			平成26年度完成
	香川県	内海ダム再開発	1,060	185	23	—	駆け込み本体工事	検証対象外			平成25年度完成
	熊本県	路木ダム	2,290	90	42	—	駆け込み本体工事	検証対象外			平成25年度完成
	広島県	野間川生活貯水池	560	74	35	—	駆け込み本体工事	検証対象外			平成25年度完成
	長野県	浅川ダム	1,100	380	53	2,190	駆け込み本体工事	検証対象外			

検証により中止となった直轄ダム・水資源機構ダム (2016年11月1日現在)

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千m ³)	事業費 (億円)	平成20年 度末まで の事業費 進捗率 (%)	平成28年度予 算 (百 万円)	平成21年度時点の 事業段階	事業者の 検証結果	有識者会議	国交省の方針決 定	
1	九州地整	七滝ダム	(未定)	(未定)	--	--	調査・地元説明	中止	2011/3/1	追認	2011/5/19
2	関東地整	吾妻川上流総合開発	(未定)	(未定)	--	--	調査・地元説明	中止	2011/9/26	追認	2011/10/27
3	中部地整	三峰川総合開発(戸草ダム)	61,000	--	--	--	調査・地元説明	中止	2012/10/29	追認	2012/11/12
4	関東地整	荒川上流ダム再開発	(未定)	(未定)	--	--	調査・地元説明	中止	2012/11/22	追認	2012/12/6
5	関東地整	利根川上流ダム群再編	(未定)	(未定)	--	--	調査・地元説明	中止	2014/8/6	追認	2014/8/25
6	水資源機構	丹生ダム	150,000	1,100	50	298	生活再建工事	中止	2016/7/8	追認	2016/7/20
	水資源機構	木曾川水系連絡導水路	--	890	10	263	(調査中)	検証中			
	九州地整	川辺川ダム	133,000	2,650	80	426	転流工工事済み	中止方針により、検証の対象外。 ただし、ダム基本計画は廃止されていない。			

※鳴瀬川総合開発として計画されていた田川ダムは中止し、宮城県の筒砂子ダム計画の規模を拡大して鳴瀬川総合開発事業として推進する。(宮城県の筒砂子ダム計画は中止)

検証で中止になった補助ダム (2016年11月1日現在)

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千m ³)	平成21年度時 点の事業費 (億円)	平成20年度末ま での事業費進捗率 (%)	平成28年度予 算 (百万 円)	平成21年度時点の 事業段階	事業者の 検証結果	有識者会議		国交省の方針決定
1	青森県	大和沢ダム	(未定)	(未定)	--	--	調査・地元説明	中止	2011/3/1	追認	2011/5/19
2	千葉県	大多喜ダム	2,100	145	46	--	生活再建工事	中止	2011/6/13	追認	2011/8/12
3	兵庫県	武庫川ダム	9,500	290	5	--	調査・地元説明	中止	2011/6/29	追認	2011/8/12
4	青森県	奥戸生活貯水池	1,590	90	21	--	生活再建工事	中止	2011/8/23	追認	2011/8/26
5	岡山県	大谷川生活貯水池	422	61	17	--	生活再建工事	中止	2011/11/9	追認	2012/2/13
6	沖縄県	儀間川総合 タイ原ダム	420	--	--	--	用地買収	中止	2012/4/26	追認	2012/6/11
7	新潟県	常浪川ダム	33,300	364	32	--	生活再建工事	中止	2012/6/13	追認	2012/7/2
8	新潟県	晒川生活貯水池	490	86	31	--	生活再建工事	中止	2012/6/13	追認	2012/7/2
9	長野県	黒沢生活貯水池	743	150	5	--	調査・地元説明	中止	2012/6/26	追認	2012/7/23
10	長野県	駒沢生活貯水池	540	60	6	--	調査・地元説明	中止	2012/6/26	追認	2012/7/23
11	滋賀県	北川ダム	第一ダム 10,400 第二ダム9,940	430	26	--	生活再建工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
12	熊本県	五木ダム	3,500	162	90	--	転流工工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
13	徳島県	柴川生活貯水池	252	80	44	--	生活再建工事	中止	2012/12/17	追認	2013/1/25
14	静岡県	布沢川生活貯水池	816	170	33	--	生活再建工事	中止	2013/1/22	追認	2013/1/28
15	佐賀県	有田川総合(猿川ダム)	(未定)	(未定)	--	--	調査・地元説明	中止	2013/7/23	追認	2013/7/31
16	岩手県	津付ダム	5,600	141	25	--	生活再建工事	中止	2015/8/24	追認	2015/9/8
17	群馬県	倉淵ダム	11,600	400	40	--	生活再建工事	中止	2015/8/24	追認	2015/9/8
18	群馬県	増田川ダム	5,800	378	7	--	調査・地元説明	中止	2015/8/24	追認	2015/9/8
19	宮城県	筒砂子ダム※	30,900	800	4	--	調査・地元説明	中止※	2013/8/8	追認	2013/8/23
	岐阜県	大島ダム	4720	168	15	0	用地買収	検証中			
	長野県	角間ダム	2,610	250	6	0	調査・地元説明	検証中			
	岐阜県	水無瀬生活貯水池	1,042	60	6	0	調査・地元説明	検証中			
	大阪府	槇尾川ダム	1,400	128	37	--	本体工事→中止	中止	(検証対象外であったが、大阪府が検証)		

※宮城県の筒砂子ダムは県の事業としては中止であるが、その規模を拡大して東北地方整備局の鳴瀬川総合開発事業として推進する。

○ ダム見直しの経過（ダム検証の前まで）

1 ダム等審議委員会（1995年度～）

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995年度から試行として始まり、13の事業に委員会が設置された。その他に細川内ダムにも設置の予定であったが、木頭村の反対で設置されなかった。1998年度からの公共事業再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなった。

審議中断になっていた小川原湖総合開発事業については2002年11月の東北地方整備局の事業評価監視委員会で中止の答申が出て、審議委員会が再度開かれることなく、同事業は中止となった。これで、対象ダムの答申が揃い、ダム等審議委員会の役目はすべて終わった。

対象事業のうち、中止の答申が出たものの他に、推進の答申がでて、中止になったものがある。

・推進になった事業

完成済み：宇奈月ダム、苫田ダム、徳山ダム

事業中：平取ダム、成瀬ダム

足羽川ダム（ダム地点が旧・美山町から池田町へ、貯水容量が7,180万m³から2,870万m³へ、4川の洪水をトンネルで導水する方式へ（整備計画は1川導水））

・中止になった事業

小川原湖総合開発事業（青森）、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木等）、矢作川河口堰（愛知）、紀伊丹生川ダム（和歌山）、高梁川総合開発事業（岡山）

吉野川第十堰（徳島）、川辺川ダム（熊本）。ただし、吉野川第十堰と川辺川ダムは中止の法的措置がまだ取られていない。

細川内ダム（審議委員会が設置されなかった）

2 ダム総点検（1997年度～）

1997年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として建設省等の行政内部で評価を行い、一部の事業について休止・中止の措置がとられるようになった。1999年度からは再評価制度に組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、下記3のⅠ～Ⅳの条件に該当しなくても、Ⅴの社会情勢の変化があるものとして再評価制度にかけることになった。したがって、総点検だけの結果は1999年度から発表されなくなった。

3 公共事業の再評価制度（1998年度～）

1998年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再評価が行われ、一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになった。2002年度からは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）が施行されたので、同法によって再評価が行われることになった（事業費10億円以上の事業を対象）。ダム事業の評価対象は次のとおりである。

再評価の対象（ダムの場合）

- i 予算上の建設段階に入って5年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業
- ii 予算上の建設段階に入って10年間経過した時点で、継続中の事業

- iii 予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業
- iv 再評価実施後5年間経過した事業
(直轄ダム・水資源機構ダムは2010年度から3年間経過した事業)
- v 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

評価対象事業は、事務局(地方整備局と都道府県)に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっているが、その実態はいくつかのダム事業をわずか一回の会議で審議するもので、事務局の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっている。

4 与党三党の中止勧告(2000年度)

2000年8月末に自民・公明・保守党は政府に233の公共事業の中止を勧告した。与党の見直し基準は次のとおりである。ただし、この基準に該当する事業がすべて勧告対象に含まれているわけではなく、勧告対象を選ぶに当たって、与党と主管官庁との間で調整があったと考えられる。

- i 採択後5年以上経過して未着工の事業
- ii 完成予定から20年経過して未完成の事業
- iii 政府の公共事業再評価制度で休止とされている事業
- iv 実施計画調査の着手後、10年以上経過して未採択の事業

この勧告を受けて、各事業者(各地方整備局と都道府県)がそれぞれの事業評価監視委員会に諮問を行い、その答申により、中止等の措置をとられた。

ダム事業の中止勧告：34ダム(生活貯水池を除く)

直轄ダム12、公団ダム2(ただし、思川開発は分水の中止)、補助ダム20

そのうち、直轄の清津川ダム(新潟)、山鳥坂ダム(愛媛)を除く32ダムは2001年度から中止、清津川ダムは2003年度から中止

山鳥坂ダムは中止されず、ダム検証で2013年1月に事業継続となった。

5 行政関わったダム見直し(2000年～)

(1) 長野県の脱ダム宣言

田中康夫長野県知事が2001年2月に「脱ダム」宣言を行い、長野県営ダムの中止方針を発表した。そして、県営ダムごとに治水・利水等ダム検討委員会が設置され、ダムの必要性について議論が積み重ねられた。対象になったダムは次のとおりである。

信濃川水系 浅川ダム、清川治水ダム、角間ダム、黒沢ダム

天竜川水系 下諏訪ダム、駒沢ダム、蓼科ダム、郷土沢ダム

浅川ダムは村井仁知事になって推進の方針に変わり、現在、本体工事中。2016年10月に試験湛水開始。(浅川ダムへの公金支出の差し止めを求める裁判は現在、東京高裁で係争中)

下諏訪ダム、蓼科ダム、清川治水ダムは2004年度から、郷土沢ダムは2010年度から、黒沢ダム、駒沢ダムは2013年度から中止になった。

角間ダムはダム検証の対象となっているが、中止になる可能性が高い。

田中知事時代には大仏(おおぼとけ)ダム(信濃川水系碓氷川(すすきがわ))が2000年に中止されている。

田中知事時代には9つのダム事業があったが、脱ダム宣言により、浅川ダムを除く8ダムは中止されたか、中止の方向にある。

(2) 淀川水系流域委員会

- 2003年1月 淀川水系流域委員会がダムを原則として建設しない提言を提出
- 2005年7月 近畿地方整備局が淀川水系5ダムの方針を発表
川上ダム、丹生ダム、天瀬川ダム再開発は実施する。
大戸川ダム、余野川ダムは当面実施しない。
- 2007年8月 近畿地方整備局が淀川水系河川整備計画原案を発表
川上ダム、大戸川ダム、天瀬川ダム再開発は実施する。
丹生ダムは最適案を検討するため、調査検討を行う。
余野川ダムは実施時期を検討する。
- 2008年4月 淀川水系流域委員会が原案に対する意見書を提出
「川上ダム、大戸川ダム、天瀬川ダム再開発、丹生ダムの実施を河川整備計画に位置付けることは適切ではない。」
- 2009年3月 近畿地方整備局が淀川水系河川整備計画を策定（原案とほぼ同じ）
（大戸川ダム：河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら、実施時期を検討する。）

対象5ダムの現状

- 余野川ダム：2008年に国交省が中止方針、2011年12月13日にダム基本計画を廃止
- 天瀬川ダム再開発：2013年7月に放流トンネル工事に着手（2016年10月に想定外の脆弱な地層に遭遇したため、事業費を430億円から590億円に増額し、完成を2021年度末に延期）
- 川上ダム：ダム検証で2014年8月に事業継続が決定（伊賀市民が反対運動を展開中）
- 丹生ダム：ダム検証で2016年8月に中止が決定
- 大戸川ダム：ダム検証で2016年8月に事業継続が決定。ただし、事業実施には淀川水系河川整備計画の変更が必要。

(3) 川辺川ダムが中止へ

2000年4月に就任した潮谷義子・熊本県知事は川辺川ダム計画に懐疑的な姿勢を示し続けた。この知事の姿勢と、球磨川流域での反対運動の盛り上がり、住民討論集会での白熱した議論の展開、川辺川農業利水裁判の控訴審での勝訴、漁業権等に関する収用委員会での闘いなどにより、川辺川ダム中止の機運が大いに高まった。

2008年8月には、ダムサイト予定地である相良村の徳田正臣村長と、川辺川ダムの最大の受益地とされていた人吉市の田中信孝市長が相次いで川辺川ダム反対の意思を表明した。それを受けて同年9月に蒲島郁夫・熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を求めた。

2009年9月に前原誠司国交大臣が川辺川ダムの中止方針を発表した。

ただし、国・県・関係市町村で構成する「ダムによらない治水を検討する場」幹事会、そのあとを引き継いだ「球磨川治水対策協議会」（2015年7月7日から）では川辺川ダムなしの球磨川水系河川整備計画は策定の見通しが立っていない。2012年11月に九州地方整備局が示した代替案では、人吉市付近の治水安全度は1/5～1/10程度しか確保されていない。

川辺川ダム計画なしの整備計画が策定されてから、川辺川ダム基本計画の廃止の手続きが取られるので、法的には川辺川ダムはまだ中止されていない。

○ 全国のダム予算の推移

全国のダム予算の推移

(億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
直轄ダム・水資源機構ダム	3,187	3,181	3,092	3,001	2,875	2,569	2,374	1,889	1,992	1,980	2,135	2,180
補助ダム	1,169	1,092	1,043	869	921	772	689	661	545	572	652	684
計	4,356	4,274	4,135	3,870	3,795	3,341	3,063	2,550	2,537	2,552	2,787	2,864

[注1] 利水者負担金を含む予算を示す。ただし、平成17～21年度の補助ダムの利水負担金は推定で加算した。

[注2] 直轄ダム・水資源機構ダムの予算は直轄堰堤改良事業と直轄堰維持事業を含む。

○ 今までの中止ダム

中止になったダムの数 (国土交通省関係)

(2016年11月現在)

中止年	直轄・水機構 ダム	補助ダム	計
1996年度	2	2	4
1997年度	0	6	6
1998年度	0	7	7
1999年度	0	0	0
2000年度	12	35	47
2001年度	0	8	8
2002年度	6	8	14
2003年度	4	6	10
2004年度	1	2	3
2005年度	0	6	6
2006年度	0	4	4
2007年度	0	2	2
2008年度	1	1	2
2009年度	1	1	2
2010年度	1	1	2
2011年度	0	1	1
2012年度	2	5	7
2013年度	2	8	10
2014年度	0	1	1
2015年度	1	0	1
2016年度	0	3	3
2017年度	1	0	1
計	34	107	141

中止年	ダム	生活貯水池	計
1996年度	4	0	4
1997年度	3	3	6
1998年度	4	3	7
1999年度	0	0	0
2000年度	33	14	47
2001年度	3	5	8
2002年度	12	2	14
2003年度	8	2	10
2004年度	1	2	3
2005年度	6	0	6
2006年度	2	2	4
2007年度	2	0	2
2008年度	2	0	2
2009年度	1	1	2
2010年度	1	1	2
2011年度	0	1	1
2012年度	5	2	7
2013年度	6	4	10
2014年度	1	0	1
2015年度	1	0	1
2016年度	3	0	3
2017年度	1	0	1
計	99	42	141

[注] 生活貯水池

山間部や半島部、島しょ部などの局地的な治水対策、利水対策を目的として、昭和63年に創設された小規模ダム建設のための国の補助事業。通常のダムに比較して小規模(有効貯水容量が概ね100万立方メートル以下)のダム

中止になったダム事業(国土交通省関連)

(2016年11月1日現在)

1997年度から 〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発(福島) 稲戸井調節池総合開発(茨城) 〔補助事業〕 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)	1998年度から 〔補助事業〕 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 幸川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)	1999年度から 〔補助事業〕 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)
2000年度から 〔直轄事業〕 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業	2001年度から(続) 〔補助事業〕 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザカ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)	2002年度から 〔補助事業〕 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島) 2003年度から 〔直轄事業〕 小川原湖総合開発事業(青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山) 〔公団事業〕 栗原川ダム(群馬) 〔補助事業〕 入川ダム(新潟) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)
2001年度から 〔直轄事業〕 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本) 〔公団事業〕 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) 〔大谷川分水・行川ダム〕	2004年度から 〔直轄事業〕 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄) 〔公団事業〕 戸倉ダム(群馬) 〔補助事業〕 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟) 倉淵ダム(群馬)〔凍結〕	2005年度から 〔直轄事業〕 木曾川流水総合改善事業(岐阜) 〔補助事業〕 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)
2006年度から 〔補助事業〕 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) 下諏訪ダム(長野) 蓼科ダム(長野) 清川治水ダム(長野)	2007年度から 〔補助事業〕 姫戸ダム(熊本) 吹山ダム(宮崎) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)	2008年度から 〔補助事業〕 男川ダム(愛知) 村松ダム(長崎)
2009年度から 〔直轄事業〕 余野川ダム(大阪) 〔補助事業〕 芹谷ダム(滋賀)	2010年度から 〔直轄事業〕 上矢作川ダム(岐阜) 〔補助事業〕 郷士沢生活貯水池(長野)	2011年度から 〔補助事業〕 奥間ダム(沖縄)
2012年度から 〔直轄事業〕 七滝ダム(熊本) 吾妻川上流総合開発(群馬) 〔補助事業〕 大和沢ダム(青森) 大多喜ダム(千葉) 武庫川ダム(兵庫) 奥戸生活貯水池(青森) 大谷川生活貯水池(岡山)	2013年度から 〔直轄事業〕 戸草ダム(長野) 荒川上流ダム再開発(埼玉) 〔補助事業〕 タイ原ダム(沖縄) 常浪川ダム(新潟) 北川ダム(滋賀) 五木ダム(熊本) 晒川生活貯水池(新潟) 黒沢生活貯水池(長野) 駒沢生活貯水池(長野) 柴川生活貯水池(徳島)	2014年度から 〔補助事業〕 猿川ダム(佐賀) 2015年度から 〔直轄事業〕 利根川上流ダム群再編(群馬) 2016年度から 〔補助事業〕 津付ダム(岩手) 倉淵ダム(群馬) 増田川ダム(群馬)
2017年度から 〔機構事業〕 丹生ダム(滋賀)		